

登別市強靱化計画 (素案)

令和3年4月
登別市

《 目 次 》

1 計画策定の趣旨、位置付け	
1.1 登別市強靱化の背景・必要性	1
1.2 本計画の位置付け	2
1.3 地域防災計画との関係	2
1.4 計画の期間	3
2 登別市の概況と想定される災害	
2.1 登別市の概況	4
2.2 想定される主な災害	14
3 登別市強靱化の基本的考え方	
3.1 基本目標・事前に備えるべき目標(カテゴリー)の設定	23
3.2 計画の対象とする災害	24
4 脆弱性評価及び推進方針	
4.1 脆弱性評価について	25
4.2 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定	25
4.3 リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価と推進方針(重点施策プログラム)	27
5 計画の推進と見直し	
5.1 計画の推進	82
5.2 計画の進捗管理・見直し	83
【別表】 推進事業一覧	
推進事業一覧	84

1. 計画策定の趣旨、位置付け

1. 1 登別市強靱化の背景・必要性

これまで我が国は、平成7年阪神・淡路大震災や平成23年東日本大震災等の大規模災害による甚大な被害に対し、長期にわたる復旧・復興を繰り返してきました。また、集中豪雨による多数の土砂災害が発生した平成29年7月九州北部豪雨、西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨等、近年、大規模な水害も頻発しており、今後の更なる多発化・激甚化が懸念されています。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）を制定、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」）を策定し、同計画に沿った強靱な国づくりを推進しています。

国土強靱化の取組を実効性のあるものとするためには、国のみならず、地方公共団体、民間事業者等が共に取り組むことが重要です。

特に地方公共団体については、国土強靱化基本法第4条に「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定されており、また、同法第13条では国土強靱化地域計画を策定できることが定められています。

これにより、北海道では、基本計画と調和を図りながら、平成27年3月に「北海道強靱化計画（以下「道地域計画」という。）」を策定し、北海道における強靱化に関する施策を推進しています。また、令和2年3月、強靱化の更なる推進や近年の自然災害の教訓、基本計画の見直しを踏まえ、道地域計画を改定しました。

登別市においても、平成23年東北地方太平洋沖地震や平成24年の大規模停電、平成28年の台風10号による豪雨災害、平成30年北海道胆振東部地震などを教訓として「登別市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきました。

本市としては、これまでの取組に加え、基本計画・道地域計画と調和を図り、改めて本市の災害リスクや地域特性等を踏まえ、今後大規模自然災害が発生したとしても、市民の生命・財産を保護し、また、経済・社会への被害を最小化し、速やかな復旧・復興を実現するため、災害に対して「強さ」と「しなやかさ」を持った、災害に強いまちづくりに向けた指針として「登別市強靱化計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

1. 2 本計画の位置付け

本計画は国土強靱化基本法第13条に基づき、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。また、基本計画、道地域計画と調和の保たれた計画とするとともに、本市の最上位計画である「登別市総合計画（基本構想）」、「登別市総合計画第3期基本計画」と整合を図りながら、国土強靱化基本法を踏まえ、登別市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性を持つ計画として位置付けます。

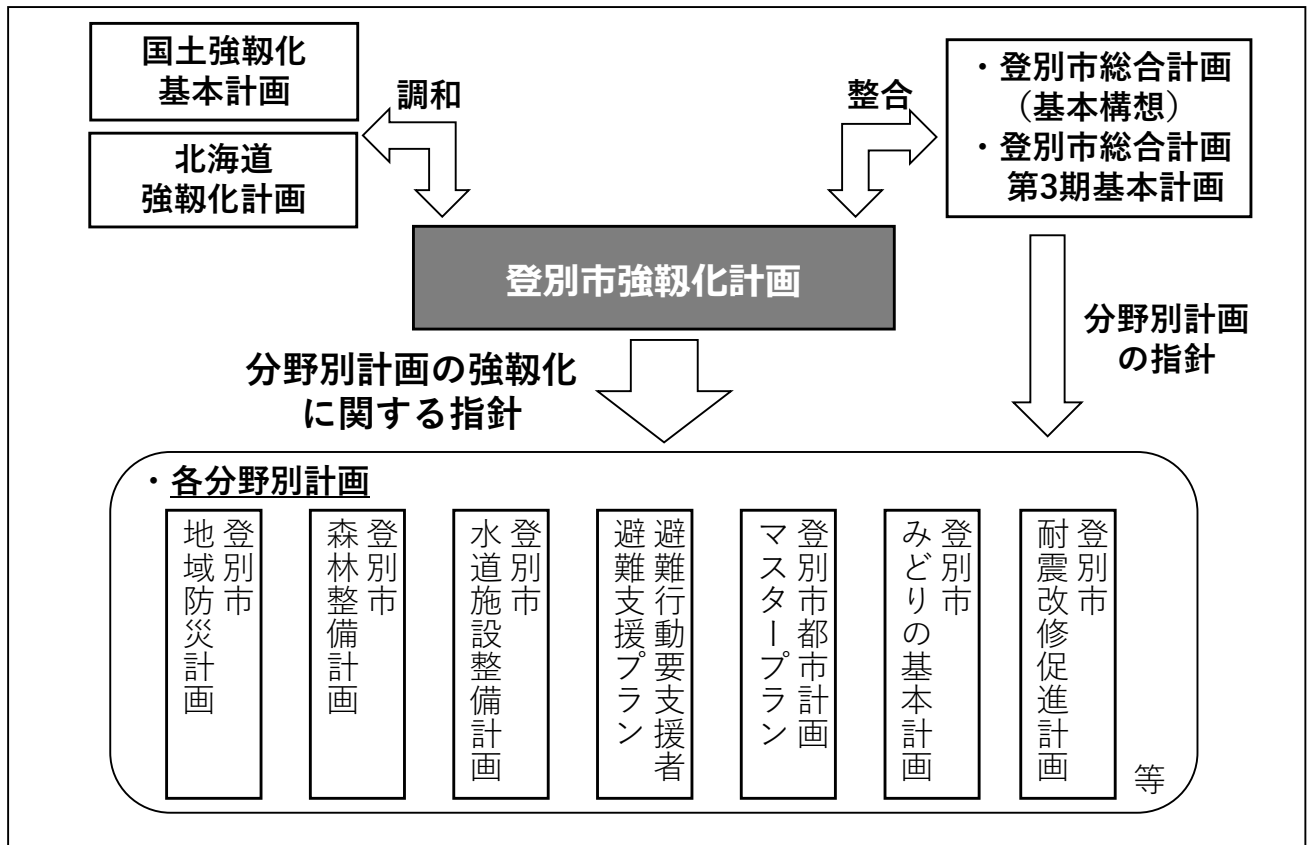


図 1-1：本計画の位置付け

1. 3 地域防災計画との関係

本計画は、本市に発生しうる災害のリスクを見極め、最悪の事態を避けられるように、事前の具体的施策を定めたものであり、災害に強いまちづくりを進めるための計画です。

一方で、登別市地域防災計画は、発災前の災害予防全般における、分野ごとの対策方針や発災後の応急対策、復旧・復興対策等について定めたものです。以下に登別市強靱化計画と登別市地域防災計画の比較及び関係を整理します。

表：登別市強靱化計画と登別市地域防災計画の比較

	登別市強靱化計画	登別市地域防災計画
発災前	各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性を与えるとともに、脆弱性評価を踏まえ、防災・減災、迅速な復旧・復興に資する具体的な施策を計画的に推進	災害予防全般において、分野ごとの対策方針
発災後		災害応急対策、復旧・復興対策についての体制や具体的取組について整理
対象とする災害	自然災害	自然災害、事故災害

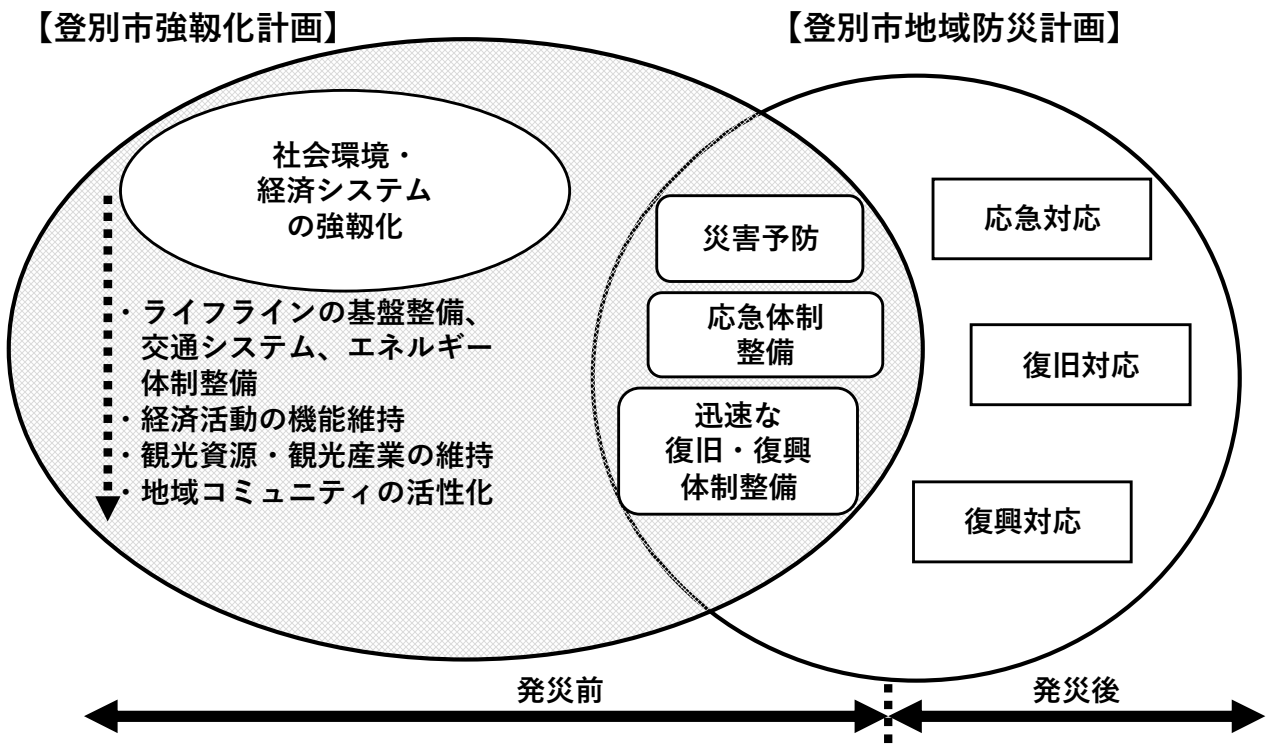


図 1-2：強靱化計画と地域防災計画の関係

1. 4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から登別市総合計画第3期基本計画の計画終了年度である令和7年度までと定めます。その後、登別市基本計画期間の10年間の半期に当たる5年ごとに見直すことを想定します。

2. 登別市の概況と想定される災害

2. 1 登別市の概況

(1) 位置・地勢

登別市は道の南西部にあって、東は東経 141 度 11 分 22 秒、西は東経 140 度 58 分 15 秒、南は北緯 42 度 20 分 59 秒、北は北緯 42 度 33 分 13 秒に位置し、東西 18.5km、南北 22.6 km でほぼひし形をなし、面積は 212.21k m² を有しています。

市の東南部は太平洋に面し、北部山地を源とする中小河川による沖積平野に続いて、火山灰性土壌におおわれる海成の高原状台地が広く展開しています。

北部山地は倶多楽火山群・鷲別岳火山群を形成する火山地帯であり、その中に登別温泉やカルルス温泉が湧出し、優れた自然景観とともに支笏洞爺国立公園に包含されています。

海成の高原状台地は各河川によって谷が刻まれ、中登別、札内、高野台(富岸)などに分けられます。これらの台地は火山灰性土壌におおわれているため、排水が悪いものの土地改良事業の進展もあり札内台地は主要な酪農地帯となっています。

平野部は台地に続く低平な地帯で、海退と各河川の沖積によってできたもので、河川はいずれも北西から東南に向って太平洋に注ぎ、主要な市街地である鷲別、幌別、登別は各々鷲別川、胆振幌別川・来馬川、登別川の扇状地に形成されています。

このように、本市は北部の山地や火山群、火山灰に覆われる台地、各河川によってできた低平な扇状地等、多様な地勢を有しており、自然環境の多様性が、地震、火山災害、津波、浸水等、想定される自然災害の多様性につながっているとも言えます。



図 2-1：登別市の位置

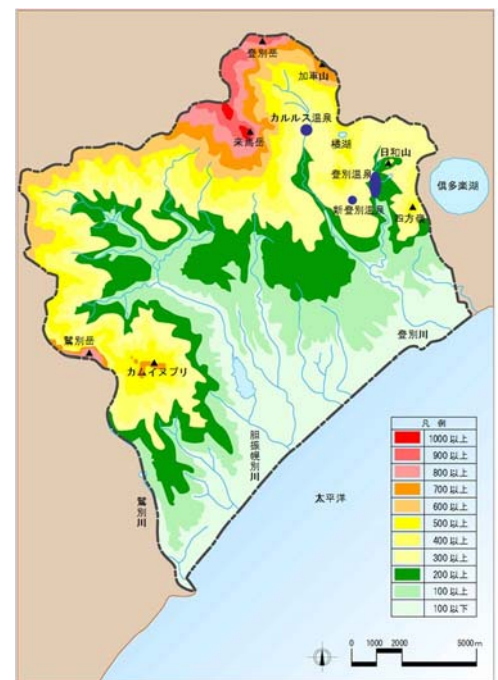


図 2-2：地形・地勢図 (出典：みどりの基本計画)

(2) 気候

本市の気候は年間を通じて温暖なる海岸性気候を呈しており、冬季は道内でも積雪量の少ない地域です。しかし、5月下旬から6月にかけては、親潮の影響を受け海霧が発生し停滞するため、日照が少なく、農作物などの発育に悪い影響を与えます。秋季は比較的好天が多くなっており、冬季は大陸に蓄積された寒冷な気団が北西の季節風となって運ばれ、11月頃から冷たい季節風が吹きはじめ、12月、1月、2月を最盛期として3月頃までこの状態が続きます。

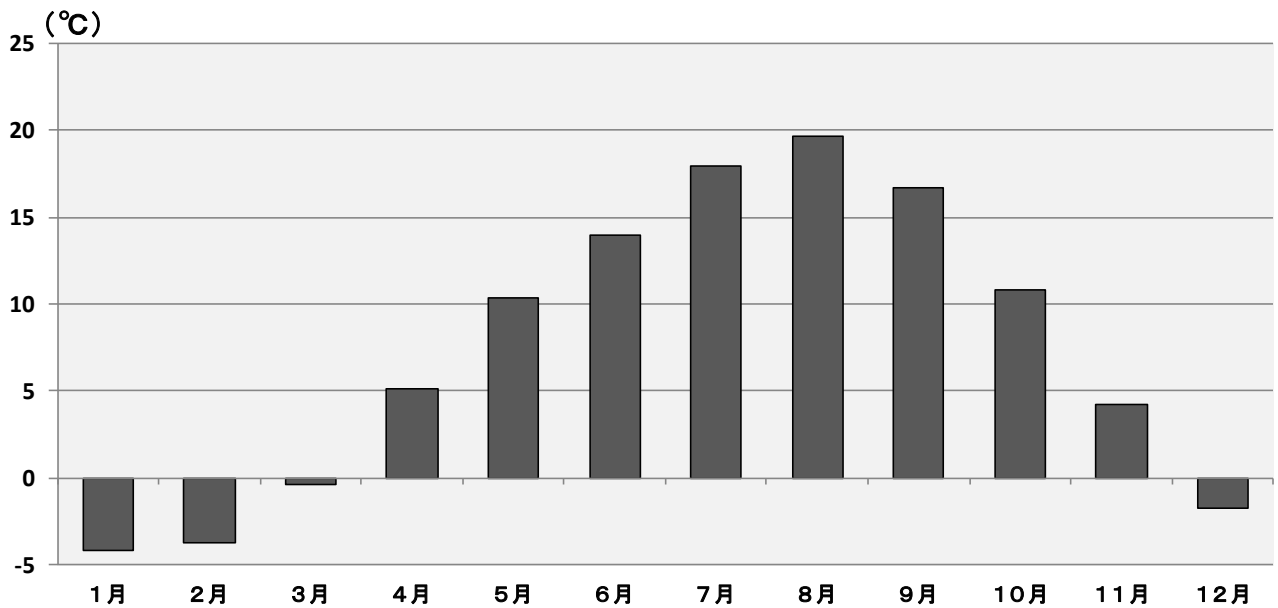


図 2-3：登別市月別平均気温の平年値（データ元：気象庁 1990 年～2019 年の過去 30 年）

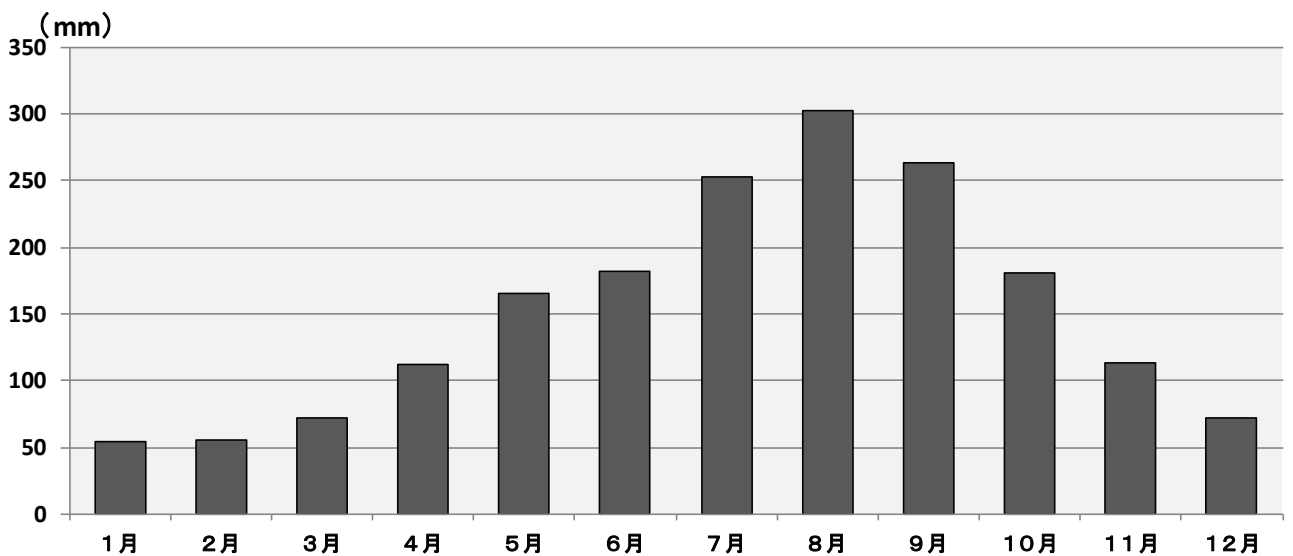


図 2-4：登別市月別平均降水量の平年値（データ元：気象庁 1990 年～2019 年の過去 30 年）

(3) 人口

本市の人口は、工業都市室蘭市の人口増加とともに増加し続けてきましたが、1983年（昭和58年）をピークに減少が続いています。今後も、人口は減少し続けると予測され、2045年には31,170人となり、1983年時点の半数程度にまで減少するとされています。

また、年齢別人口においては、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は今後も減少を続け、高齢化率（年齢別人口構成比の65歳以上の割合）は、2045年には48.4%に達すると予測されています。

少子高齢化や人口減少の進展を避けることは容易ではない状況のなか、可能な限りその進展を遅らせつつ、災害における共助活動の中心的役割を担う地域の力をどのように維持・発展させていくかが、今後の課題の一つと言えます。

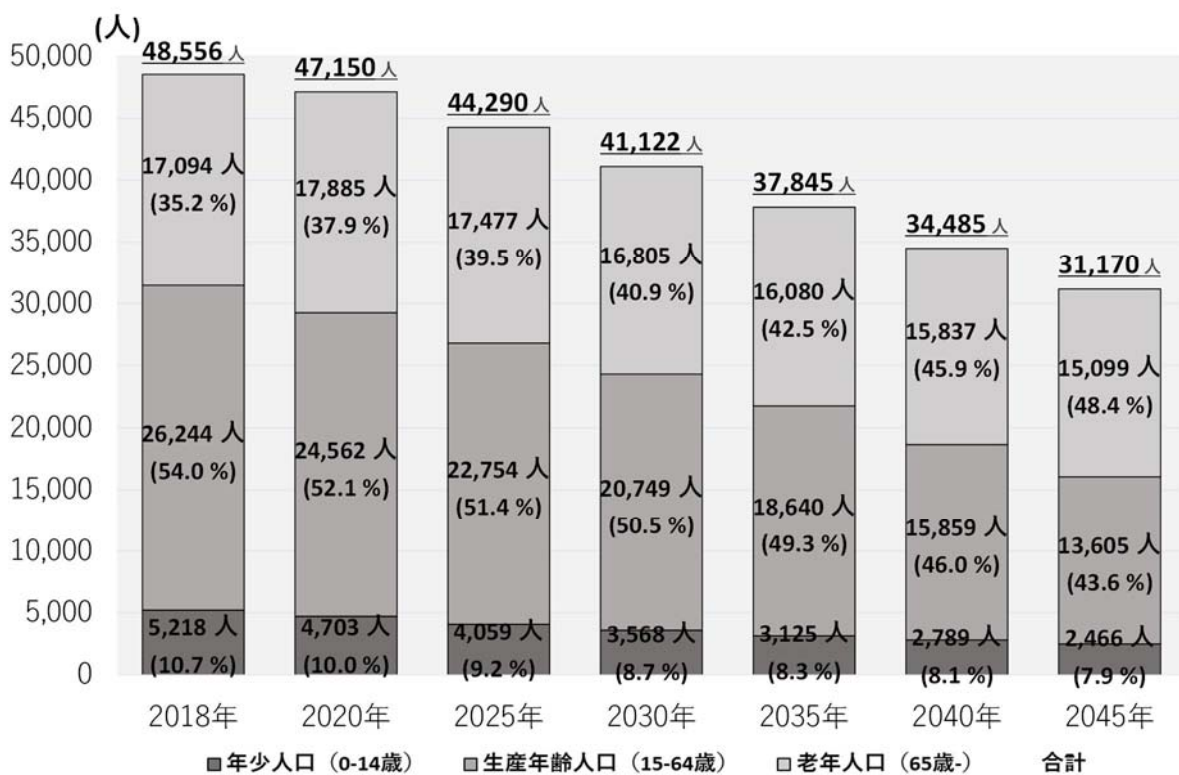


図 2-5：年齢別人口比の推移（データ元：第2期 登別市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(4) 産業

本市の民間事業所数（2016年時点）の産業割合は、第一次産業が0.5%、第二次産業が19.4%、第三次産業が80.2%となっており、第三次産業中心の産業構造となっています。

民間事業所数を産業大分類別にみると、卸売業・小売業が366（構成比23.7%）と最も多く、次いで、建設業が220（14.3%）、宿泊業・飲食サービス業が219（同14.2%）となっています。これら上位3産業で全体の約半分を占めています。

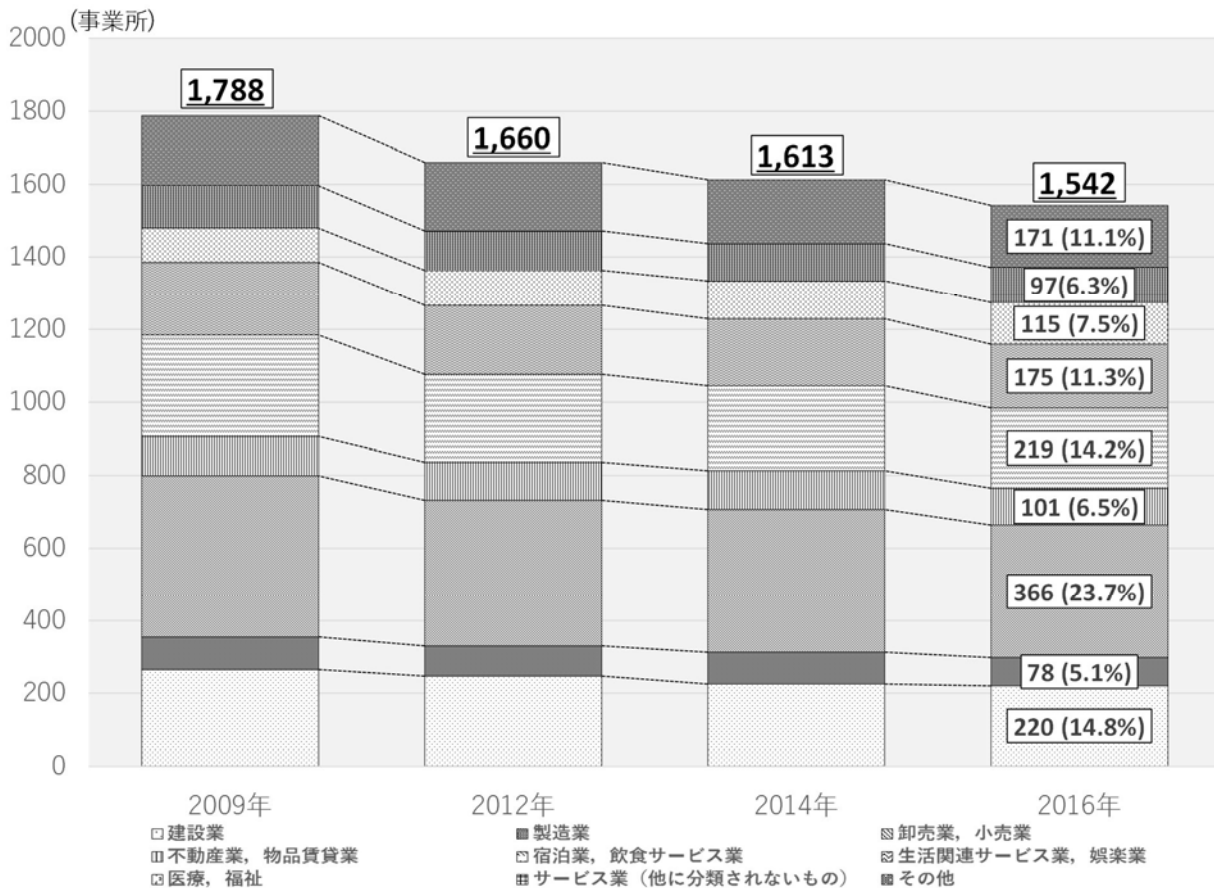


図 2-6：産業中分類別の民間事業所数の推移（データ元：経済センサス基礎調査 活動調査）

(5) 観光

観光客入込数は、2011年（平成23年）東日本大震災の影響で国内外の観光客が減少し、266万人にまで落ち込んでいましたが、近年、外国人観光客や国内旅行者の増加により、2017年（平成29年）には400万人を上回っています。なお2018年（平成30年）は北海道胆振東部地震などの影響により、前年比約6.5%減の378万人となっています。

また、訪日外国人の宿泊人数も増加傾向にあり、2017年（平成29年）は台湾や韓国、中国、香港などのアジア地域が約94.1%を締め、北米やヨーロッパは約1.5%となっています。これは、アジア地域から北海道への直行便の就航による利便性の向上とともに、温泉・景観等を目的に訪日する観光客が多いためと考えられます。

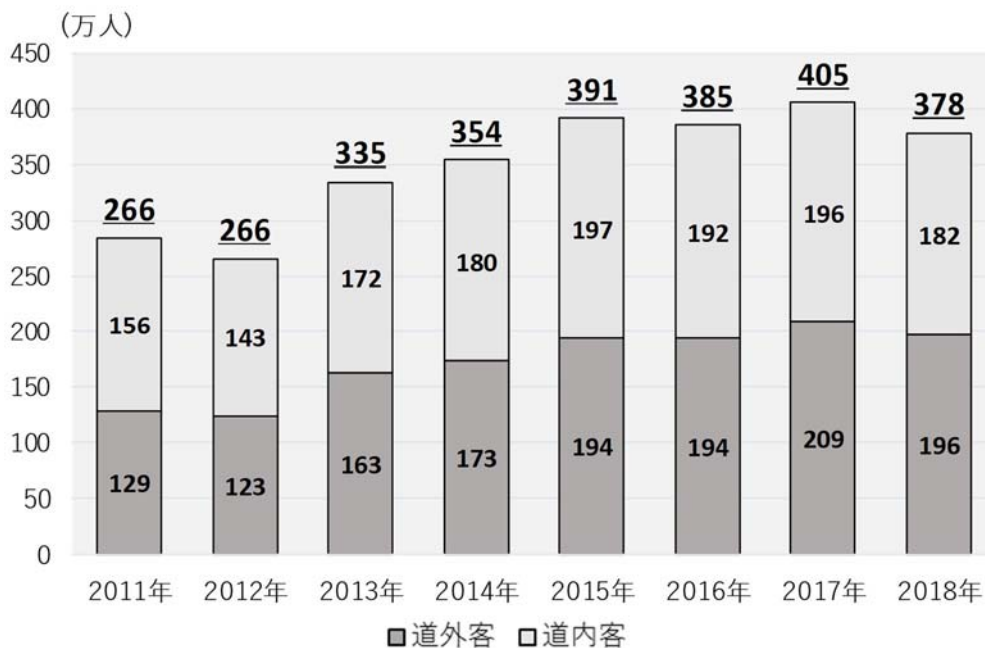


図 2-7：観光客入込数（データ元：地域経済振興ビジョン、登別市統計情報）

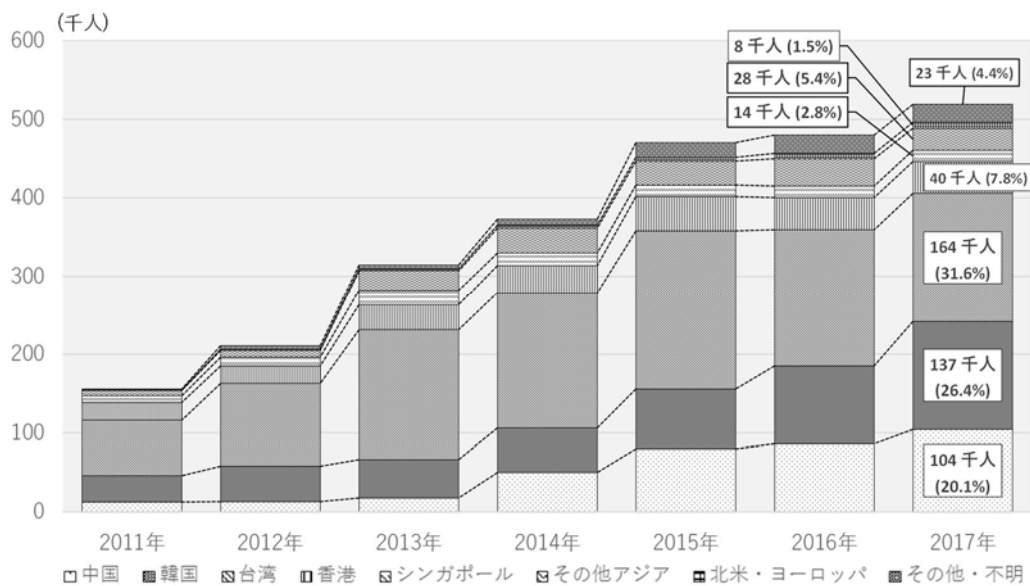


図 2-8：国別観光客入込数（データ元：地域経済振興ビジョン、登別市統計情報）

(6) 公共建築物

本市が所有する公共建築物は、耐震基準が変更となった昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建築物が多くなっており、築年数別の延床面積の割合は、築30年以上が全体の68.0%と老朽化が進んでいます。また、公共建築物の延床面積と人口を比較すると、人口の増加とともに公共建築物も増加してきたことがわかります。

公共施設は、災害時の拠点や避難所として使用されるため、効率的・効果的な老朽化対策を実施していく必要があります。

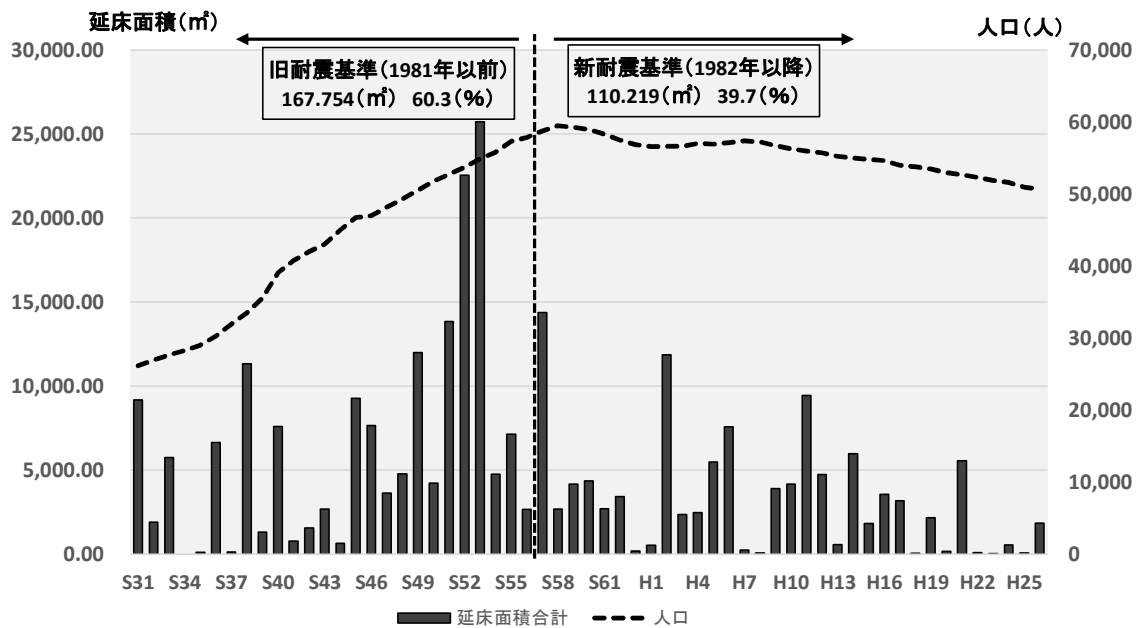


図 2-9：年度別延床面積（データ元：公共施設総合管理計画）

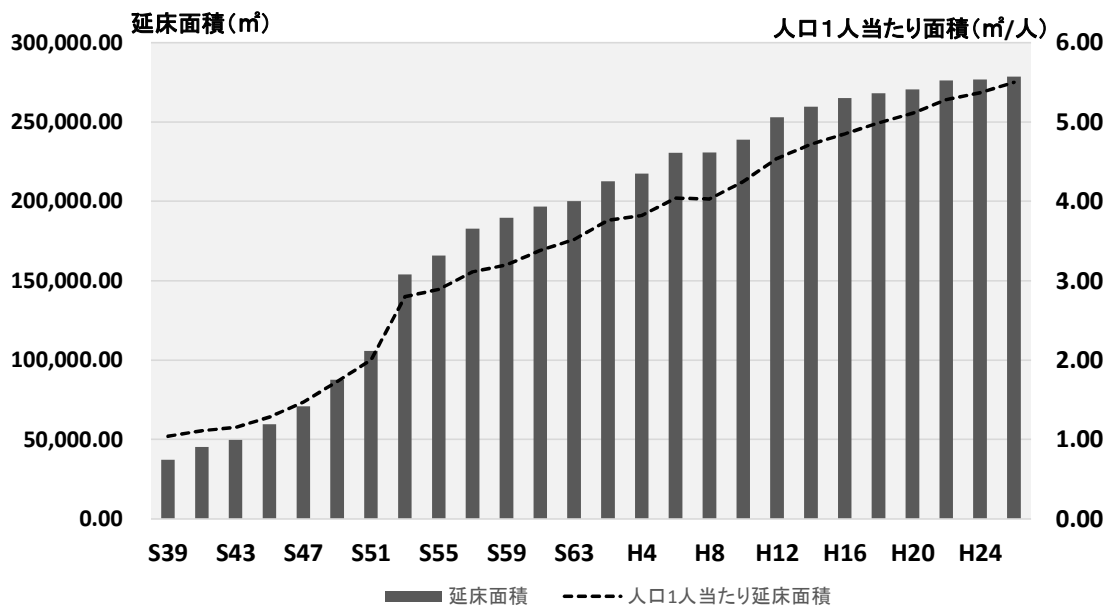


図 2-10：延床面積推移（データ元：公共施設総合管理計画）

(7) 防災意識

登別市強靱化計画の策定にあたり、市民の皆様が自然災害に対する意見を本計画に反映させるため、市民アンケートを実施しました。

登別市 防災・強靱化アンケート調査 概要

・配布数：1000 人 ・対象：登別市にお住まいの 20 歳以上の方 ・回答率：40.6 %

○不安に感じている災害・事象

市民が最も不安に感じている災害は、地震が 85%と最も大きく、続いて津波、風水害となっています。北海道胆振東部地震、東日本大震災及び近年激甚化する降雨災害などが影響していると考えられます。

なお、土砂災害についてはその危険性がある地区が限られていることから、27%に留まっているものと考えられます。

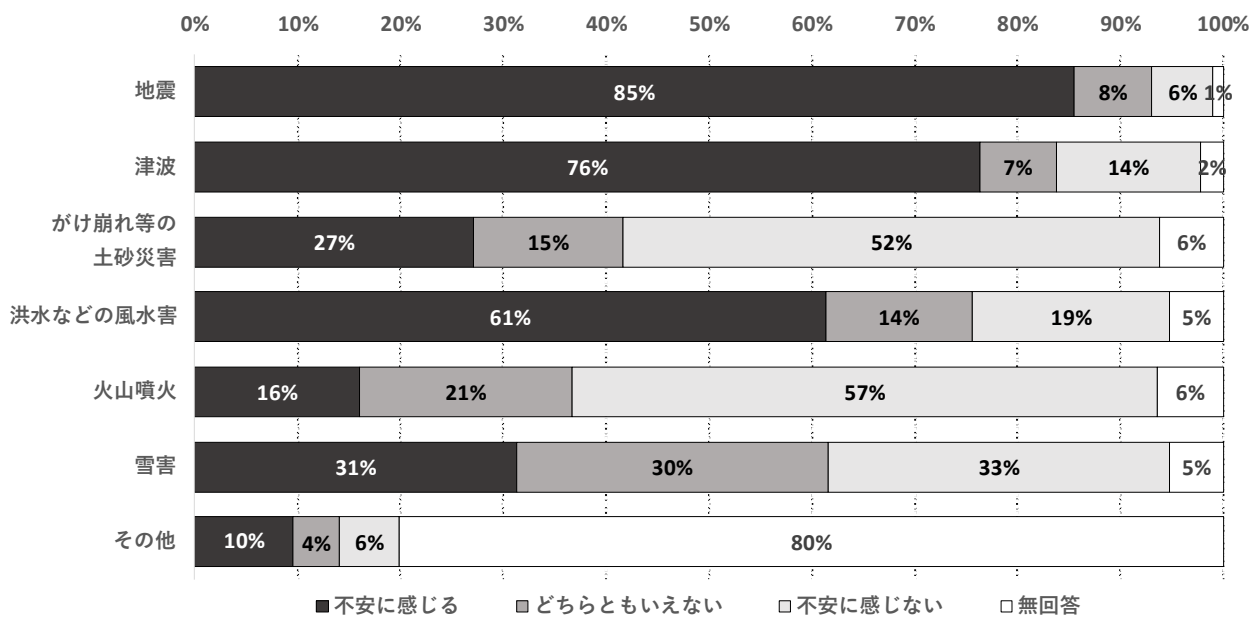


図 2-11：市民が不安に感じる自然災害

また、災害が発生した際に市民が不安に感じている事象は、多岐の項目にわたっておりますが、特に上下水道やエネルギー供給などのライフラインの停止を不安に感じる市民が多く、次いで物流機能の低下、感染症拡大、住宅倒壊など、発災後の生活に関わる事象について不安に感じている市民が多いことがうかがえます。

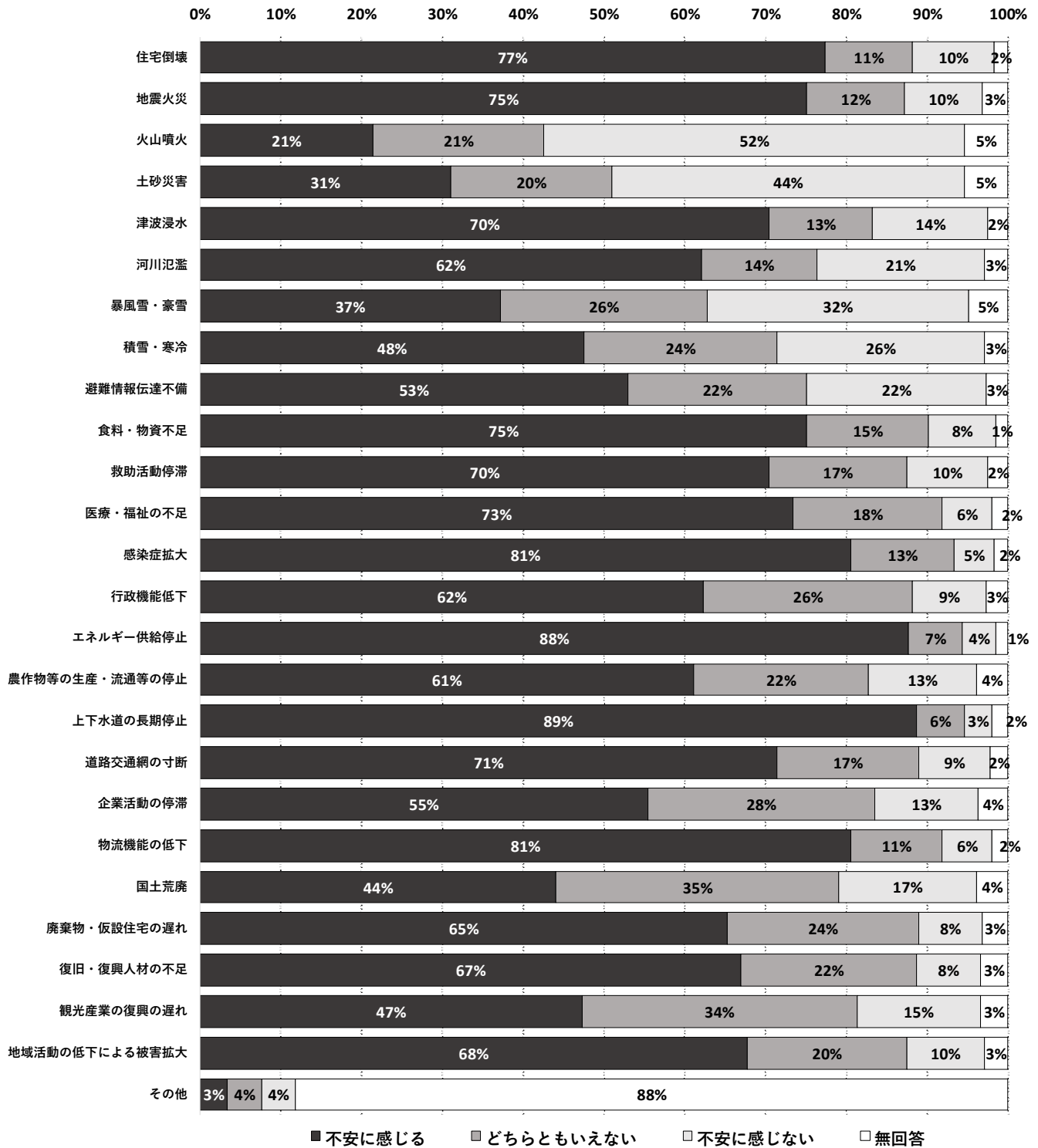


図 2-12：市民が不安に感じる事柄

○災害への備え、地域での防災活動の状況

個人の災害への備えについて、自宅の耐震化に取り組んでいる市民は、一部取り組んでいるを含め 21%に留まります。自宅の耐震化は震災時の生存率に直結するため、さらなる市民への普及啓発、わかりやすく使いやすい支援制度の見直し等の検討が必要と考えられます。一方、避難場所、経路、防災マップ等への理解は一定程度進んでいると思われませんが、災害時に即座に対応できるようさらなる理解の促進が必要だと考えられます。

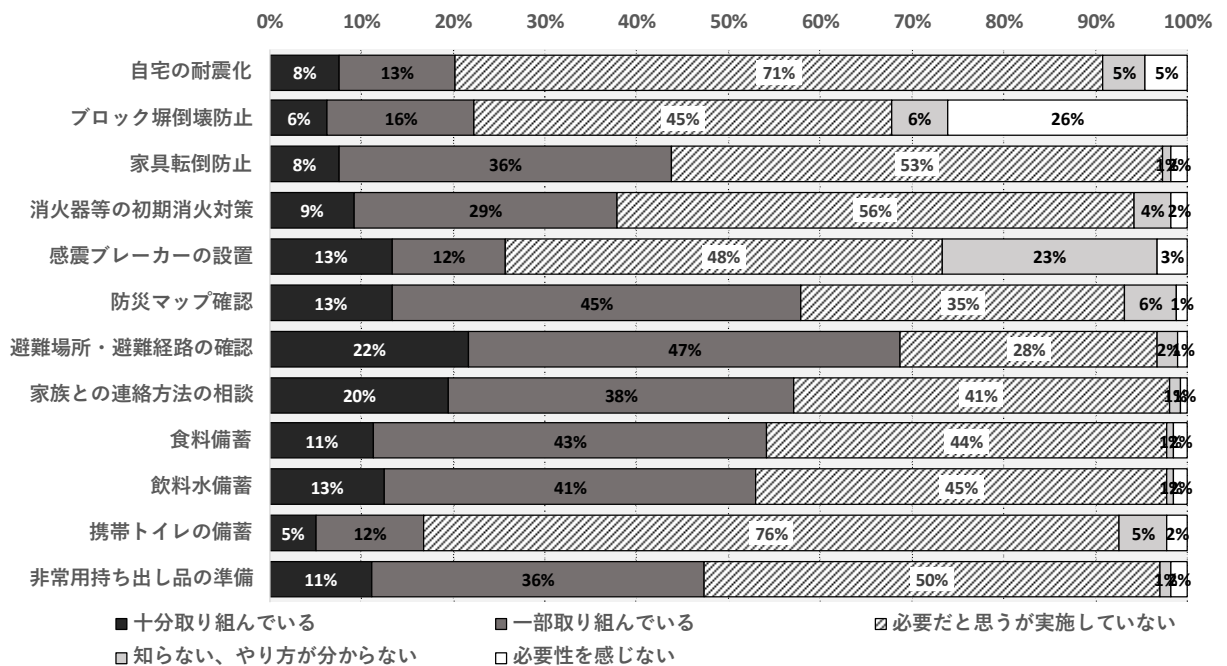


図 2-13：市民の災害への備え状況

○地域防災活動への取り組み状況

普段からの近所づきあいや町内会活動に参加している市民は多い一方で、自主防災組織に参加しているという市民は限られています。高齢化が進む中、災害時には近隣住民同士での共助の重要性が増しており、自主防災組織率は高い状況にあるものの、市民間のつながりの強化、自主防災組織の活動の活性化に向けたさらなる取組が必要であると考えられます。

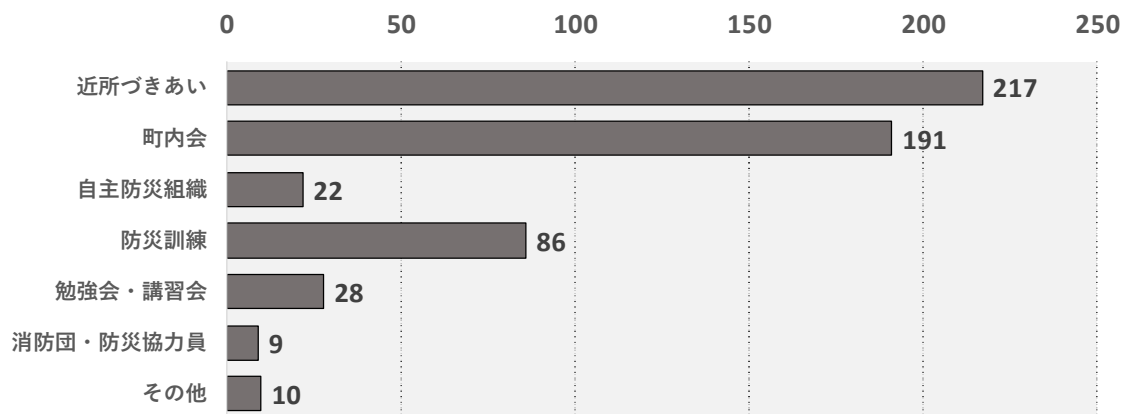


図 2-14：地域での防災活動の取り組み状況

○災害対策に関して、市が実施すべき施策・事業の優先度

市民が不安に感じる事柄として上位に挙がった項目に対応した施策が上位となる傾向にあります。特に災害が発生した際の、安心・安全な避難及び避難生活に関して適切な対応が求められています。また、北海道胆振東部地震の際に大規模な停電が発生したことを受け、停電対策についても優先すべきという意見が多い結果となりました。

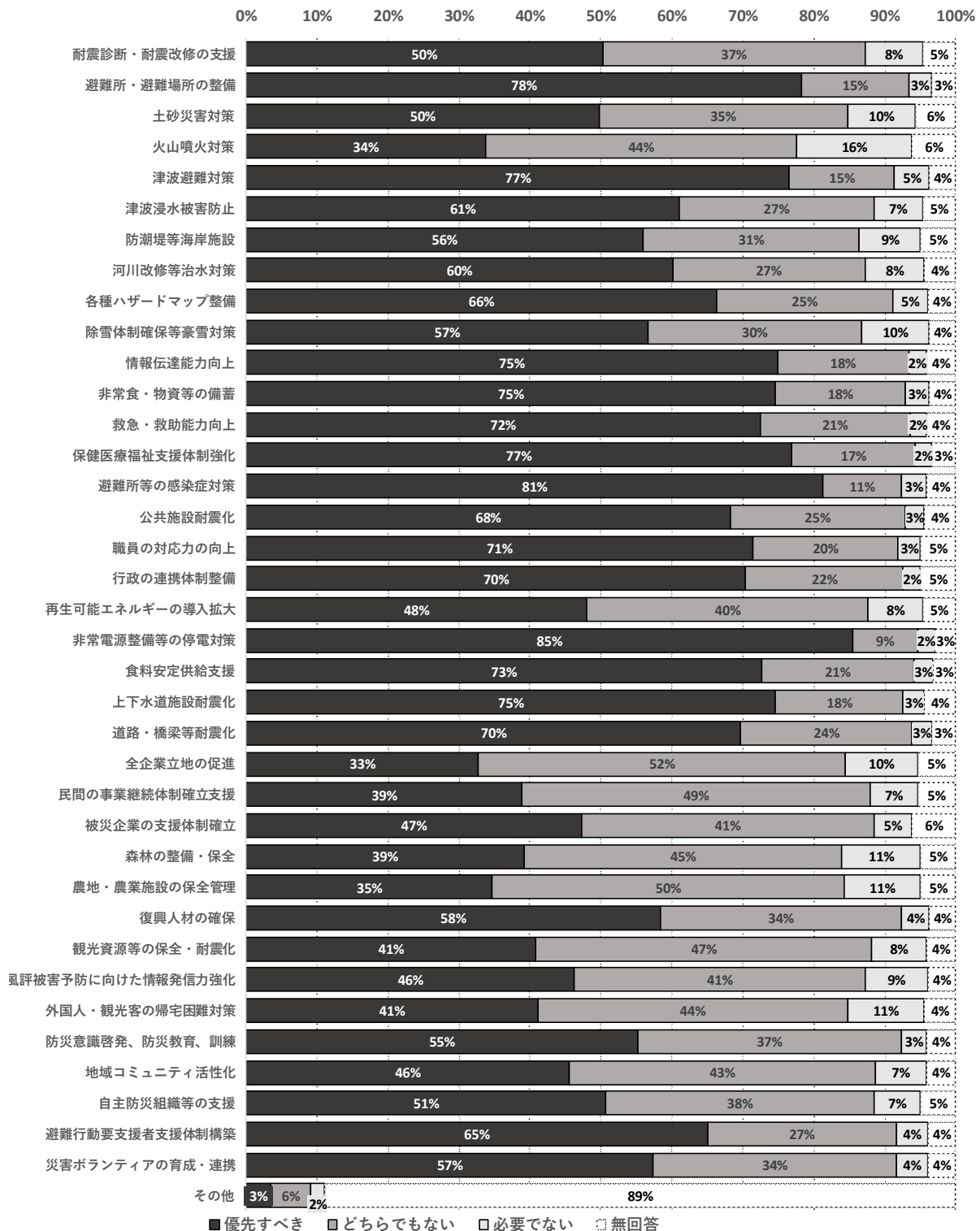


図 2-15：災害対策に関して、市が実施すべき施策・事業の優先度

2. 2 想定される主な災害

(1) 地震

登別市地域防災計画によると、本市では、「海溝型の地震」、「内陸の活断層で発生する地震」、「全国どこでも起こりうる直下の地震」の3つのタイプの地震が想定されます。その中でも、最大の揺れが発生することが予測される「全国どこでも起こりうる直下の地震」の想定される被害について示します。

市内で想定される地震の建物被害は、住宅以外も含む市内全ての建物約18,000棟のうち、全壊建物が約1,500棟(8%)、半壊建物が約4,300棟(24%)となっています。また、人的被害は、死者16人を含む死傷者数が約1,050人(2%)発生することが想定されています。

なお、いずれも地震の揺れによる被害を示したもので、火災や液状化などに起因する被害は含まれていないため、実際に災害が発生した場合の被害は、更に大きなものとなる可能性があります。

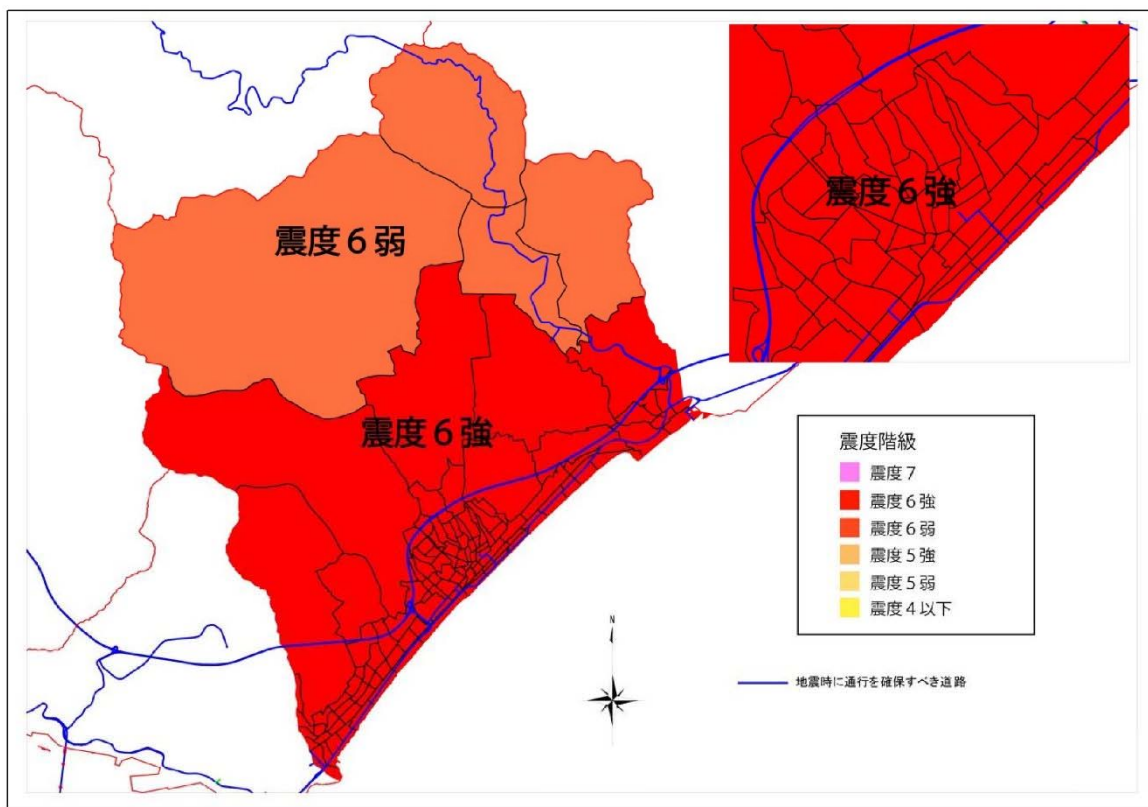


図 2-16：「市町村揺れやすさマップ（登別市）」（出典：北海道立北方建築総合研究所）

(2) 津波

道が公表している津波想定区域図によると、「発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）」、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）」の、2つのレベルの津波が想定されています。ここでは参考として、レベル2津波である、北海道防災会議地震専門委員会の「北海道に津波被害をもたらす想定地震の再検討のためのワーキンググループ（平成24年6月報告）」で予測された、北海道周辺海域の海溝型地震で根室沖から三陸沖北部に至る断層を震源域とした地震による津波を想定した結果を示します。

なお、今後の国や道の被害想定の見直しに伴い、本市においても必要な見直しを行うこととします。

ア：津波の設定

- ・ 想定津波：北海道太平洋沿岸及び東北地方沿岸に至る幅 140 k m長さ 420 k m の短形断層
- ・ 構造物：効果なし（防波堤、防潮堤、河川堤防等の施設が、全て無効）
- ・ 潮位（TP）：0.6 m（朔望平均満潮位：各月の最高満潮面を平均した潮位）

イ：想定される津波の最大遡上高

地 点	最大遡上高	沿岸水深 10m 地点で予測される最大水位・影響開始時間及び第1波到達時間		
		最大水位	影響開始時間	第1波到達時間
栄 町	12.7m	9.3m	20分	49分
桜木町	12.5m	8.8m	19分	49分
富浦町	11.2m	7.7m	18分	48分

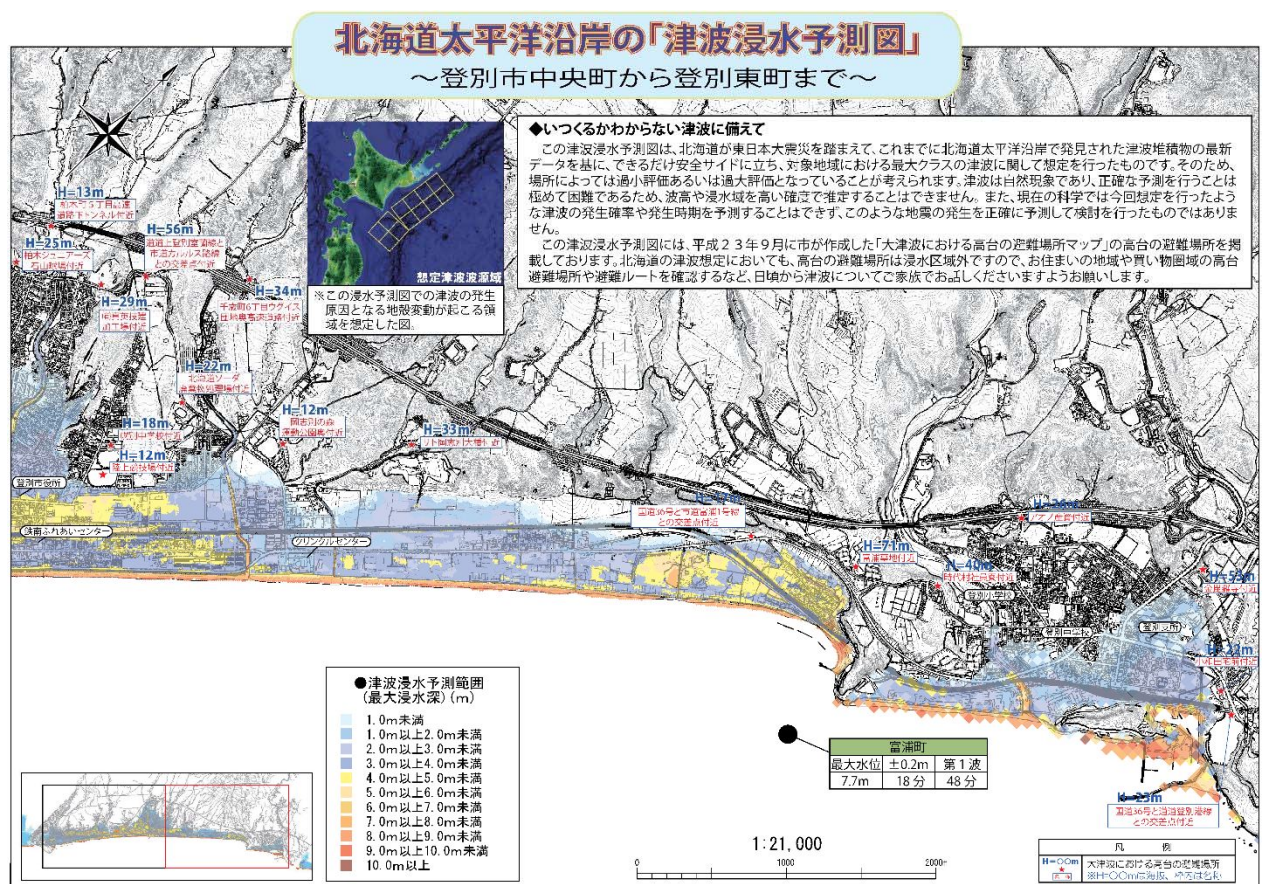
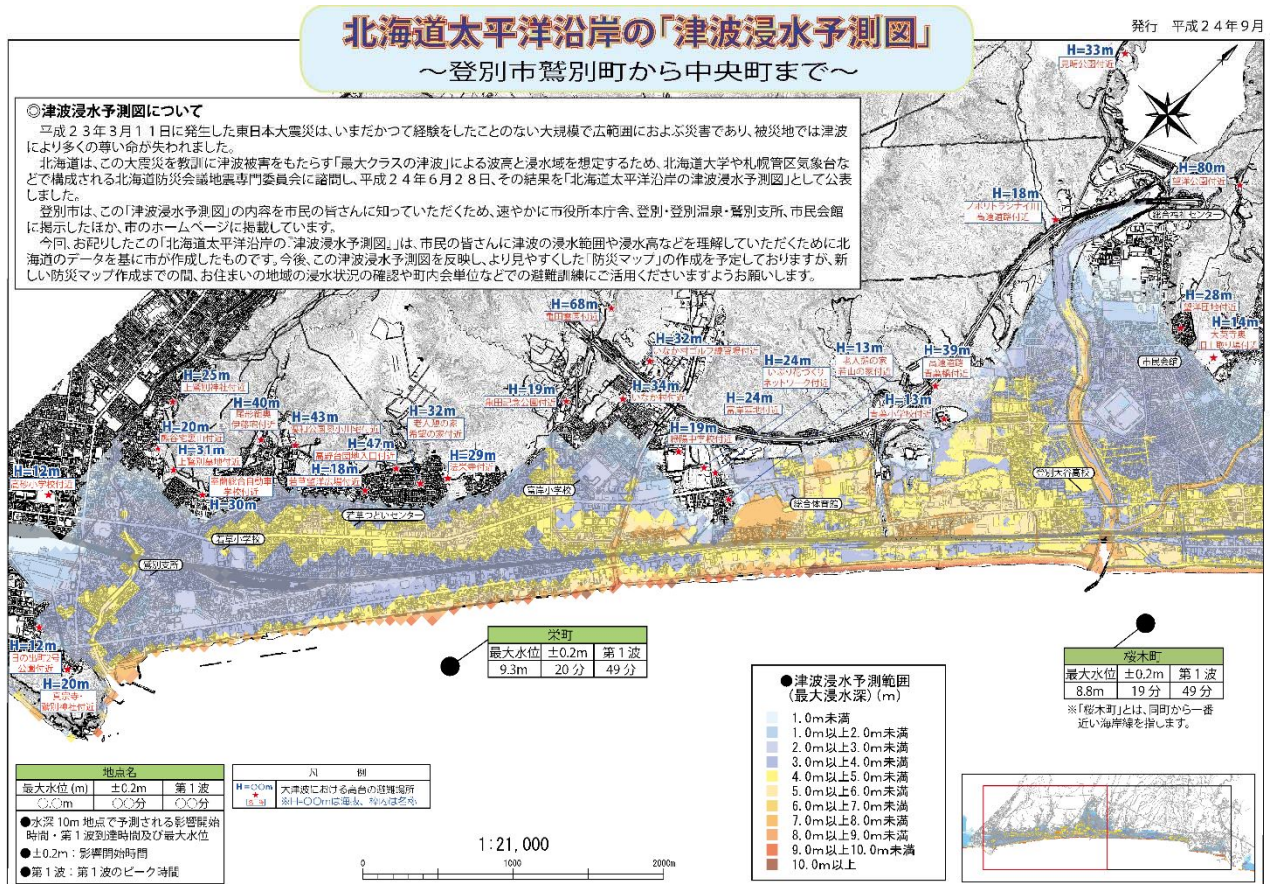


図 2-17：津波浸水予測図 (出典：登別市防災マップ)

(3) 洪水・高潮

本市は、道内において比較的雨量の多い地域です。道は、胆振幌別川・来馬川について、想定しうる最大規模の降雨及び 50 年に 1 回程度起こり得る降雨に伴う洪水により氾濫した場合の浸水想定区域を公表しています。

想定しうる最大規模（1,000 年に一度程度起こり得る）の降雨の場合、広範囲で 0.5～3m の浸水深となることが予測されており、来馬川沿いの幌別地区においては、市役所、病院、避難所に指定されている施設等が浸水予想区域に位置しております。



図 2-18：胆振幌別川・来馬側洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
 （出典：胆振総合振興局）



図 2-19：胆振幌別川・来馬川洪水浸水想定区域図（計画規模）
 （出典：胆振総合振興局）

また、登別港町から鷺別町にかけて太平洋に面した海岸と二つの漁港は、高潮被害の危険性があり、海岸沿いの国道 36 号線の一部においては年に数回、越波の影響により通行止めとなっています。



図 2-20：登別海岸の越波による通行止めの様子

(4) 土砂災害

本市では、令和2年12月現在、土砂災害防止法に基づく土石流、地すべり及び、急傾斜地の危険箇所数は、合計で132箇所となっています。そのうち、同法に基づく、土砂災害特別警戒区域の指定箇所数は合計で97箇所となっています。また、登別温泉地区においては、山々に囲まれすり鉢上の地形となっているため急傾斜地が多く、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている地域が多くあります。

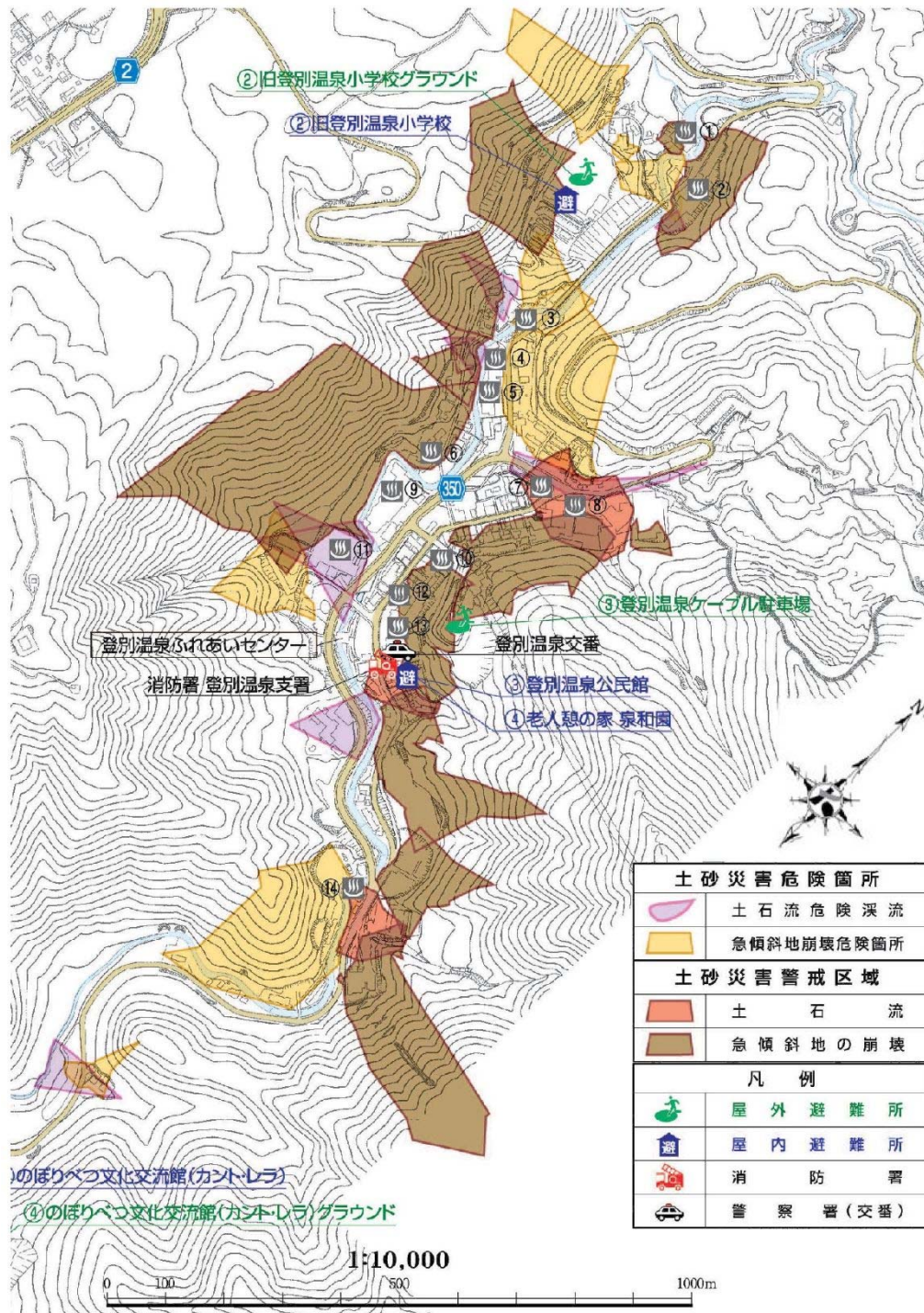


図 2-21：登別温泉地区 土砂災害予測区域図（出典：登別市防災マップ抜粋）

(5) 火山災害

倶多楽火山は、登別温泉地区に位置しており、最新の噴火は約 200 年前です。

このときは、日和山、大湯沼、地獄谷などの 7ヶ所以上の火口で水蒸気爆発が発生しました。倶多楽火山は、有珠山に比べて噴火頻度が極めて低い火山ですが、現在でも活発な活動が認められており、将来も小規模な水蒸気爆発を引き起こす可能性があると考えられています。

本市は、火山性景勝地であるカルルス温泉や地獄谷等の観光資源を有するように、火山の恩恵をうける一方で、火山災害によるリスクを有していることを認識しておく必要があります。

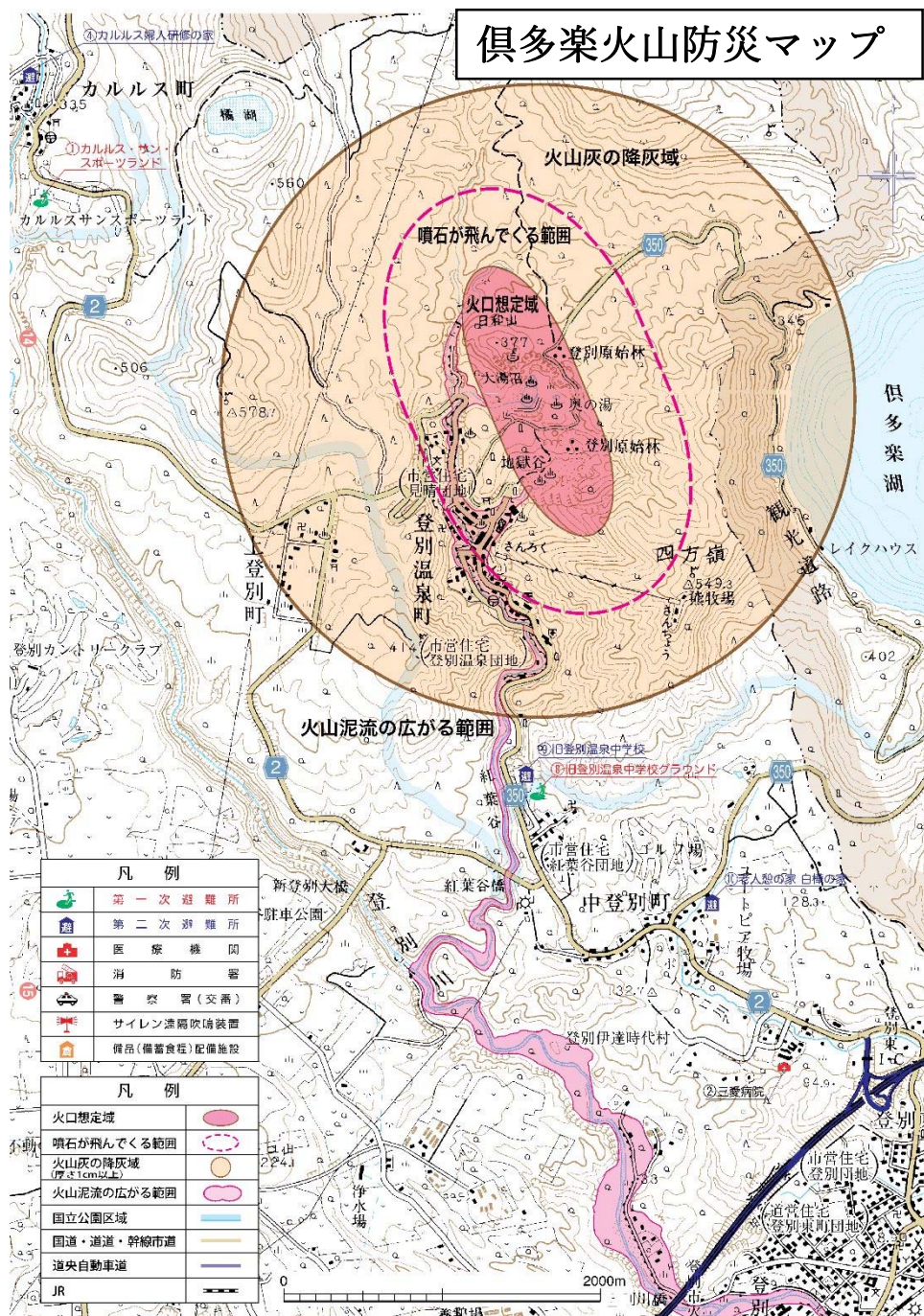


図 2-22：火口想定域（出典：倶多楽火山防災マップ）

(6) 過去の災害

昭和以降、登別市内で被害のあった地震では、昭和43年5月の十勝沖地震（室蘭地方震度4）、平成5年7月の北海道南西沖地震（室蘭地方震度4）、平成15年9月の十勝沖地震（登別市鉦山町震度3）、平成23年9月の東北地方太平洋沖地震（登別市桜木町震度3）、平成30年9月の胆振東部地震（登別市桜木町震度5弱）を観測しています。

表 2-1：過去の地震災害

発生年月	地震名	震度	被害状況
昭和43年 (1968年) 5月	十勝沖地震	M7.8 (室蘭地方震度4)中震 M7.4 (室蘭地方震度4)中震	軽傷者2名、住家半壊3戸、一部破損30戸、非住宅半壊1棟、崖崩れ6ヶ所等、道路6ヶ所、上水道破裂21ヶ所、その他公共施設7ヶ所等、被害総額49百万円
昭和57年 (1982年) 3月	浦河沖地震	M7.3 (室蘭地方震度3)	軽傷1名、住家一部破損3戸、学校施設1ヶ所、水道施設1ヶ所等、被害総額6百万円
平成5年 (1993年) 7月	北海道南西沖地震	M7.8 (室蘭地方震度4)	住家被害2件、人的被害(軽傷)2人、道路被害2ヶ所、下水道被害4ヶ所、商工被害1百万円等、被害総額11百万円
平成15年 (2003年) 9月	十勝沖地震	M8.0 (登別市鉦山町震度3)	外壁剥離、道路陥没等負傷者4名(軽症3名、重症1名)等、被害総額3百万円
平成23年 (2011年) 9月	東北地方太平洋沖地震	M9.0 (登別市桜木町震度3)	水産被害、車両被害等、総額39百万円
平成30年 (2018年) 9月	胆振東部地震	M8.0 (登別市桜木町震度5弱)	住宅半壊2戸、一部損壊22戸 学校等公共施設14ヶ所(43百万円) 商工被害等(878百万円)
平成31年 (2019年) 2月	胆振地方中等部地震	M5.8 (登別市桜木町震度4)	人的被害(重症)1人、公共施設1ヶ所

本市において、カルルス地区は市内でも雨量の多い地域です。市内においては、これまでも多くの風水害が発生していますが、長い年月をかけて実施してきた治水事業により、近年においては大規模な水害は発生していないものの、全国各地で豪雨等による水災害が頻発している状況を踏まえ、風水害リスクの低減に配慮した対策が求められています。過去の主な大雨や暴風雪による被害については下記に示します。

表 2-2：過去の風水害

発生年月	種別	被害状況
昭和 36 年 (1961 年) 10 月	集中豪雨	死者 4 名、行方 7 名不明、全壊 20 戸、流失 27 戸、半壊 17 戸、床上浸水 1,009 戸、床下浸水 3,218 戸 等、被害総額 1,163 百万円
昭和 55 年 (1980 年) 8 月	大雨	重傷 1 名、軽傷 5 名、全壊 14 戸、半壊 11 戸、一部破損 16 戸、床上浸水 583 戸、床下浸水 1,195 戸 等、被害総額 3,780 百万円
昭和 58 年 (1983 年) 9 月	大雨	軽傷 1 名、全壊 4 戸、半壊 14 戸、一部破損 12 戸、床上浸水 540 戸、床下浸水 312 戸、非住宅被害 139 戸、農業被害 109 百万円、河川 22 ヶ所、道路 76 ヶ所、 等 被害総額 6,759 百万円
平成 24 年 (2012 年) 11 月	暴風 大規模停電	住家被害（屋根、物置のトタン一部剥離等 2 1 棟）、非住家被害（車庫・看板の一部飛散等 6 件）、公立文教施設被害（13 箇所 14 百万円） 土木被害（道路 3 箇所 3 百万円） 等

3. 登別市強靱化の基本的考え方

3. 1 基本目標・事前に備えるべき目標（カテゴリー）の設定

自然災害発生時において、最も優先すべきことは市民の生命を守り、あわせて市民の財産、生活を守ることです。また、強靱化の肝である、たとえ災害が発生しても迅速な復旧・復興ができる「強さ」と「しなやかさ」を持ったまちづくりをしていくことが重要です。そのためには、大規模災害への対応を見据え、まちづくり、エネルギー、産業、経済活動等の幅広い分野における強化について、登別市総合計画第3期基本計画と整合を図り平時の段階から進める取組とあわせ、人口減少や地域活性化に寄与する本市の持続的な成長を促進するものでなければなりません。

これらを踏まえ、国、道の目標と調和しつつ、本市の基礎自治体としての役割を踏まえた以下の3項目の基本目標を定めました。

【基本目標】

- 1 大規模自然災害から市民の生命、財産及び生活を守る
- 2 登別市の持続的成長を促進する
- 3 迅速な復旧・復興

これら基本目標の実現に向けて、より具体的な目標（カテゴリー）を設定します。

目標の設定にあたっては、国、道の強靱化計画との調和を図りつつ、市民・地域と直接的に関わる基礎自治体としての役割があることを鑑み、市民防災組織の育成や防災教育・訓練に係る項目として、「災害に強い市民・地域の育成」を追加し、以下の8項目を事前に備えるべき目標（カテゴリー）を設定しました。

表 3-1：事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標（カテゴリー）	
1	人命の保護
2	救助・救急活動等の迅速な実施
3	行政機能の確保
4	ライフラインの確保
5	経済活動の機能維持
6	二次災害の抑制
7	迅速な復旧・復興等
8	災害に強い市民・地域の育成

3. 2 計画の対象とする災害

国、道の強靱化計画と同様に、想定されるあらゆる大規模自然災害を対象とします。

【想定リスク】

地震、地震火災、地震による津波、浸水（洪水、高潮）による被害、崖崩れ、噴火などの自然災害全般

4. 脆弱性評価及び推進方針

4. 1 脆弱性評価について

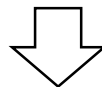
大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（国土強靱化基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市においても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ

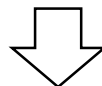
【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定】

- ・道地域計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と整合を図りつつも、登別市の地域特性等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定。



【脆弱性評価の実施】

- ・登別市の実施している強靱化に関連する施策・事業の実施状況や課題等を整理し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の回避について、効果の度合いや課題についての分析・評価。



【推進すべき施策プログラム・事業を策定】

- ・脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオごとに、登別市強靱化に向けた施策プログラムを設定し、対象事業の策定と推進方針を整理。

4. 2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

道地域計画における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と整合を図りつつも、本市の地域特性、近年の災害時における教訓等を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定しました。

表 4.1 登別市強靱化計画における起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
	2-4 新型コロナウイルス等感染症の感染拡大等、避難所環境の悪化
3 行政機能の確保	3-1 市の行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 道内外における物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等の大幅な遅れ	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
	7-3 貴重な観光資源の被災や、風評被害の発生による観光産業復興の遅れ
8 災害に強い市民・地域の育成	8-1 地域コミュニティの防災活動や、防災教育・訓練の不足による被害の拡大

4.3 リスクシナリオ回避に向けた現状の分析・評価と推進方針（重点施策プログラム）

カテゴリー1：人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

1-1-a 住宅・建築物等の耐震化

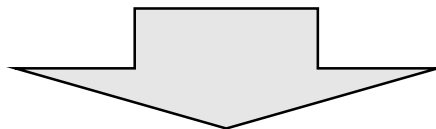
【脆弱性評価】

地震災害時の建物の倒壊による死傷者の発生を抑制するためには、住宅・建築物等の耐震化を図ることが最も重要です。

本市では、「登別市耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震診断への補助や、民間の多数利用建築物の耐震診断や耐震化に要する費用の補助を実施しています。しかしながら、耐震化率については、目標値 95.0%に対し、2019 年における民間の多数利用建築物が 68.3%、住宅が 76.3%となっており、本市の脆弱性における重要な課題となっています。その理由として、地震による危険性の認識や耐震化への意識が低いこと、耐震改修に要する費用の負担が大きいことなどが挙げられますが、引き続き所有者等に対し積極的な働きかけを行い、民間建築物の耐震化を促進する必要があります。

市有建築物については公共性が高く、災害時の拠点若しくは避難所として活用されるため、優先度を検討・評価し、耐震化を推進する必要があります。

小中学校については、耐震診断の結果を踏まえ、地震に対して倒壊等の危険性があると推定される建物について、耐震補強や改築等により施設の耐震化等を実施しており、令和 2 年度までに耐震化改修は完了する見込みとなっています。



【推進方針】

重点施策プログラム

地震災害での建物の倒壊による死傷者の発生を抑制するため、登別市耐震改修促進計画に基づき、市有建築物については、優先度を設定したうえで耐震化を推進します。

民間建築物については、所有者に対し耐震診断・耐震化の普及・啓発等を積極的に働きかけ、耐震化を促進します。特に不特定多数の者が利用する大規模な建築物等は、補助制度を紹介するなど重点的に耐震化の促進を図ります。また、住宅の耐震化についても、耐震診断・耐震改修に関する補助の周知を図るとともに、より市民が使いやすい補助制度などの支援策について検討します。

〔重要業績指標〕

◇住宅耐震化率 76.3%(2017 年)⇒95.0%(2020 年)

1-1-b 建築物等の老朽化対策

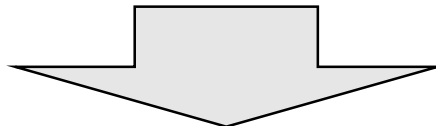
【脆弱性評価】

本市が保有する公共建築物については、小中学校などの教育関連施設をはじめ、市民会館や図書館のように広く市民の方が利用する施設の多くが、建築後30年以上経過し老朽化が進んでいることから、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を整理した「登別市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の維持管理、修繕、更新等を推進しています。

特に公共施設の床面積の4割弱を占める市営住宅については、「登別市営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替や付帯施設の整備・改修、除却等による老朽化対策をライフサイクルコストの縮減を図りながら実施しています。また、市民会館や給食センターについては、施設の機能を維持するための機器・設備の改修・更新等を継続的に進める必要があります。

以上のように、公共建築物については、計画的に老朽化対策を進めているものの、それに必要な財源の確保が課題となっており、施設の統廃合を含め、より計画的かつ効率的に進める必要があります。

民間建築物については、近年増加している老朽化した空家等において、防災、防犯、衛生上等の問題が、市民の安全・安心な暮らしを阻害しかねない状況となっています。本市では、「登別市空家等対策計画」に基づき、所有者や管理者による空き家の適切な管理に向けた情報提供、空家等の利活用を促進するための登別市空き家情報登録制度の運用や空家等の解消に向けた補助制度等の周知を図っています。しかしながら、人口減少や少子高齢化により空家等は増加の一途を辿っており、空家等の適切な管理や利活用の促進のほか、空家等の発生を抑制していく必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

公共建築物の老朽化に関しては、本市における公共施設整備等の基本的な考え方を定めた「登別市公共施設総合管理計画」及び各種長寿命化計画などの個別計画に基づき、施設の重要性に応じ、財政負担の軽減・平準化を図りながら、施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に推進します。

市営住宅については、「登別市営住宅等長寿命化計画」に基づき、ライフサイクルコストの縮減に努めつつ、市営住宅・付帯施設の整備・改修、除却等による老朽化対策を推進します。

空家等への対策については、「登別市空家等対策計画」に基づき、空家等の所有者や管理者による適切な管理を促すとともに、空家等の利活用を促進するため登別市空き家情報登録制度の運用や空家等の解消に向けた補助制度の継続した実施に努めるほか、空家等の発生への抑制に向けた意識啓発などによる空家等対策を推進します。

〔重要業績指標〕

◇市営住宅管理戸数 1,454戸(2019年)⇒1,168戸(2029年)

1-1-c 避難場所等の指定・整備・普及啓発

【脆弱性評価】

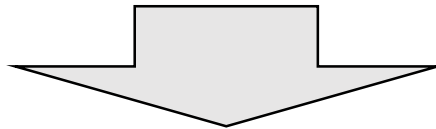
早期・的確な避難が可能な環境の整備は、被災者を減らし、市民の安全・安心を確保するための重要な施策であり、災害の種類に応じた避難場所等の指定・整備に加え適切な避難経路等を周知することが必要となります。

本市では、「登別市地域防災計画」に基づき、災害の種類等に応じて避難場所や避難所及び避難経路を指定し、また避難所運営マニュアルにおいて、避難所の開設・運営に係る要領を整理しています。

高齢者や障がい者等の要配慮者のための福祉避難所については、市有施設を指定していますが、十分とはいえないため、社会福祉法人等と協定を締結し、福祉避難所の確保を推進する必要があります。

一方、災害の規模等によっては、避難所での生活が長期化する恐れもあるため、避難施設として適正な環境を維持できるように総合体育館や公民館、公園等の公共施設について、計画的な整備が必要です。

引き続き、これらの避難施設の整備等を計画的に実施するとともに、国や道から新たな津波浸水等の想定結果が示された場合の避難場所等の見直しや避難場所等について防災マップや避難所表示プレートの更新、地域防災訓練等を通じた市民への周知などが必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

災害の種類や状況に応じて安全な場所へ避難するため、常に浸水想定区域の設定変更等に対応した避難所等の見直しに努めるとともに、防災マップの更新や地域防災訓練等を通じ、避難経路、避難場所等の周知を図ります。

また、避難施設となっている都市公園等の計画的な整備（登別市都市公園整備事業等、都市公園施設長寿命化計画に基づく公園の補修）を行うとともに、災害の種類や規模によっては避難所での生活が長期化することも予想されるため、福祉避難所の確保の推進、避難所の開設・運営等に関するマニュアルの更新や訓練等を実施し、対応体制の向上に努めます。

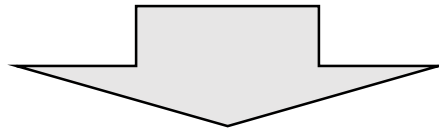
1-1-d 緊急輸送道路等の整備

【脆弱性評価】

地震等の大規模災害発生直後から救助活動や物資等の緊急輸送を円滑かつ確実にを行うためには、災害時でも道路等の交通ネットワーク機能を確保する必要があり、そのような災害時の交通の軸として緊急輸送道路は重要な役割を担います。

本市では、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路等を跨ぐ橋梁の点検、維持・補修、老朽化対策を実施しているところですが、今後、老朽化が急速に進むことが懸念されており、引き続き、災害時の被災を軽減させるためにも定期的な点検や維持・補修を計画的に推進する必要があります。

また、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、関係機関と連携のもと、緊急輸送道路の計画的な整備を推進する必要があります。



【推進方針】

災害が発生しても、緊急輸送道路等を寸断させないため、緊急輸送道路等を跨ぐ橋梁の定期点検、維持・補修、老朽化対策等を計画的に推進します。

また、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が作成する「緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、関係機関と連携のもと緊急輸送道路の計画的な整備を推進します。

1-1-e 防火対策・火災予防

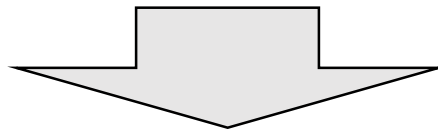
【脆弱性評価】

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、地震によって発生した火災により被害が拡大したことから、本市においても地震災害時における火災対策として、市民や事業所等に対し、広報紙・公式ウェブサイト等による広報活動及び地域や事業所等の消防訓練等を通して火災の恐ろしさや予防方法等を周知するなどの防火意識の普及・啓発に取り組んでいます。また、危険物施設への定期査察を実施し、事業者には法で定める技術基準遵守を徹底させ、危険物災害の防止を図っています。

住宅用火災警報器については、火災警報器の有効性・維持管理方法を周知しているところですが、火災警報器の設置率は約80%と全国平均を下回っており、更なる普及・啓発活動が必要となっています。

また、東日本大震災において火災の原因が特定されたもののうち、過半数が電気関係の出火でした。感震ブレーカーの設置は地震による電気火災を防ぐ有効的な手段とされていますが、市民アンケートによると、「感震ブレーカーの設置に取り組んでいる。」と回答したのは全体の25%にとどまっており、感震ブレーカーの有効性等についてもさらなる周知が必要と考えられます。

消防力の確保に関しては、消防車両等の維持・改修や更新のほか、消防団の資機材、施設の充実化等を実施しているところですが、引き続き、消防車両を含めた資機材の計画的な更新等と消防団の活動体制の強化が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

災害時の火災による被害の拡大を防ぐため、市民や事業所等に対して、広報紙や公式ウェブサイト、消防訓練等を通じ火災の恐ろしさ・予防方法等について周知するとともに、危険物施設への定期査察を実施し、事業者には法で定める技術基準遵守を徹底させ、危険物災害の防止を推進します。

住宅用火災警報器や感震ブレーカーについても、更なる普及・啓発に取組み、設置率の向上を図ります。

地震時の同時多発的な火災等に対応するには、更なる消防力の充実が必要なことから、消防車両を含めた資機材の計画的な更新、消防施設の充実及び消防団の活動体制の強化を推進します。

〔重要業績指標〕

◇住宅用火災警報器設置率 85.80% (2019年) →95.0% (2025年)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

1-2-a 警戒避難体制の整備等

【脆弱性評価】

本市には倶多楽火山が位置しており、火山性景勝地である登別温泉地獄谷やカルルス温泉等の観光資源を有し火山の恩恵をうける一方、火山災害によるリスクを有しています。

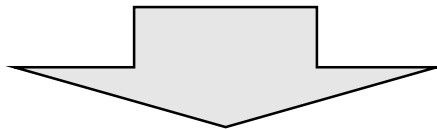
本市では住民や観光客等の安全を確保するため、道、白老町、及び火山専門家を含む防災関係機関等で構成する倶多楽火山防災協議会において、倶多楽火山避難計画を作成しています。また、同計画に基づき、市地域防災計画において火山噴火災害対策計画を作成しているほか、火山防災に係る情報共有と火山防災知識の習得等のため、関係会議や研修会等へ参加しています。

登別温泉宿泊地等は火口付近にあるため、危険が迫った際には速やかに避難誘導を実施することが重要となりますが、同計画をもとに策定される「観光客等避難誘導マニュアル」、「避難確保計画」についても、関係団体と連携のもと同協議会において策定を促進させる必要があります。

土砂災害については、熊本地震、平成29年九州北部豪雨災害、特に北海道胆振東部地震では大規模盛土造成地で宅地被害が発生し大きな問題となりました。

これを受け、本市では、2020年に市内に存在する大規模盛土造成地マップを公表しました。今後第二次スクリーニングを実施する予定としており、引き続き、第二次スクリーニング実施に向けた計画の作成、結果を踏まえた対応策について検討が必要となります。

また、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所については、登別市防災マップを更新し、更に周知を図ることが必要です。



【推進方針】

火山災害時の警戒避難体制の整備に向け、倶多楽火山防災協議会における防災関係機関等との連携協力のもと避難体制強化を推進するとともに、倶多楽火山避難計画をもとに策定される、「観光客等避難誘導マニュアル」、「避難確保計画」の策定支援を推進します。

土砂災害においては、大規模盛土造成地における第2次スクリーニング調査の計画及び調査結果を踏まえた対応策について検討を進めます。また、登別市防災マップ等を活用し、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所について周知の徹底と避難体制の整備を促進します。

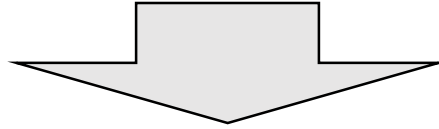
〔重要業績指標〕

◇避難誘導マニュアルの進捗率 0%（2019年）→100%（2025年）

1-2-b 砂防設備等の整備、老朽化対策

【脆弱性評価】

砂防関係施設については、老朽化が進行したものも多く、今後、施設管理者が実施する施設の機能を確保する対策に協力する必要があります。また、急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所についても、国・道による整備が進められていることから、緊急性の高い箇所について情報提供等を行い、効果的な整備推進に協力する必要があります。



【推進方針】

国・道による砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の効果的な整備のため、土砂災害の恐れのある箇所についての情報提供を行うなどの連携を図ります。

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

1-3-a 津波避難体制の整備

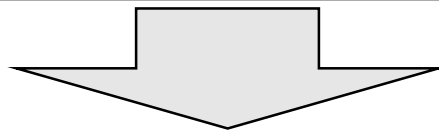
【脆弱性評価】

登別市地域防災計画において想定されている最大クラスの津波（発生頻度はきわめて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波）の最大水位は栄町で9.3m、第1波到達時間は49分となっており、津波から人命を守るためには避難対策を軸に進めることが重要です。

本市では、「登別市津波避難計画」を作成し、避難対象区域、指定緊急避難場所等のほか津波避難における初動体制や避難勧告等の発令における手順等を整理しています。

また、同計画に基づき、地区連合町内会を単位とした市民の皆さんと共同で地区別の津波避難計画を作成しました。地区別の津波避難計画には、津波浸水予測範囲、避難路、避難時に注意する場所、津波避難ビル、避難時の行動等、津波避難時の留意事項等が整理されています。

以上のように、津波避難体制の整備を推進していますが、より円滑な避難を実施するため、引き続き、市民に対し自ら津波から逃げる能動的な避難行動について教育・啓発及び避難行動要支援者の把握と支援体制整備の促進を図るとともに、今後、国や道の被害想定の見直しに伴い、本市においても各種計画の見直しが必要となります。



【推進方針】

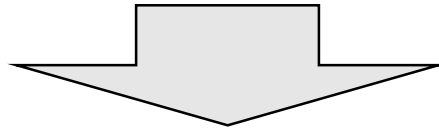
津波防災においては、ハード面の整備のみでは限界があり、「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な考え方を理解し、実践することが重要です。

市では、テレビ、ラジオ等のマスメディア、広報紙や公式ウェブサイト、防災研修会等を活用し、津波発生時には自ら率先して逃げる能動的な避難行動が、地域に浸透するよう継続的な教育・啓発を推進するとともに、避難行動要支援者の把握と支援体制整備の促進を図ります。また、今後、国や道の被害想定の見直しに伴い、本市においても各種計画の見直しを実施します。

1-3-b 海岸保全施設等の整備

【脆弱性評価】

海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、建設後相当の年月を経過した施設が多いことから、国、道などによる、劣化や損傷の状態に応じた適切な時期での修繕や、ライフサイクルコストの縮減に努めながらの老朽化した施設の機能回復等に、本市においても協力する必要があります。



【推進方針】

国、道などによる海岸堤防などの計画的な施設整備、老朽化対策や施設の維持管理の実施に関し、市民要望や老朽化状況等の情報提供について協力します。

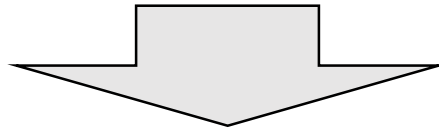
1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-a 洪水・浸水ハザードマップの作成

【脆弱性評価】

本市は道内において比較的雨量の多い地域です。市では、胆振幌別川・来馬川及び鷲別川が約50年に1回程度発生する降雨に伴う洪水により、氾濫した場合の浸水予測について、地区別の浸水予測範囲とその深さを表す防災マップを作成しています。

しかし、近年の豪雨災害を踏まえ水防法が改正されたことを受け、道が想定しうる最大規模（1,000年に1回程度）及び洪水防御に関する計画の基本となる規模（50年に1回程度）の降雨に伴う洪水により、胆振幌別川・来馬川が氾濫した場合の新たな浸水想定を公表したことから、市においても防災マップの見直しが必要となっています。



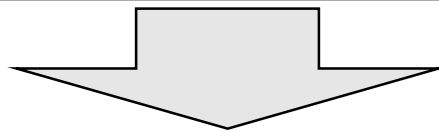
【推進方針】

道において新たに公表された、想定しうる最大規模及び洪水防御に関する計画の基本となる規模の降雨による浸水想定結果を踏まえた防災マップの見直しを行い、新たな防災マップの配布や公式ウェブサイト等を活用し周知を図ります。

1-4-b 河川改修等の治水対策**【脆弱性評価】**

本市では、河川氾濫による浸水被害を防ぐため、河川の護岸整備や河川施設の改修、河川の浚渫、河川敷地の草刈等を実施しているところですが、改修の必要な箇所が増加しており、引き続き計画的な河川施設の整備、継続的な維持管理が必要となっています。

また、本市においても集中豪雨等による浸水被害が頻発したため、2010年から既設雨水管渠の更新及び雨水管渠の新設に着手するとともに、浸水対策を必要とする地区において、計画的に雨水管渠の整備を進めるため、「雨水管渠整備計画」を策定しました。引き続き、同計画と「下水道事業経営戦略」との連動により、雨水管渠の整備を着実に実施する必要があります。

**【推進方針】****重点施策プログラム**

豪雨等による浸水被害を軽減するため、道などの関係機関と連携し、計画的に河川の護岸整備や河川施設の改修、河川施設の整備・浚渫等の維持管理を推進します。また、内水氾濫を防ぐため、雨水管渠の新設整備等を推進します。

〔重要業績指標〕

◇都市浸水対策達成率 2.3% (2018年) →100% (2038年)

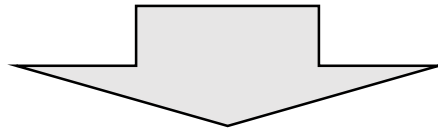
1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-a 暴風雪時における道路管理体制の強化

【脆弱性評価】

本市は、道においても少雪な地域であるため、暴風雪や豪雪時には、除雪機械や運転手の必要量の確保が難しくなる恐れがあることから、各道路管理者と情報共有を行い、連携を図り対応する必要があります。

また、吹きだまりが発生する路線への防雪施設の設置や、老朽化が進んでいる既存の防雪柵や雪崩防止柵、消雪施設の更新が必要です。



【推進方針】

暴風雪及び豪雪に対応するにあたり、道路除雪・雪対策会議により各道路管理者の情報共有及び連携強化を図り除雪体制を整えます。

また、道路防災点検による必要箇所への防雪施設の設置や老朽化が進んでいる既存施設の更新を図ります。

1-5-b 除雪体制の確保

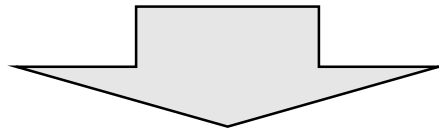
【脆弱性評価】

本市の除雪について、新雪除雪は、一定の降雪があった場合に実施し、路面整正及び拡幅除雪、排雪については、主に幹線道路において、路面状況や路肩堆雪状況等を確認し、必要に応じ実施しています。

また、路面凍結によるスリップ事故を防止するため、幹線道路等の交差点や坂道における凍結防止剤の散布を実施しています。

市はこれらの業務を市又は民間事業者が保有する機械を使用し、作業を民間事業者に委託していますが、運転手の高齢化や除雪機械の老朽化等により除雪体制を確保するのが、年々難しくなっています。

また、冬道の安全性の向上や円滑な除雪作業の推進、地域の除雪に対する理解を得るために、地域町内会と連携して、凍結防止剤等の散布ボランティアや啓蒙活動を実施しており、このような、地域との連携強化も今後の課題となっています。



【推進方針】

重点施策プログラム

除雪体制の確保に向けて、除雪作業を実施する協定事業者との連携体制の向上に加え、市民・町内会や企業・団体等との連携を図り、地域での冬道の安全対策や啓発活動を推進します。

また、老朽化した除雪機械の計画的な更新、除雪機械を保持する協定事業者の確保等を推進します。

〔重要業績指標〕

◇車道除雪延長 269km (2019) →269km (2020)

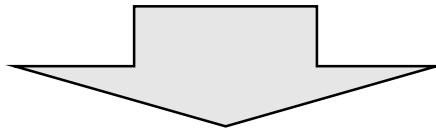
1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

1-6-a 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

【脆弱性評価】

積雪寒冷時を想定した避難所における防寒対策として、ストーブ、毛布等の資機材の備蓄を実施しているところですが、現時点において、すべての避難所で十分な寒冷対策が実施できているとは言えない状況です。

そのため、避難所での防寒設備の確保に努めるとともに、大規模な停電の発生に備え、再生可能エネルギーを活用した防寒設備の設置等、新たな対策の検討が求められます。



【推進方針】

避難所における防寒対策として、ストーブ、毛布等の資機材の備蓄を充実させるとともに、厳冬期を想定した避難所運営の訓練を実施します。

また、大規模停電時に備え、鷺別小学校の屋上に設置した太陽光パネル等の再生可能エネルギーを活用した電気防寒設備の導入等について検討します。

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

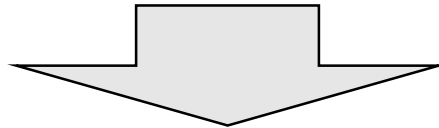
1-7-a 関係機関の情報共有化

【脆弱性評価】

災害時において、災害現場や関係機関との情報共有及び連携体制の確保は極めて重要です。本市では、衛星携帯電話や IP 無線機、防災行政無線等を整備するとともに、地域防災計画において災害情報等の収集、伝達等について整理しております。

また、北海道防災情報システム等により、防災、気象等の情報共有を行っており、災害に強い通信手段が一定程度確保されています。

引き続き、迅速かつ的確な情報の収集、伝達に向けて、各種情報通信機器の計画的な更新、災害情報、被害状況の収集・通報等の通信体制の整備が必要です。



【推進方針】

関係機関との情報共有については、北海道防災情報システム等を活用した連絡体制を強化します。また、衛星携帯電話や IP 無線機等の各種情報通信機器の計画的な更新を図るとともに、防災訓練等を実施し、災害情報等の収集、伝達体制の向上を図ります。

1-7-b 住民等への情報伝達体制の強化

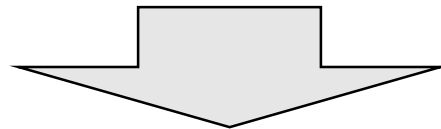
【脆弱性評価】

災害時において、迅速かつ適切な避難行動等をとっていただくためには、住民等への避難勧告等の情報伝達体制を整備しておく必要があります。

本市では「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成し、避難勧告等に関する対応事項を整理しています。災害時はこのマニュアルに基づき、避難勧告等を適切なタイミングで迅速に伝達することとしていますが、平成31年に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改訂されたため、これを踏まえた見直しを実施する必要があります。

また、毎月、防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を実施していますが、全市民に対し確実に情報が伝達されるよう体制の充実に努める必要があります。

情報伝達手段に関しては、防災行政無線やJアラート受信機などの機能を維持するため定期的な保守点検などにより設備の適切な維持管理を実施しています。そのほか、公式ウェブサイトやSNS、TV・ラジオ、コミュニティFM、緊急速報メール等による複数の手段を確保していますが、市民に対し、より確実に伝達できるよう、情報通信技術の発達に応じた新たな伝達方法の導入の検討が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

住民に対し迅速かつ適切な情報提供を実施するため、「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂に伴う「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを実施します。

また、毎月の情報伝達訓練の結果について検証し、訓練で得られた教訓や課題を踏まえ、情報伝達体制のさらなる強化を図ります。

情報伝達手段については、防災行政無線やJアラート受信機などの保守点検を実施するとともに、より確実な伝達体制を構築するため、今後も新たな伝達方法の導入について検討します。

〔重要業績指標〕

◇防災メール登録者数 2,553件（2019年）→3,000件（2025年）

カテゴリー2：救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

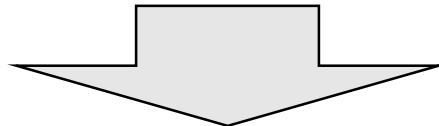
2-1-a 物資供給等に係る連携体制の整備

【脆弱性評価】

災害時における円滑な物資供給のためには、物資の調達、輸送及び支援物資の受入・管理等の対応が求められます。熊本地震では東日本大震災での教訓を踏まえ、発災初期より被災地に多くの物資が、被災地の要請を待たずプッシュ型で送り込まれたものの、受け入れる側の体制が十分ではなかったため、物資集積拠点から避難所までのラストワンマイル輸送が混乱し、支援物資が被災した市民に迅速に届かないなど、物資支援の受入れ・配送における課題が顕在化しました。

本市は、地域防災計画に基づき、他の自治体及び民間企業・団体等との間で災害時の応急対策に必要な協定を締結し、災害時の物資の調達に備えています。

また、支援物資の受入・管理体制の整備については、外部からの支援を円滑に受け入れるため、令和2年に「登別市災害時受援計画」を策定し、この中で物資の調達から受入れ、配送までの手順や支援物資集積拠点候補施設等を整理しています。今後とも、締結した協定を有効かつ円滑に実施するため、平時から具体的な運用のあり方や災害発生時の連絡体制の確認等を行い、受援計画の実効性の向上に努める必要があります。



【推進方針】

災害が発生しても市民に安定的に食料品、生活必需品を供給することは、災害時の市民対応における市の重要な役割です。

そのため、災害初動期に対応するため備蓄を継続的に確保・管理するとともに、災害中長期の物資確保においては、協定企業・団体等との協定の見直しや対象業務の拡大及び防災訓練などを通じた連携体制の確認等を行い、物資調達に関する協定の実効性の向上を図ります。

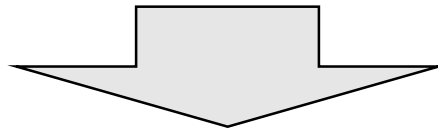
また、物資の受入・管理体制の整備に向けて、「登別市災害時受援計画」を円滑に運用するため、災害発生時の連絡体制の確認、物資集積拠点のレイアウトの検討、研修・訓練等を通じた業務内容の理解を高めることに加え、PDCA サイクルを活用した計画の継続的な見直し・更新に努めます。

2-1-b 非常用物資の備蓄促進

【脆弱性評価】

災害発生直後の物資確保においては、市民一人ひとりが自ら防災に取り組むという、日常的な災害に対する備えが大切です。そのため、市民に対し、「最低3日間、可能なら1週間」分の食糧及び飲料水等の備蓄に努めるよう防災イベントや広報紙等で啓発活動を実施しています。しかし、市民アンケートによると、食料・飲料水の備蓄を「十分取り組んでいる」は、全体の12%程度であり、「一部取り組んでいる」を合わせても約54%に留まる状況です。そのため、今度とも研修やイベント、広報紙等のあらゆる機会を通じて備蓄の重要性について啓発活動を実施する必要があります。

市の備蓄については、登別備蓄整備方針に基づき、市役所本庁舎や婦人センターなど、市内15カ所に約2万食分の分散備蓄を行っているほか、アレルギーに対応した食料品も備蓄しています。引き続き、必要な備蓄品の多様化に配慮し、計画的な整備を行うとともに、備蓄済みの品目についても適切な更新・管理を行う必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

研修やイベント、広報紙等あらゆる機会を通じ、ローリングストック方式の取組など、市民に対し分かりやすく、実施しやすい備蓄の取組みを紹介するなどし、「最低3日間、可能なら1週間」分の備蓄を促進します。

また、市が実施する備蓄については、備蓄整備方針に基づき市内15カ所での分散備蓄を継続するとともに、多様化する備蓄品の適切な入れ替え等、予算の平準化に配慮しながら、長期的かつ計画的な備蓄・管理体制の整備に努めます。

〔重要業績指標〕

◇備蓄食料の数 18,332食（2019年度）→23,000食（2025年度）

◇非常持ち出し品を備えている人の割合 39%（2014年度）→49%（2025年度）

2-2 防災訓練等による救助・救急体制の強化

2-2-a 防災訓練等による救助・救急体制の強化

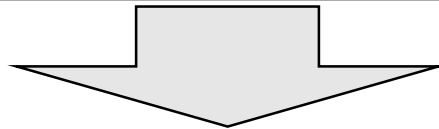
【脆弱性評価】

大規模自然災害時には、多くの死傷者の発生等により、救急・救助活動の需要が同時多発的に生じることが想定されます。

このような救急・救助活動の需要に対応するため、地域防災計画の推進や総合防災訓練などにおいて、消防、警察、自衛隊、海上保安庁などの関係行政機関や民間企業・団体等との連携を図っています。

また、救急救命士の養成、消防学校での多種多様な災害に対応した現場活動を実施するための専門知識の修得、登別市総合防災訓練における救出救護訓練の実施、登別市消防訓練大会の実施等、救助・救急体制の向上に向けて多岐に渡る取り組みを実施しています。加えて、各種救命講習会に使用する資器材を整備し、市民の一次救命処置の知識・技術の普及を図っています。

以上のように、救助・救急体制の強化に向けて各種、取り組みを実施しているところですが、今後とも、訓練用資器材の計画的な更新や、消防団の活性化、多種多様な現場活動に対応する人材の育成の継続な実施と合わせて、防災訓練などの機会を通じ、関係機関相互の情報共有・連携体制の向上等、救急救助体制の強化に努める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

災害時に迅速かつ的確な救助・救急体制の強化に向けて、消防職員の災害対応能力の向上、人材育成等の継続的な実施、女性消防職員の積極的な採用、消防団員の確保、消防団の活性化等に加え、訓練用資器材の更新を計画的に推進します。更に、防災訓練の実施や日頃の交流を通じ、関係行政機関や民間企業・団体等との連携体制の向上に努めます。

また、大規模自然災害時の救助・救援活動において、大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配置されている部隊、装備、人員等の維持・充実に向け、関係機関と連携した取組を推進します。

〔重要業績指標〕

◇救急救命士の数 20人（2019年）→20人（2025年）

2-2-b 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

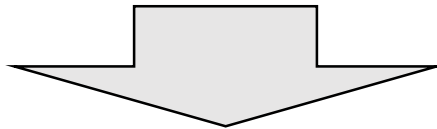
【脆弱性評価】

災害時における防災施設の被災や資機材の不足等を防ぎ、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施するために、被災リスクの高かった登別支署、登別温泉支署を統合し、登別市消防署東支署を令和2年10月に開署しました。同署は災害活動拠点として高い耐震性能を有し、停電時にも対応できるよう非常用発電設備を設置しています。

また、消防本部と鷺別支署についても被災リスクの高い建物となっているため、両署を統合した消防本部新庁舎を令和7年の供用開始に向けて建設を進めています。新庁舎の建設予定地は、幌別地区と鷺別地区のほぼ中央の高台を予定しており、津波浸水予測区域外となっています。また、隣接地はヘリコプターの離発着や緊急消防援助隊・北海道消防相互応援隊などの待機スペースとしての活用を予定しており、受援体制構築の一環として整備します。

資機材については、老朽化した高規格救急自動車の更新など必要に応じて整備しています。

以上のように、消防署の整備、資機材の更新等を実施しているところですが、引き続き計画的な更新、整備に努める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

消防本部と消防署鷺別支署を統合し、消防本部新庁舎の整備を推進し、必要な機能を備えることで、救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備に努めます。

また、災害時に迅速かつ的確な消防、救急・救助活動の展開に向けて、資機材の維持管理、更新を計画的に実施します。

〔重要業績指標〕

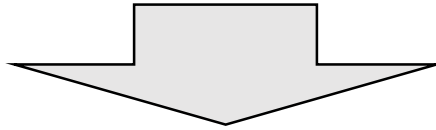
◇消防本部新庁舎令和7年に供用開始

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

2-3-a 被災時の保健医療支援体制の強化

【脆弱性評価】

被災時に、状況に応じた適切な保健医療を提供するため、室蘭市医師会、室蘭歯科医師会、北海道薬剤師会室蘭支部及び北海道柔道整復師会胆振ブロックと協定を締結しており、引き続き協定の実効性を高めるため、各協定団体との連携体制の構築・強化を図る必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

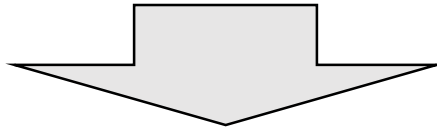
被災時における適切な保健医療の提供に向けて、平時より救急医療体制の確保による地域医療の充実を推進するとともに、災害時の医療体制の確保に向けて、室蘭市医師会等の医療関係団体との連携体制の構築・強化を図ります。

2-3-b 災害時における福祉的支援

【脆弱性評価】

災害時における福祉的支援を実施するには、平常時より、高齢者も子どもも、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる「福祉のまちづくり」を推進する必要があるため、その基本的理念や市民、事業者及び市の役割などを定めた「登別市ぬくもりある福祉基本条例」を制定しています。これにより、市では、地域福祉活動の中心を担う社会福祉協議会への支援や地域皆で支えあう体制づくりに向けた地域生活支援拠点の整備、高齢者見守り体制への支援等の地域防災体制づくりに努めています。しかし、高齢化率が高く推移する中、社会福祉活動の担い手の不足や社会福祉活動費の増加等が課題となっています。

また、社会福祉施設の防災資機材整備、災害時の組織体制の整備のほか、福祉避難所の整備等の促進を図る必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

災害時における福祉的支援の確保に向けて、地域防災体制の整備、見守り体制の整備、また市民が互いに助け合うという意識の醸成や、本市の地域福祉に対する考え方などの普及啓発等、地域福祉の推進を図ります。また、社会福祉施設の防災資機材の整備、災害時に迅速かつ的確に対応できる防災組織体制の整備、施設職員への防災教育・防災訓練、福祉避難所の増設・人材の確保等の促進を図ります。

〔重要業績指標〕

◇ボランティア登録者数 2,565人(2019年)→2,549人(2020年)

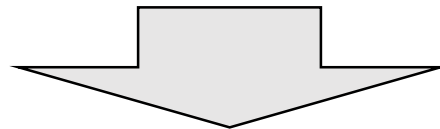
2-4 被災地における新型コロナウイルス等感染症の感染拡大

2-4-a 市域での感染症対策

【脆弱性評価】

本市における感染症対策として、平常時より予防接種の実施のほか、各種感染症や伝染病に対する正しい知識の普及・啓発活動を実施しています。また、災害時には道や薬剤師会等と協力し、被災家屋や下水その他不潔場所の消毒を実施することとしており、引き続き各協力団体との連携体制の整備、防疫体制の整備が必要です。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を受け、いざという時の災害対応と感染拡大防止対策の両立は、本市にとっても大きな課題の一つです。避難所のみならず、災害時の窓口対応や、窓口待機における住民混雑による感染拡大防止に向けた三密対策や消毒体制整備等、災害対応で感染拡大を引き起こさないための各種対策が必要となっています。



【推進方針】

感染症対策として、平時からの予防接種や感染症等の啓発活動を引き続き実施します。また、災害時の防疫活動における道や薬剤師会等と協力体制の整備等を図ります。また、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、市役所における感染拡大防止に向けた、住民対応時の飛沫感染防止策や、生活再建支援利用時の窓口待機による住民混雑の緩和や飛沫感染防止に向けた対策方法の検討、消毒液の等の資機材の確保に努めます。

〔重要業績指標〕

◇BCG予防接種の接種率 102.6%（2019年度）→100%（2020年度）

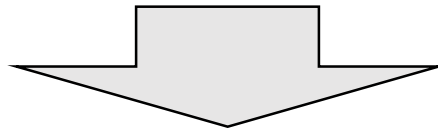
2-4-b 避難所における感染症対策

【脆弱性評価】

新型コロナウイルス（COVID-19）が全国に感染を広げ、避難所においても感染症に対する取組が急務となったことを受け、2020年7月に「登別市避難所運営マニュアル【感染症対策編】」を策定し、感染症流行下における「事前の備え」、「避難所の開設」、「避難所の運営」のそれぞれの対応を整理しています。

しかし、円滑な避難所運営を行うためには、市民の協力が不可欠であるため、日頃からマスク等の準備や避難所での感染症対策等の取組について、今後とも広報・啓発活動を実施する必要があります。

また、感染症が流行している状況下における避難所での感染予防・拡大防止に向け、健康調査や消毒等に必要となる資機材や衛生用品の準備、避難所における適正な受け入れ避難者数の検討、避難所の開設・運営手順の確認等を行い、避難所運営体制の整備・向上を図ることが必要です。



【推進方針】

避難所における感染症対策のために策定した「登別市避難所運営マニュアル【感染症対策編】」に基づき、市民が参加する避難所運営訓練等を行い、避難所での感染症対策として市民に協力していただく事項や避難所でのルール等の検証を行い、感染症対策の実効性の向上を図るとともに、広報・啓発活動に努めます。

また、避難所のレイアウトや適正な受入避難者数の検討と合わせて、必要な資機材や衛生管理用品の備蓄等に努めます。

カテゴリー3：行政機能の確保

3-1 市の行政機能の大幅な低下

3-1-a 防災拠点施設の整備

【脆弱性評価】

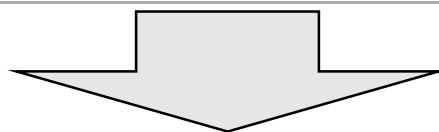
市役所本庁舎は、大規模災害が発生した際の防災拠点の中核として、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の重要な役割を担うことに加え、災害時であっても必要な通常業務を継続して実施する必要があるため、災害発生後も市役所庁舎をはじめとする防災拠点施設の機能を維持する必要があります。

市役所本庁舎は、施設、設備の老朽化が進み、耐震性も十分に確保できていない状況にあり、また、最大津波浸水深が3.0mを超えるなどの課題を抱えており、本市の脆弱性における重要課題の一つとなっています。

現在、令和2年4月に日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定が公表されたことを受け「登別市本庁舎建設基本計画」の見直しについて検討しているところですが、引き続き、市役所本庁舎建設を推進する必要があります。

しかし、新庁舎完成に至るまでには相当な時間を要するため、現庁舎の維持・補修、執務環境の改善等を適切に実施しつつ、災害により現市庁舎が使用できなくなった場合に備え、代替庁舎である市民会館の防災機能の維持・強化を図る必要があります。また、現在計画中的の新消防庁舎には、災害対策本部の補完機能を設けることとしており、防災体制の充実・強化のためにも新消防庁舎建設計画を着実に進める必要があります。

そのほかの防災拠点となる公共施設等についても、施設の機能を維持するため、計画的な改修が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

防災拠点及び行政機能の中核として「登別市本庁舎建設基本計画」に基づき、新庁舎の建設計画を着実に推進します。

新庁舎の完成までには時間を要するため、現庁舎の維持・補修を適切に実施しつつ、代替庁舎である市民会館の防災機能の維持・強化及び新消防庁舎の建設計画を推進します。

また、そのほかの防災拠点となる公共施設等については、長寿命化計画や大型事業推進プランに基づき計画的な維持・管理に努めます。

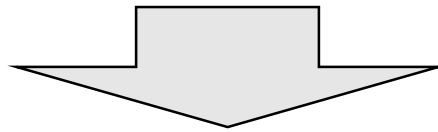
3-1-b 災害対策本部機能等の強化

【脆弱性評価】

災害発生時には、市災害対策本部が中心となり、関係機関と連携し災害対策業務を円滑に遂行できる体制づくりが必要です。

本市では、地域防災計画や業務継続計画（BCP）により、災害発生後の災害対策本部の行動を整理し、市災害対策本部の迅速かつ適切な初動体制の構築等を図っているところです。

このように、計画面では災害対応体制の構築について必要な施策は実施済みですが、これら計画を実行性のあるものとするためにも、定期的な訓練の実施と検証等を行うなど、災害対策本部の対応能力の向上に向けた取組みが必要です。



【推進方針】

災害時に迅速かつ適切に災害対応業務を実施できるよう、災害対策本部の機能強化に向けて、防災基本計画の改訂や社会の情勢を踏まえつつ、地域防災計画に基づく定期的な訓練の実施と検証等を行い、PDCA サイクルを構築して計画の定期的な見直しを実施します。

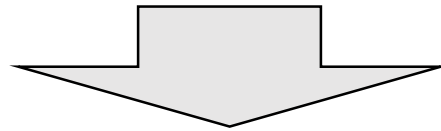
3-1-c 行政の業務継続体制の整備

【脆弱性評価】

大規模自然災害時、市は多様な災害対応業務を行う必要があることはもちろん、災害時であっても市民生活や企業活動等に大きな影響を与えると考えられるサービス等の重要な業務については、継続させなければなりません。

本市では、市民に最も身近な基礎自治体として平常時から生活に密接した市民行政サービスの提供を継続することを目的に、「登別市業務継続計画（BCP）」を策定しているほか、各部局における業務マニュアルも策定しています。

しかし、同計画に基づき業務を円滑に実施するため職員への研修や組織間の情報共有によるBCPの周知、訓練等の実施による業務継続体制の検証が必要となっています。



【推進方針】

災害時であっても行政の業務を継続できるよう、業務継続体制の整備に向けて、職員への研修や組織間の情報共有による業務継続計画の周知、訓練の実施、訓練結果の検証等によるPDCAサイクルのもと計画の定期的な見直しを実施するとともに、全職員への業務継続の重要性や各自の役割などについて理解の推進を図ります。

〔重要業績指標〕

◇自己啓発研修の回数 9件（2014年）→20件（2025年）

3-1-d 応援・受援体制の整備

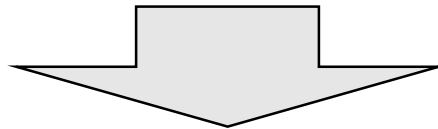
【脆弱性評価】

大規模災害時には、被災地外の地方公共団体や防災関係機関をはじめ、企業、ボランティア団体等により、様々な種類の支援が行われており、これらの支援が災害対応に果たす役割は極めて大きくなっています。

本市では、外部からの支援を効果的に受け入れるための「登別市災害時受援計画」を策定しており、同計画においては、応援職員の要請から、受入れ、調整までの手順や留意事項、応援団体別の協定内容等を整理しています。

また、平時から姉妹都市等との友好交流、相互交流を実施しており、災害時において協定等が一層効果的に働くことが期待できます。

以上のように、応援・受援体制の整備に向けて、受援計画策定、姉妹都市等との連携を図っているところですが、引き続き、研修・訓練等を通じ受援体制の充実に努める必要があります。



【推進方針】

応援・受援体制の充実に向けは、「登別市災害時受援計画」の実効性を高めるため、研修・訓練等を通じた同計画の内容の周知、理解の深化を図るとともに、PDCA サイクルを活用した計画の継続的な見直しに努めます。

また、応援協定等の拡充、協定の実効性の強化により応援・受援体制の整備を図ります。

〔重要業績指標〕

◇姉妹都市等との都市間交流人数 18人（2019年）→75人（2021年）

カテゴリ4：ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

4-1-a 再生可能エネルギー等の多様なエネルギー資源の導入拡大

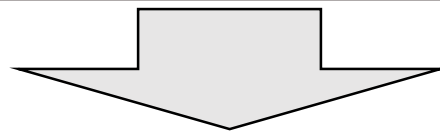
【脆弱性評価】

本市においては、総合福祉センターにて災害時にも電力や熱源の供給が可能となるよう、太陽光発電設備や太陽熱を利用した給湯設備を導入しており、胆振東部地震発生時にも最低限のエネルギーを確保することができました。

しかしながら、供給できるエネルギー量は限られていることから、官民一体となり、太陽光発電設備等のエネルギー発電設備を設け、地域における自立・分散したエネルギーの供給体制の構築が不可欠となります。

これまで再生可能エネルギー普及事業として、市民や企業に対し、再生可能エネルギーに関する講演会や相談会の実施、市内企業の再生可能エネルギーの導入に関する取り組みを紹介するパンフレットの作成などを実施しています。

しかしながら、依然として再生可能エネルギーの関心が低い状況にあるため、市民や企業に対し、引き続き再生可能エネルギーの普及促進を図る必要があります。



【推進方針】

災害時のブラックアウト等に対するリスク分散を図る観点から、自立・分散した再生可能エネルギーの供給体制の構築のため、災害時の避難施設等となりうる公共建築物への太陽光発電設備等再生可能エネルギー発電設備の導入を検討していきます。また、引き続き市民や企業に対し、再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、市で保有している電気自動車を電源車として活用するための体制を構築します。

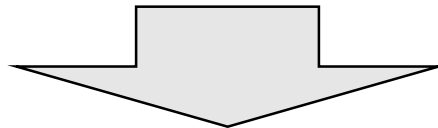
4-1-b 非常電源整備等の停電対策の推進

【脆弱性評価】

北海道胆振東部地震では地震発生後道全域での停電が発生し大きな問題となりました。本市では、市役所庁舎に72時間程度は必要な部署に電力が供給できるよう非常用発電機を設置しています。また、災害時の代替庁舎となる市民会館には、ディーゼル発電機、ガスバルクによる電力供給体制を整備しています。そのほか他にも、鷲別小学校への太陽光発電設備や登別市総合福祉センターへの蓄電付太陽光発電システムを導入しています。

災害時の燃料確保については、災害時の燃料供給や施設の利用等の協力に関する協定を胆振地方石油販売業協同組合及び登別ガス協同組合等と締結しています。

以上のように、ブラックアウト等への対策に向けて各種取り組みを実施しているところですが、庁舎の自家発電機は津波時に水没し使用できなくなることが想定されており、新庁舎建設に伴い高所に設置する等の津波対策が必要です。また、燃料供給に関する協定の実効性確保に向けて、協定団体との体制整備が必要です。



【推進方針】

商用電源の停電が災害対応に影響を与えないように、今後とも、災害発生から72時間程度は必要な電力を確保できる体制を整備するとともに、燃料供給に関する協定の実効性確保に向けて、平素から協定団体との情報共有などの連携強化に努めます。

また、新庁舎建設に伴い浸水被害が発生しないよう、必要な設備等を高所に設置します。その他、市庁舎以外の地域防災拠点においても非常用電源の整備、太陽光発電設備等の導入等、非常時にも対応可能な設備の導入に努め、電源の多様化、分散化を推進します。

4-2 食料の安定供給の停滞

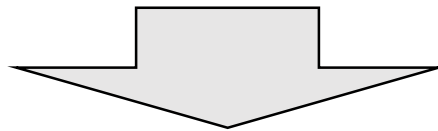
4-2-a 食料生産基盤の整備

【脆弱性評価】

平時においても、全国の食糧供給の重要な役割を担っている北海道においては、災害が発生しても安定した食料供給機能を維持することが、我が国全体の強靱化に対する重要な責務の一つとなっております。

本市では、新規青年就農者への給付金による就農意欲の喚起と就農後の定着促進、農業・漁業者の設備投資等に要する経済的支援による経営の安定化及び品質改善に取り組む団体の活動を支援することによる品質・生産量の向上等、農業・漁業それぞれに対する各種取り組みを通じ、食料生産基盤の整備を推進しています。

しかし、農業就業者数、漁業就業者数はいずれも減少が見込まれるため、担い手の確保、1人当たりの生産高向上が必要な状況であり、引き続き各種取り組みの継続による食料生産基盤の整備が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、経営の安定化や品質・生産量向上等の生産基盤の整備、新規従事者や農業・漁業従事者に向けた支援等を継続的に実施することで、生産体制の向上、担い手の確保及び食料生産基盤の整備・強化を推進します。

4-2-b 道産食料品の販路拡大

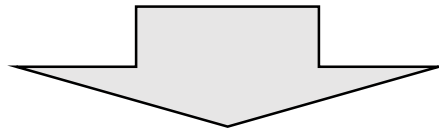
【脆弱性評価】

災害が発生した際、地場産の食料品の販路停滞等を防ぐことは、食料の安定供給の確保、経済活動の活性化による早期復旧・復興の両面で、市域の強靱化に寄与します。

このため、食糧関連産業の基盤強化に繋がる販路拡大に向け、市内で生産される牛乳や乳製品、登別牛、のぼりべつ豚、水産物などの一次産品を対象に生産者等と協力して、市内で実施されるイベント等でPRするほか、市内の宿泊施設や飲食店での利用促進を図っています。

また、登別ブランド推進協議会を立ち上げ、登別ブランド推奨品の認定を行うことで高付加価値化を図るとともに、商談会等への出展経費の支援や多言語リーフレットの作成等、販路拡大をサポートしてきました。

しかしながら、令和元年度に実施したまちづくり意識調査では、実際に登別ブランド推奨品を購入したことがあると回答した市民の方は5割に満たないという結果となっており、生産者等と協力した一次産品の取扱店舗の拡大等、更なる取組の強化・拡大が求められます。



【推進方針】

平時より登別産の食料品の販路拡大を行うことで、災害が発生したとしても食料品の販路停滞を軽減させることが可能となります。これまで登別産の食料品の販路拡大に向けて実施してきた、イベント等でのPR等やリーフレットの作成に加え、生産者等と協力した一次産品の取扱店舗の拡大、登別ブランド推奨品のインターネット販売及び認知度向上に資する取組などの支援等、登別産の食料品の販路拡大を一層推進します。

〔重要業績指標〕

◇食材サンプル提供件数 10件（2019年度）→5件（2025年度）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

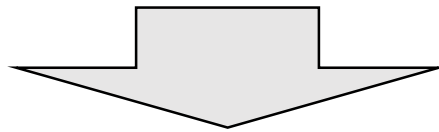
4-3-a 水道施設等の防災対策

【脆弱性評価】

災害時の上水道の停止による市民生活や災害応急活動等への多大な影響を及ぼす事態を防ぐため、水道施設・簡易水道施設の老朽化対策や機能改善のための施設整備を計画的に進め、安定給水を図るとともに耐震化率の向上や漏水調査を実施し、計画的かつ効率的な水道事業運営を図っているところです。

しかし、令和元年度において浄水施設は耐震化されておらず、管路耐震化率は4.4%（簡易水道事業）となっており、計画的な耐震化等の事業の推進が必要な状況です。また、事業推進に向けては、事業に精通した職員の確保に加え、公営企業として能率的・合理的経営を行うための適切な組織体制の確立が必要です。

災害時に備え、水道施設危機管理マニュアルや、地域防災計画で基本的な対応方を整理しているほか、登別管工事業協同組合との「災害時における防災活動等の協力に関する協定」及び他都市・日本水道協会との協定により、人員・資機材の派遣を要請し応急復旧を実施する事や隔年で「登別市総合防災訓練」に参加するなど、一定の対策は実施できているところですが、引き続き災害対応能力の向上に努める必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

水道施設の耐震化、老朽化対策に加え、災害時の対応を適切に実施することで、災害時の上水道施設被害の軽減、水道機能の早期復旧につながり、水道の長期停止を防ぐことが可能となります。

そこで、浄水施設や管路の耐震化及び老朽化対策については、計画的に施設整備の推進を図ります。それらに加え、計画的な設備更新対応等を実施するため、ライフサイクルコストを意識した設備更新等、健全な経営維持に向けた効率的な事業運営を図ります。

また、災害時に備え、給水活動や応急復旧対策を円滑に実施するため、水道施設危機管理マニュアル等の充実化、日本水道協会等が実施する災害時相互応援訓練等への参加等、災害対応体制の向上に努めます。

〔重要業績指標〕

- ◇浄水施設の耐震化率（水道事業） 0%（2019年度）→30%（2025年度）
- ◇管路耐震化率（簡易水道事業） 4.4%（2019年度）→88%（2055年度）

4-3-b 下水道施設等の防災対策

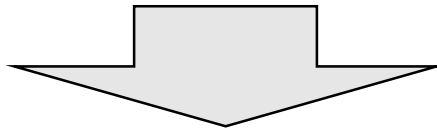
【脆弱性評価】

災害時の下水道機能の長期停止は、感染症の拡大等公衆衛生の悪化やトイレが使用できないことによる健康被害を引き起こす原因となります。

下水道施設に対しては、これまでも定期的な日常点検や修繕を適宜実施してきたところですが、主要部分の経年的な老朽化が進んでいる状況です。そのため、若山浄化センターや汚水管渠のたるみが著しい地区の改築工事など、コスト縮減等も踏まえた計画的な長寿命化を図っています。今後は、人口減少等による使用料収入の減少にも配慮し、計画的に事業を推進する必要があります。

また、災害が発生した際の対応については、下水道 BCP を策定し、下水道事業を継続するための手順や対策を整理していますが、今後とも、国の下水道 BCP 策定マニュアルの改訂に伴う見直し等を踏まえ、継続的な更新・改善を進める必要があります。

その他、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会、日本下水道事業団と災害における維持修繕協定を締結しています。



【推進方針】

重点施策プログラム

平時より下水道施設の修繕、管理や災害時対応体制の整備を実施することで、災害時においても下水道機能を維持することが可能となります。そのため、下水道施設においては、ストックマネジメント計画のほか、施設ごとの修繕改築計画をもとに優先度を評価した上で、効率的な経営健全化に努めながら、計画的に施設の長寿命化を推進します。

〔重要業績指標〕

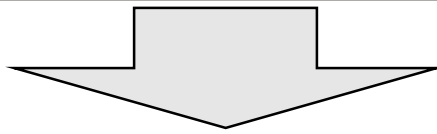
◇下水道処理人口普及率 95.8% (2018年) →96.4% (2040年)

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

4-4-a 交通ネットワークの整備

【脆弱性評価】

道路被害・渋滞等による道路交通ネットワークの分断が発生した場合、救援・救助活動が実施できなかつたり、各種応急対策や市民への支援が滞る事態が発生することが懸念されます。そのため、国道、道道など広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要です。現在、道において、道道上登別室蘭線東通の拡幅改良を実施しているところですが、引き続き、市域内の道路整備を推進するとともに、国、道、室蘭都市圏の各市町と連携し道路交通ネットワークの構築に向け計画的に推進する必要があります。



【推進方針】

災害時においても道路交通ネットワークを維持するため、国、道、室蘭都市圏の各市町と連携し、道路交通ネットワークの整備を計画的に推進します。

また、緊急輸送道路の機能確保のため国道、道道の無電柱化の促進に向け連携を図ります。

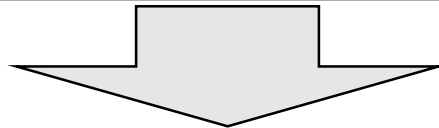
4-4-b 道路施設の防災対策等

【脆弱性評価】

道路施設の防災対策として、道路・橋梁施設の、計画的な維持補修、長寿命化対策を実施しているところです。また、道路標識や法面、トンネル等の道路附属施設についても修繕や維持管理を推進しています。

しかし、道路施設等の維持補修費の増大や計画的な事業の実施に係る経費不足等が生じており、必ずしもすべての道路施設に対して十分な防災対策を実施できている状況とは言えず、災害が発生した場合には耐用年数を超過した施設等に被害が生じ、道路機能が失われ、交通ネットワークの機能が低下するといった危険性があるのが現状です。

引き続き、道路・橋梁及び道路附属施設に対して災害時の被災を軽減させるため、点検や維持・補修を計画的に推進する必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

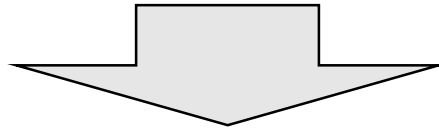
道路及び道路施設を計画的に点検・修繕することは、地震等の災害時においても構造物の被災を軽減させ、道路交通ネットワークの寸断を防ぐことが可能となります。そのため、橋梁や道路、標識、法面、トンネル等の道路構造物・道路附属施設に対する点検や維持管理・補修に関する事業について、優先度を評価した上で、計画的に事業を推進します。

また、計画的な事業の推進のために、維持・補修、長寿命化の必要性を明確にした上で、限られた予算を有効活用するとともに、交付金等の積極的な活用に努めるものとします。

4-4-c 災害時における新たな交通手段の活用

【脆弱性評価】

人口減少や自動車保有率の増加により、公共交通機関の利用者が減少していますが、災害時における被災者の交通手段の確保のためには、地域公共交通が不可欠です。そのため、平常時より利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系の構築及び市民生活の利便性向上に向けた地域特性を考慮した交通手段や路線の確保を行うことで、公共交通機関の利用率向上に取り組む必要があります。一方、災害時においても、多様な交通手段を確保する方策として、電気自動車や自転車等の化石燃料を使用しない移動手段の活用促進が必要です。



【推進方針】

災害時における被災者の交通手段の確保のため、平常時より利用者ニーズを把握した適切な公共交通体系の構築について検討します。また、災害時における新たな交通手段の活用に向けては、公用車としての電気自動車の導入や移動手段としての自転車等の活用など、化石燃料を使用しない移動手段の活用について検討します。

カテゴリ5：経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

5-1-a リスク分散を重視した企業立地等の促進

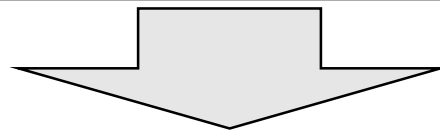
【脆弱性評価】

大規模災害が発生したとしても、サプライチェーンの寸断等による企業の活動が停滞する事態を発生させないためには、平時からリスク分散の視点からの企業立地が求められます。

本市における企業立地等の促進は、首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった観点からも全国、全道の強靱化に寄与するリスク分散の一翼を担うものとなります。

市内での創業に対しては、事業所の開設や、空き店舗の活用における支援を実施しているところですが、市内には依然として空き店舗は多い状況であり、今後とも登別商工会議所と連携し創業しやすい環境整備に努める必要があります。

また、市内への企業の誘致に関しては、北海道に進出計画のある企業を訪問し、市内遊休地や立地に関する優遇制度を紹介することなどにより市内への企業立地を促進しています。しかし、支援対象企業が見つかりにくい状況であるため誘致対象企業として PR する企業の対象を拡大し、継続的な誘致活動を実施する必要があります。



【推進方針】

首都直下地震や南海トラフ巨大地震時等の大規模災害時等において、広域的な経済活動の停滞を防ぐべく、リスク分散の観点を含めた本市への企業立地の促進を行います。

具体的には、市内での事業所の開設や市内の空き店舗を活用した事業についての支援の周知や登別商工会議所と連携した環境整備を引き続き推進します。また、市内への企業誘致に関しては、誘致対象企業の拡大、継続的な PR 活動等を引き続き推進します。

〔重要業績指標〕

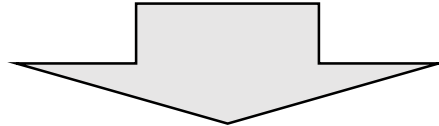
◇企業誘致件数 0件(2019年)→1件(2020年)

5-1-b 企業の事業継続体制の強化

【脆弱性評価】

企業において、大規模災害時でもその影響を最小化し、事業を継続・早期に再開させるためには、事業継続計画（BCP）を策定し、発災後の対応を定めるとともに必要な事前対策を計画的に行うなど、企業の事業継続体制の強化が求められます。

しかしながら、市内企業における事業継続計画策定の取組みは浸透しておらず、行政における取組みの促進や支援体制が必要です。



【推進方針】

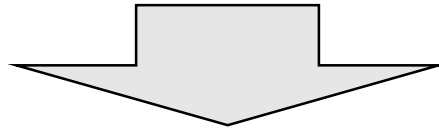
市内企業の事業継続体制の強化に向けて、道作成の「BCP 策定の手引き」や道の紹介するBCPに関するセミナー、北海道経済産業局のリーフレット等を活用し、登別市商工会議所と連携のもと、市内企業へのBCP策定の働きかけ等、市内企業の事業継続体制の整備・強化を促進します。

5-1-c 被災企業等への支援体制の整備

【脆弱性評価】

災害により影響を受けた市内中小企業等の早期復旧や経営安定を目指して、登別商工会議所中小企業相談所が行う、金融や税務等を中心とした中小企業相談に対して支援の実施や企業の資金調達支援等を実施しているところです。

今後の経済情勢を注視しつつ、中小企業に寄り添った事業を展開するほか、災害時に企業が活用できる国、道、金融機関の支援制度についての整理等、災害時の支援体制のさらなる整備が必要です。



【推進方針】

被災企業の事業再建等を支援するため、今後の経済情勢を踏まえながら中小企業相談への支援や企業の資金調達支援等を実施します。また、災害時に国、道、金融機関等と連携し、企業が求める情報や支援制度について整理し、迅速な情報提供が実施できる体制整備を図ります。

5-2 物流機能等の大幅な低下

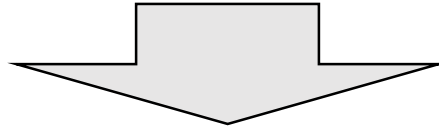
5-2-a 流通拠点としての漁港の機能強化

【脆弱性評価】

本市においては、漁港は主要な流通拠点であり、特に第3種漁港に指定されている登別漁港は、豊富な水産物に恵まれており、胆振管内における流通拠点漁港として重要な役割を担っています。

これまでも、安全・安心な水産物の安定供給のため、生産から陸揚げ・流通に至る総合的な衛生管理対策の強化を図るとともに、地震・津波災害に対する漁港の防災機能の強化が推進されているところであり、本市においても、登別漁港や鷺別漁港の維持管理費用の一部を補助し、また鷺別漁港については機能保全工事等に係る費用を負担しているところです。

災害が発生したとしても、漁港機能を停止させないため、引き続き、国、道と連携のもと漁港の適切な維持管理や機能の強化と合わせた、漁港における防災・減災対策が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

災害時においても漁港機能を継続するため、国、道との連携し、快適で安全な漁港活動ができるよう適切な維持管理、機能強化等、漁港における防災、減災対策を促進し、安全・安心な水産物の安定供給を図ります。

〔重要業績指標〕

- ◇登録漁船数（登別漁港） 58件（2019年）→58件（2025年）
- ◇登録漁船数（鷺別漁港） 63件（2019年）→63件（2025年）

カテゴリー6：二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

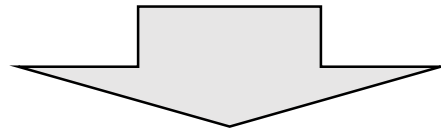
6-1-a 森林の整備・保全

【脆弱性評価】

本市の総面積の73%を森林が占めており、土砂災害や林野火災の発生を防ぐために、森林を適切に管理し、荒廃から守ることは、市域の強靱化における重要な要素の一つです。

本市では大雨や地震等の災害時における土砂流出や表層崩壊などの山地災害を防ぎ、災害に強い地域環境を形成するため、「登別市森林整備計画」に基づき、健全な森林の整備・保全等を推進することとしていますが、林業の担い手不足や民有林の植栽、下刈等の活動においては所有者の負担も発生するため施業に対する意識が低い状況となっており、適切な森林管理を実施しなければ、今後、市域の脆弱性が高まる可能性があります。

そのため、森林の荒廃防止や多面的機能の維持、森林資源の充実及び林業の成長産業化に向けた、林業従事者の確保等に努めつつ、各種取り組みの継続、民有林の所有者に対する森林管理の促進が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

「登別市森林整備計画」に基づき、森林の荒廃防止や山地災害防止等の多面的機能の維持、森林資源の充実を計画的に推進するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、民有林所有者に対する民有林の植栽、下刈等の活動を支援します。合わせて、森林管理法に基づいた適切な森林の経営管理・成長産業化、治山施設の点検と維持補修、保安林の保護等を推進します。

〔重要業績指標〕

◇保安林面積 1,026ha (2019年) →1,026ha (2025年)

◇森林面積 15,551ha (2019年) →15,551ha (2025年)

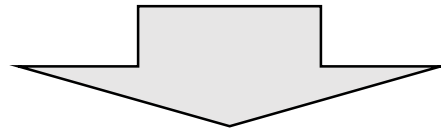
6-1-b 農地・農業水利施設等の保全管理

【脆弱性評価】

農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果などの多面的機能を維持することで、災害時の被害の拡大等を軽減させることが期待できます。

本市では、農業用水路などの補修等を必要に応じて行うことで、農地・農業水利施設等の保全管理を実施しています。また、農地有効利用システム等を活用し農用地等の適切な管理を実施しています。そのほか、市牧場を利用する農業者の団体に対する交付金を交付することにより、農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止や有害鳥獣の駆除による農林業の振興及び市民生活の維持を図っています。

以上のように、一定の施策は実施されていますが、引き続き、農地の適正な保全管理及び農業用施設等の整備を計画的に進める必要があります。



【推進方針】

農地が持つ保水効果や土壌流出防止効果などの多面的機能を維持し、災害時の被害の拡大防止に努めます。

具体には、農業用水路などの補修等による農地・農業水利施設等の保全管理、農地有効利用システム等の運用による情報の有効活用と農用地等の適切な管理、及び農業生産条件が不利な中山間地域の耕作放棄地の発生防止対策や有害鳥獣の駆除等を今後も継続的に推進することにより、市域の農林業の振興に努め、これを通じて強靱化を推進します。

〔重要業績指標〕

◇農業用施設修繕箇所数 1箇所（2019年）→2箇所（2025年）

カテゴリー7：迅速な復旧・復興等の大幅な遅れ

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

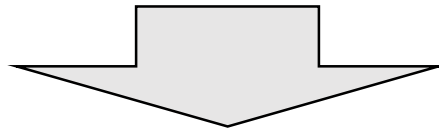
7-1-a 災害廃棄物の処理体制の整備

【脆弱性評価】

廃棄物処理体制の整備に関しては、平常時より、クリーンセンターの安定稼働を図るとともに、ごみの発生量の減量に向けたイベントや啓発を実施しています。災害への備えとしては、令和2年3月に「登別市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理の停滞による、復旧・復興の遅れを防ぐため、災害時でも適切に廃棄物処理を実施できるよう、処理体制の構築や仮置き場候補地の選定を行っています。

しかし、焼却施設の津波等の浸水対策や非常用電源の未整備等が課題となっている等、大規模な災害発生時には廃棄物の収集や焼却が不可能となることが懸念されています。また、本市の産業の特徴による漁具・漁網、腐敗性廃棄物等の適正処理困難物への対応や旅行客等の一時滞在者による廃棄物の対応も課題となっています。

以上より、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施できるよう、本市の特徴を踏まえた廃棄物処理体制の強化、焼却施設の整備が必要となっています。



【推進方針】

震災直後より災害廃棄物を円滑に処理することで、復旧・復興へスムーズな移行が可能となります。

そのため、平常時から廃棄物処理を適正かつ円滑・迅速に行うよう、引き続き、クリーンセンターの安定稼働を図り、ごみの発生量の減量に向けた取組みを実施します。

災害時に向けた対応としては、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備を推進するとともに、大規模災害に備え、民間事業者や他市町村との協力体制や受援体制の構築、焼却施設の津波等の浸水対策、非常電源の整備等焼却施設の整備を図ります。また、適正処理困難物への対応方策、一時滞在者へのごみの出し方についての情報伝達方法等、本市の特徴を踏まえた、廃棄物処理体制の向上に努めるものとします。

〔重要業績指標〕

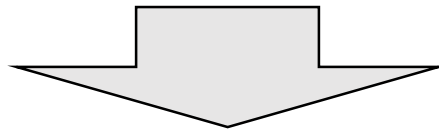
◇家庭系ごみの市民1人・1日あたりの排出量 572g（2014年）→570g（2025年）

7-1-b 地籍調査の実施

【脆弱性評価】

土砂災害等により境界杭や境界鎮が喪失した場合、境界画定が遅れることで市民の住宅再建の遅れ、まちの復旧復興の遅れが発生する可能性があります。これを防ぐためには、地籍調査等を実施し境界情報を保存しておくことが重要となります。

地籍調査の実施状況（令和元年度末）としては、市域の35%において実施済みとなっており、緊急に明確にすべき地域の地籍調査は完了していますが、近年の自然災害が多発している状況等を踏まえるとこれまで以上に地籍調査及び成果の管理が重要になると考えられます。



【推進方針】

過去の災害において、地籍調査の成果を活用することで迅速に復興がなされています。地籍調査成果の継続的な管理とともに、民間事業者の測量成果の活用の推進に努めます。

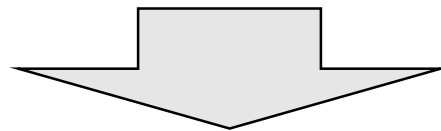
7-1-c 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保

【脆弱性評価】

大規模災害が発生した際に、被災者の住まいを迅速に確保し、住宅再建・生活再建を進めるためには迅速な仮設住宅などの確保が求められます。そのため、地域防災計画に基づき仮設住宅の建設候補地として、交通の利便性、飲料水・電気などの供給などを考慮し、のぼりべつ文化交流館や市内の小中学校グラウンド等を想定しています。

一方、本市で発生しうる最も大きな地震災害時には住宅以外の建築物を含め約 5,800 棟の全半壊が発生すると想定されていますが、近年の災害における全半壊戸数に対する応急仮設住宅供給実績の割合から推定すると、本市では約 1,800 戸の仮設住宅需要が発生することが考えられます。

このため、引き続き、建設候補地の確保、建設に向けた詳細な手順の整理、協定業者や道との連携体制向上等が必要です。さらに、いわゆるみなし仮設、民間賃貸住宅の空室を活用した「賃貸型応急仮設住宅」の活用向け、不動産流通団体との連携体制の構築が必要な状況です。



【推進方針】

大規模災害が発生した際には、被災者の生活基盤となる住まいを迅速に確保・提供する事が非常に重要となるため、仮設住宅の建設候補地の選定、仮設住宅を提供するまでの詳細な手順の整理を進めます。また、災害時に民間賃貸住宅の空室を活用できる体制を整備するため、内閣府発行の「賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き」をもとに、関係団体との連携等、事前準備を進めます。

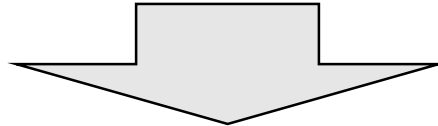
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

7-2-a 災害対応に不可欠な復旧・復興等を担う人材の確保

【脆弱性評価】

復旧・復興を迅速に行うためには、多種多様な人材の活躍が必要です。そのため、仕事と家庭の両立を支援するための子どもの預け先の確保や市内企業で働く技能労働者の育成等、市民が働きやすい環境の整備を推進しており、災害時であっても、復旧・復興に従事する市民が活躍できる地域を目指しているところです。今後とも、生涯を通じてだれもが安心して働ける環境づくりを推進していく必要があります。

一方、行政対応に関する人材確保としては、災害時における応急対策についての応援協定を登別建設協会と協定を締結している等、インフラ、ライフライン、物資等、多様な分野の民間企業等と防災関係の各種協定を締結しており、人材確保のための必要な施策はある程度実施できている状況であると言えます。



【推進方針】

復旧・復興を担う人材を確保するため、引き続き、災害時においても子どもの預け先の確保等、保護者が働きやすい環境整備や登別職業訓練協会が実施する事業内職業訓練の促進等、生涯を通じてだれもが安心して働ける環境づくりを推進していきます。

行政の対応としては、登別建設協会や、これまで各種防災協定を締結してきた企業・団体との連携体制の強化を図るとともに、必要に応じて、各種関係団体・企業とのさらなる協定締結を検討していきます。

〔重要業績指標〕

◇事業内職業訓練受講者数 1人（2019年度）→6人（2020年度）

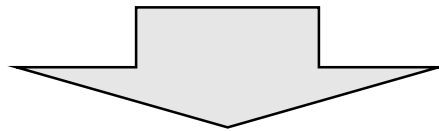
7-3 貴重な観光資源の被災や、風評被害の発生による観光産業復興の遅れ

7-3-a 観光都市としての情報発信力とブランドイメージの確立

【脆弱性評価】

平常時から、観光都市としての情報発信力を高め、ブランドイメージを確立しておくことは、集客力の迅速な回復、風評被害の防止等、観光産業全体の強靱化につながります。

本市において、観光業は市の産業の中心となっており、「登別国際観光コンベンション協会」や「登別市観光ホスピタリティ推進協議会」への支援を通じ、魅力ある観光地づくり、新しい時代のニーズに対応した観光地づくりのほか、観光 PR に必要なツールの整備や誘客事業の参加を通して、観光客入込数の増加を図るなかで、情報発信力や、ブランドイメージ強化を推進しているところであり、観光産業全体での感染症対策と合わせて、今後とも関連事業のさらなる推進を図る必要があります。



【推進方針】

本市における重要な産業でもある観光業については、平時からのイメージ向上や魅力ある観光地づくり、様々なツールを活用した観光 PR を続けることで、災害が発生したとしても、復興期における観光客の早期回復を図ります。

また、感染症対策についても、継続的な対策の徹底に関する啓発や指導により、可能な限りの影響の最小化を図っていきます。

〔重要業績指標〕

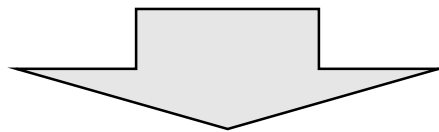
◇観光客入込数 3235 千人（2019 年度）→4000 千人（2020 年度）

7-3-b 外国人を含む観光客等への対応

【脆弱性評価】

近年、外国人観光客は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルスによる感染症の影響により観光客入込数は大きく落ち込んでいる状況です。本市は、災害時の外国人避難者対応として、必要最低限の意思疎通ができるよう、外国人向け避難所会話セットやスマートフォン用の多言語音声翻訳アプリなどを活用した訓練を実施しているほか、市民の国際理解の促進等を実施しているところです。

引き続き、外国人への対応力向上、体制整備を進めるとともに、外国人を含めた観光客の帰宅困難者に対しての広域的な避難対応についても検討を進める必要があります。



【推進方針】

災害発生時に外国人や観光客等に対応するため、外国人避難者と必要最低限の意思疎通ができるよう、「外国人向け避難所会話セット」やスマートフォン用の多言語音声翻訳アプリなどを活用した訓練を実施することで、外国人避難者への対応力向上を図るとともに、国際交流に積極的に取り組み、市民の国際理解の促進等を図ります。また、移動手段のない観光客等の避難や広域的な避難が必要となることが想定されることから、輸送手段、輸送想定人員、輸送可能人員等に関する検討を実施します。

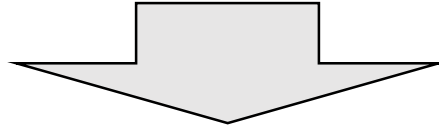
〔重要業績指標〕

◇インフォメーションプラザ利用客数 17,374人（2019年）→19,866人（2020年）

7-3-c 文化財、観光資源の保全・耐震化

【脆弱性評価】

本市は、登別温泉地区内の国立公園内にある各観光施設の維持管理や歴史遺産であり観光資源でもある文化財保護のための施設・設備の整備等に努めているところであり、今後も適切な維持管理や保護事業の推進が求められます。



【推進方針】

災害が発生しても、文化財や観光資源の被災を防ぐため、観光施設の維持管理や文化財の保護を推進するとともに、更なる文化財の指定や文化財の適切な保存方法の向上、資料の収蔵庫の整備を図り、本市に伝わる文化遺産を大切にし、自分たちが住む土地への愛着を感じることができるよう、次世代への継承に努めます。

〔重要業績指標〕

指定文化財の数(国・道指定含む) 9件(2020年度) →13件(2025年度)

カテゴリー8：災害に強い市民・地域の育成

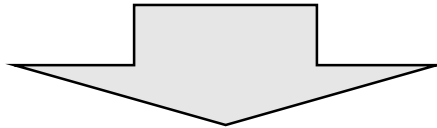
8-1 地域コミュニティの防災活動や、防災教育・訓練の不足による被害の拡大

8-1-a 平時からの地域コミュニティの活性化

【脆弱性評価】

自然災害による被害を軽減するため、発災時には地域の人と助け合う「共助」の考え方が重要であり、特に東日本大震災以降「共助」の重要性が認識されるようになりました。いざというときに、地域の共助を機能させるためには、災害時だけではなく、平常時からの地域コミュニティの活性化が重要になります。

本市においては、市民団体や町内会の活動支援、各中学校区での地域学校協働活動の実施、市民活動センターの運営など、地域コミュニティの活性化に寄与する様々な取組みを実施しています。しかし、人口減少や高齢化に伴い、市民活動センター利用人数の減少、登別市地域学校協働本部の委員やボランティアの高齢化が進んでおり、今後、人口減少や高齢化等を見据えた地域コミュニティを支える人材育成、地域コミュニティのさらなる活性化が必要です。



【推進方針】

重点施策プログラム

平時からの地域コミュニティの活性化に向けて、人口減少や高齢化等を見据え、地域コミュニティを支える人材育成や町内会の活動支援、市民活動センターの運営等、地域コミュニティの更なる活性化を図ります。

〔重要業績指標〕

◇地域学校協働本部におけるボランティア登録者数 130人(2019年)→130人(2020年)

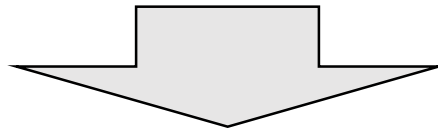
8-1-b 地域防災組織による共助体制の構築

【脆弱性評価】

自主防災組織などの地域の防災組織は、災害時の市民による共助体制の中心的な役割を担うことから、その組織化と実効性のある活動は、地域の共助体制の整備において、極めて重要な要素です。

本市では、自主防災組織が未結成の町内会等に対し、自主防災組織の必要性等の説明や自主防災組織活動の指導・助言、町内会や自主防災組織等が実施する避難訓練の手引きの作成、自主防災組織が整備する資機材の購入費に対する補助金の交付など、自主防災組織等の活動を支援してきました。その結果、自主防災組織数は39組織、組織率約97%となっています。

しかし、自主防災組織を設立していない地域があるとともに、設立していたとしてもその活動に対する認知は十分でないことが、市民アンケートからも伺われる状況です。そのため、引き続き積極的な普及・啓発活動を推進し、既存の自主防災組織を含め活動の活性化を図っていく必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

各地域における自主防災組織による共助体制の構築に向けて、自主防災組織を設立していない町内会等に対して引き続き積極的に普及・啓発活動を推進するとともに、自主防災組織活動に対する指導・助言、整備資機材の購入支援等を実施し、自主防災組織の防災力向上に努めます。

〔重要業績指標〕

◇自主防災組織数 39団体（2019年）→40団体（2025年）

8-1-c 市民防災教育・訓練の推進

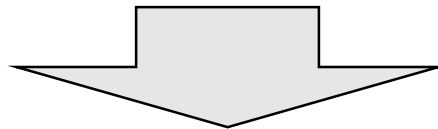
【脆弱性評価】

自然災害による被害を軽減するためには、市民の一人ひとりが「自らの身の安全は自らが守る」との意識を持って、市民が主体的に行動する必要があるため、行政においては、市民の防災意識の醸成を図ることが重要です。

本市では、地域住民をはじめ、防災関係機関等の参加する総合防災訓練を隔年で実施しています。総合防災訓練では、地域住民への情報伝達訓練、避難行動要支援者を含めた津波等の避難訓練、災害対策本部訓練及び避難所運営訓練のほか、市民を対象とした参加体験・展示学習ブースを設置し、実際に触れたり体験することで防災知識の向上を図ってきました。

そのほか、各町内会等が開催する防災訓練や研修会に対する支援や公式ウェブサイトへの防災情報の掲載、防災マップ等の配布により、市民の防災意識を向上図っています。

以上のように、市民の防災意識の向上を図っているところですが、町内会等により活動状況の偏りなど課題もあることから、これら課題に重点をおいて、引き続き市民全体への防災意識の向上を図るため、実情に合った訓練内容を検討するなど、防災教育・訓練の推進を図る必要があります。



【推進方針】

重点施策プログラム

市民の防災意識の向上に向けて、実情に沿った訓練内容等を検討するなど、市民参加の防災訓練の実施と訓練の高度化を図ります。

また、公式ウェブサイト等での防災情報の充実、必要に応じた防災マップの見直しと配布を行うとともに、特に防災活動の低調な町内会等に対して積極的に防災訓練や研修会の開催を働きかける等、市民全体への防災教育・訓練等を推進します。

〔重要業績指標〕

◇町内会の防災研修会への職員派遣件 15件（2019年）→20件（2025年）

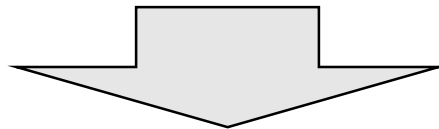
8-1-d 避難行動要支援者等の要配慮者対策

【脆弱性評価】

地震等災害発生時に、要介護者や障がい者等の自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの避難行動要支援者との関係づくりや地域での声かけ・見守りなどが重要です。

本市では災害発生時に一人でも多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るため、市における平常時と災害時の支援体制を定めることを目的に「登別市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定しました。同プランにおいては、市または地域における平常時・災害時の取り組み、避難行動要支援者自身の役割等について整理しています。また、同プランに従い、「避難行動要支援者名簿（兼きずなづくり台帳）」の作成・更新を毎年実施しており、災害時にいて迅速かつ的確な支援が実施できると期待できます。

以上のように、同プランにおいて避難行動要支援者等の支援方策について整理していますが、災害時に迅速かつ適切に支援活動を実施できるよう、同プランの周知や情報伝達手段の多様化等の避難行動要支援者への支援体制の整備に加え、個別計画の作成促進や地域の住民に対して避難行動要支援者への支援について、平時から意識の醸成を図る必要があります。



【推進方針】

災害時における避難行動要支援者等の支援を迅速かつ適切に実施するために、「登別市避難行動要支援者避難支援プラン」の周知、情報伝達手段の多様化、支援体制の充実及び避難所環境の整備に努めます。

また、個別計画の作成促進や避難行動要支援者等と一体となった防災訓練などを通じ、地域の住民に対し平時から避難行動要支援者等に対する支援の意識の醸成を図ります。

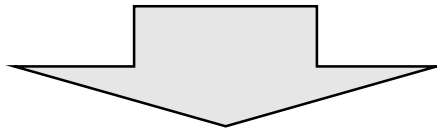
8-1-e 住民主体の避難所運営体制の整備

【脆弱性評価】

過去の災害を踏まえると、災害発生直後の自治体職員は、避難所開設・運営だけでなく、被害状況の把握や人命救助作業にも注力する必要があります。また、災害の規模等により避難所生活が長期にわたることも想定されるため、避難所の運営については、行政だけではなく、それぞれの地域の支え合いや住民個人による日ごろの取組により、住民主体の避難所運営体制を整備することが必要となります。

本市では「避難所運営マニュアル」により、避難所生活が長期にわたる場合は、避難者及び地域住民等が主体となり、「避難所運営本部」を設置し、避難所運営を行えるよう、その運営方法や留意事項を整理しています。また、令和2年7月に「登別市避難所運営マニュアル【感染症対策編】」を策定し、感染症の流行下における対応を整理しています。

このように、住民主体の避難所運営に向けた体制整備を定めていますが、引き続き住民が中心となって適切な避難所運営ができるよう、マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施等、住民の災害対応力の向上を図る必要があります。



【推進方針】

避難所生活が長期にわたる場合は、住民主体で避難所運営を実施できるよう、「避難所運営マニュアル」に基づく避難所運営訓練の実施等により、住民の災害対応力の向上を図るとともに、実際の災害対応や訓練等を通じた検証を行い、避難所の整備・充実や避難所運営体制等の見直しを行い、「避難所運営の質の向上」を推進します。

5. 計画の推進と見直し

5. 1 計画の推進

(1) 全庁的な運用体制の構築

本計画は、まちづくりや、防災・危機管理はもとより、教育、福祉、観光等、多様な分野が関連する計画です。そのため、計画の推進においては、市内各部局と綿密な連絡・調整を図り、全庁的な体制のもと、強靱化の推進に向けた一貫性のある施策の推進に努めます。

(2) 市民、地域及び市内企業との協働

本計画の推進には、市民や地域、企業、ボランティア団体等の協力、積極的な参加が望まれます。本市は、それぞれの立場で、強靱化を推進すべきこれら主体の自主的な行動に対して、必要な情報の提供や、取り組みへの協力等の支援に努め、行政との連携を強化することで、自助、共助、公助の適切な組み合わせによる、市域全体の強靱化が図られるよう努めるものとしします。

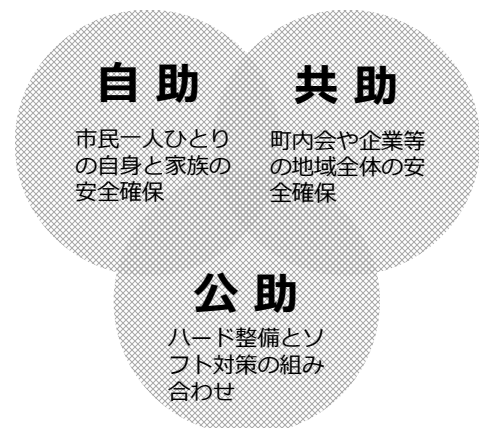


図5-1：自助・共助・公助の概念

(3) 道との連携

強靱化を実効あるものとするためには、地域の実情や特性を踏まえ、取組を主体的かつ着実に進めていくことはもちろんのこと、道の強靱化に寄与するためにも、道との連携の強化を図ることが重要です。そのため、道との地域強靱化に関する連携体制を構築し、道の強靱化に協力しつつ、道の支援を積極的に活用していくものとしします。

(4) 必要な予算の確保に向けた国等への働きかけ

本計画で取り上げた施策・事業の推進における課題として、事業推進に係る予算の確保が挙げられるものが少なくない状況です。

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化したこと、また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震の発生も切迫していることを受け、国では、平成30年度から令和2年度まで「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に取り組んできましたが、自然災害に対する備えは未だ決して十分ではない状況です。このため、国は令和2年12月「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を策定、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への

対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、取組の更なる加速化・深化を図ることを目的とし、令和3年度から令和7年度までの5か年に追加的に、重点的かつ集中的に対策を講ずるとされました。

本市においても、抜本的な治水対策等、本市の状況に応じた長期的な視点で取り組む本格的な強靱化対策が、国や道と一体となって着実に実施できるよう、この対策を積極的に活用し、必要な予算の確保について国に働きかけていくものとします。

5. 2 計画の進捗管理・見直し

(1) 施策ごとの進捗管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策・事業毎の推進管理を行うことが必要です。施策プログラムの推進に当たっては、各所管部局を中心に、国や道との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていきます。なお、計画の進捗状況を踏まえた施策の着実な推進を図るため、「登別市総合計画（基本構想）」及び「登別市総合計画第3期基本計画」と一体的な推進管理を行うものとします。

(2) PDCA サイクルによる計画の着実な推進と計画の見直し

計画の推進に当たっては、各施策・事業の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への提案・要請を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、本市の強靱化のスパイラルアップを図っていくものとします。なお、各施策プログラムの実施状況等を毎年度の評価・検証や取組内容の改善の状況、強靱化に関する社会情勢の変化や大規模な自然災害の発生などによるリスクの変化等により、必要に応じた計画の見直しを、継続的に行うものとします。

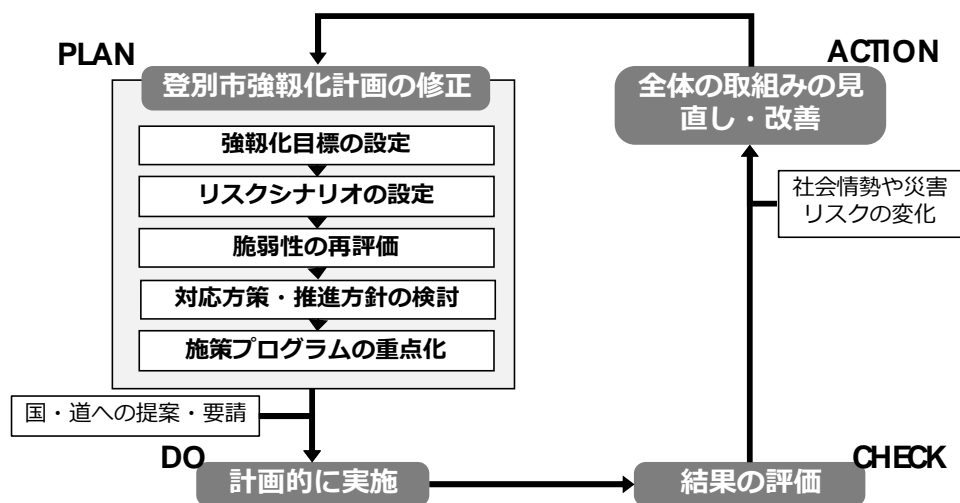


図 5-2：PDCA サイクルによる計画の推進と見直しの概念

〔別表〕 推進事業一覧

施策体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生					
1-1-a 住宅・建築物等の耐震化					
	登別市住宅改良促進特別融資積立金	観光経済部	商工労政グループ	市内の建設業者等を活用して住宅改良を行う市民に低利の融資を実施することにより、市民の住環境の向上、中小企業者等の経営の安定と発展を図ることを目的とする。	市民が市内の建設業者等を利用して住宅の改良を行う際に、低利の融資を受けられるよう、市が、融資の原資となる積立金を金融機関に預託する。 【資金種別及び利率】 住宅改良 1. 95%、バリアフリー改良 1. 75%、新エネルギー関連改良 1. 20% 【融資条件】 1件当たり融資限度額300万円・償還期間10年以内
	要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進事業	都市整備部	建築住宅グループ	建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震診断結果の報告が義務化され、その結果を公表される要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助することにより、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化を促進することを目的とする。	市が、要緊急安全確認大規模建築物所有者に対し、耐震化に要する費用の一部を補助する。 ・対象建築物数 6棟 ・補助額 補強設計に要する費用の23%以内の額 耐震改修に要する費用の23%以内の額 (防災拠点施設の場合2/3)
	民間特定既存耐震不適格建築物耐震化促進事業	都市整備部	建築住宅グループ	建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震化の努力義務が課せられている特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、特定既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することを目的とする。	市が、特定既存耐震不適格建築物所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。 ・補助額 耐震診断に要する費用の2/3以内の額 (限度額200万円)
	木造住宅耐震化促進事業	都市整備部	建築住宅グループ	建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震化の努力義務が課せられている木造住宅の所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助することにより、木造住宅の耐震化を促進することを目的とする。	市が、木造住宅所有者に対し、耐震診断に要する費用の一部を補助する。 ・補助額 耐震診断に要する費用の2/3以内の額 (限度額5万円)
	耐震改修促進計画見直し事業	都市整備部	建築住宅グループ	地震による被害の軽減を図り、市民等の安全で安心な生活を確保するため、市内の住宅及び建築物の耐震化を計画的に促進することを目的とする。(根拠法令：建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条)	「登別市耐震改修促進計画」の計画期間が令和2年度までとなっており、道の耐震改修促進計画の改定を見極めながら計画改定を予定。
	中学校耐震化改修事業	教育委員会教育部	総務グループ(教育)	地震に対して倒壊等の危険性がある校舎等の耐震改修を行うことにより、安全・安心な教育環境を整備することを目的とする	耐震診断(2次診断)の結果を踏まえ、地震に対して倒壊等の危険性があると推定される建物について、耐震補強や改築等により学校施設の耐震化を図ると共に、併せて施設の改修を実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	小学校耐震化改修事業	教育委員会 教育部	総務グループ (教育)	地震に対して倒壊等の危険性がある校舎等の耐震改修を行うことにより、安全・安心な教育環境を整備することを目的とする	耐震診断(2次診断)の結果を踏まえ、地震に対して倒壊等の危険性があると推定される建物について、耐震補強や改築等により学校施設の耐震化を図ると共に、併せて施設の改修を実施する。
1-1-b 建築物等の老朽化対策					
	空家等対策事業	都市整備部	都市政策グループ	空家等対策の推進に関する特別措置法及び登別市空家等対策計画に基づき、所有者や管理者による家屋等の適切な管理や利活用に向けた対策を推進することにより、市民が安全に安心して暮らすことができるまちとすることを目的とする。	空家等の所有者や管理者に対し適切な管理を促すほか、空き家の利活用を促進するため登別市空き家情報登録制度の運用や空家等の解消に向けた補助制度等(特定空家等の除却補助、空家のリフォーム補助及び除却後新築補助、相続財産管理人制度)を実施する。
	市営住宅除却事業	都市整備部	建築住宅グループ	耐用年限を超過し、老朽化が著しい市営住宅の用途廃止を進め、管理戸数及び立地の適正化を図ることを目的とする。	耐用年限を超過し、老朽化が著しい市営住宅を用途廃止する。 ・全体計画 既存入居者移転、用途廃止、除却工事 ・整備計画(令和3年度までの計画を記載) 【令和元年度】幌別東団地改良住宅既存入居者移転 【令和2年度】幌別東団地改良住宅除却工事 【令和3年度】幌別西団地既存入居者移転
	市営住宅(千代の台団地)建替事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した千代の台団地(昭和47年～昭和54年建設)の建替を実施することにより入居者が安心して快適に暮らせる住まいを提供することを目的とする。	・建替事業計画(令和3年度までの計画を記載) 【令和元年度】1号棟(32戸)外構工事、物置建設工事、入居者移転、1号棟(32戸)建設工事2年目 【令和2年度】1号棟(24戸)建設工事1年目、既存住居除却、集会所実施設計、2～4号棟実施設計 【令和3年度】1号棟(24戸)建設工事2年目、1号棟(24戸)外構工事、物置建設工事、1号棟駐車場工事、1号棟道路工事、集会所建設工事、入居者移転
	市営住宅屋根外壁改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅の改修を行うことにより、入居者が快適で安全な生活ができる住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	老朽化により建物劣化が進んでいるため改修工事を実施する。 ・全体計画 外壁、屋根の塗装・葺替等の改修を図る幌別東団地外壁改修工事(ベランダ面のみ)。 ・令和2年度以降、1棟ずつ改修予定

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	市営住宅周辺整備事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅付帯施設の改修等を行うことにより、入居者が快適で安全な生活ができる住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	老朽化により劣化の進んでいる外灯、フェンス、タラップ等の改修を順次行う。 また、住宅敷地内にある使用していない附帯建築物で、劣化が著しいものについては撤去する。
	市営住宅物置建替事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅物置の改修等を行うことにより、入居者が快適で安全な生活ができる住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	老朽化した市営住宅物置の改修等を実施する。
	市営住宅非常用照明改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	市営住宅の非常用照明を改修することにより、地震、火災等で発生する停電時における入居者の安全を確保することを目的とする。	設置から一定期間を経過した避難経路に設置した非常用照明又は非常用照明内蔵蓄電池の取替を実施する。
	市営住宅給水設備改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	停電時に給水不能となる市営住宅給水設備を直結方式に改修することにより、安定した給水を確保し入居者が快適で安全な生活ができるよう住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	既存受水槽方式から直結給水方式への改修を行う。
	市営住宅（千歳団地）大規模改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅の改修等を行い、入居者が快適で安全な生活ができるよう住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	市営住宅（千歳団地）の屋根及び外壁の改修を行う。
	市営住宅（柏葉団地）大規模改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅の改修等を行い、入居者が快適で安全な生活ができるよう住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	市営住宅（柏葉団地）の屋根及び外壁の改修を行う。
	市営住宅（緑ヶ丘団地）大規模改修事業	都市整備部	建築住宅グループ	老朽化した市営住宅の改修等を行い、入居者が快適で安全な生活ができるよう住環境の改善及び市営住宅の機能の維持を図ることを目的とする。	市営住宅（緑ヶ丘団地）の屋根及び外壁の改修を行う。
	小中学校校舎改修事業	教育委員会教育部	総務グループ（教育）	児童生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育環境の改善を図ることを目的とする。	小・中学校の校舎の老朽化に伴い、校舎等の改修を行う。
	市民会館整備事業	教育委員会教育部	社会教育グループ	市民が安全・安心に文化活動を行うことができるよう、施設環境の改善を図ることを目的とする。	日常点検の結果や利用者のニーズ、施設の老朽化等に対応するために改修等を実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	給食センター 整備事業	教育委員 会教育部	学校給食 センター	登別市学校給食センターは築後53年を 経過し施設の老朽化が著しいほか、 給食センターに設置する多くの設備 も、既に耐用年数を経過し老朽化が進 んでいることから、平成31年3月に策定 した登別市学校給食センター整備計画 に基づき、必要最低限の改修及び設備 の更新を行うことにより、施設の延命 等を図り、安全で安心な給食を提供す る。	・令和3年度 ボイラー及び蒸気式 釜更新 ・令和4年度 給食センター屋根塗 装工事
1-1-c 避難場所等の指定・整備・普及啓発					
	都市公園施設 長寿命化事業	都市整備 部	土木・公 園グルー プ	公園施設長寿命化計画に基づき、計画 的に改築、修繕等を行うことにより、 利用者の安全性の確保及びライフサイ クルコストの縮減を図ることを目的と する。	計画的に都市公園施設の改築及び修繕 等を行う。
	公園維持管理 経費	都市整備 部	土木・公 園グルー プ	公園・広場の遊具等施設の修繕や、各 市道の街路樹の維持管理を行い、安全 で快適な利用を維持することを目的と する。	市内各公園・広場の遊具等施設の修繕 など維持管理を行うとともに、各市道 に植栽されている街路樹の剪定など維 持管理を行う。
	鷺別公民館整 備事業	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	老朽化が進む鷺別公民館を計画的に整 備することで、施設の長寿命化を図る とともに、利用者の安全・安心・快適 な施設利用を図ることを目的とする。	日常点検の結果や利用者のニーズ、施 設の老朽化等に対応するために改修等 を実施する。
	小学校周辺整 備事業	教育委員 会教育部	総務グ ループ (教育)	児童等が安心して学校生活を送ること ができるよう、教育環境の改善を図る ことを目的とする。	学校敷地内の遊具の老朽化による取替 及び、雨水排水、グラウンドの暗梁排 水等の整備を進める。
	中学校周辺整 備事業	教育委員 会教育部	総務グ ループ (教育)	生徒等が安心して学校生活を送ること ができるよう、教育環境の改善を図る ことを目的とする。	学校敷地内の遊具の老朽化による取替 及び、雨水排水、グラウンドの暗梁排 水等の整備を進める。
	陸上競技場整 備事業	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	市営陸上競技場を安全・快適に使用で きるよう整備することにより、市民の スポーツを行う環境を充実させ、ス ポーツの振興を図ることを目的とす る。	市営陸上競技場のフィールド及びト ラックの敷均し、転圧等の整備を委託 により実施する。
	岡志別の森運 動公園等運営 管理経費	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	岡志別の森運動公園及び川上公園（B ゾーン）を活用することにより、市民 の健康増進と余暇活動の充実を図るこ とを目的とする。	指定管理者への委託により、岡志別の 森運動公園及び川上公園（Bゾーン） の運営管理を行う。
	総合体育館維 持管理経費	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	総合体育館の維持管理等を行うことに より、生涯スポーツの振興と市民の健 康増進を図ることを目的とする。	総合体育館の修繕や備品の整備を行 う。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
1-1-e 防火対策・火災予防					
	火災予防普及事業	消防本部	総務グループ (消防)	市民や地域、事業所等の防火意識の普及啓発を目的とする。	市広報紙・ホームページ等による広報活動を実施するとともに、地域の防火懇談会や事業所等の消防訓練を通して火災の恐ろしさ・予防方法等を周知し、防火意識の普及啓発を図る。
	住宅用火災警報器普及事業	消防本部	総務グループ (消防)	一般家庭に住宅用火災警報器の有効性を周知し、設置率の向上と維持管理の徹底を目的とする。	毎年実施している住宅用火災警報器設置率調査や火災予防街頭啓発活動等の機会に、火災警報器の有効性・維持管理方法を周知し、火災による被害の低減を図る。
	危険物施設の予防査察事業	消防本部	総務グループ (消防)	危険物施設に対して査察を実施し、危険物災害防止を目的とする。	災害が発生すると大きな被害が想定される危険物施設に対して定期的に査察を実施し、事業者にて法で定める技術基準遵守を徹底させ、危険物災害の防止を図る。
	一人暮らし等高齢者査察事業	消防本部	総務グループ (消防)	一人暮らし等高齢者宅の火災予防を目的とする。	暖房を使い始める時期に合わせ、消防職員や消防団員が一人暮らし高齢者宅等を各戸訪問し、火の取扱いの注意や、住宅用火災警報器の設置・維持管理促進を行い、住宅火災による被害の低減を図る。
	消防団安全装備品等購入事業	消防本部	総務グループ (消防)	消防団員の個人装備品である資器材の充実強化を図ることにより、消防団の活気ある活動と消防力の充実を図ることを目的とする。	消防団員が継続的に災害活動を行うため、新入団員貸与品、経年劣化した貸与品、雨衣、保安帽、救助用半長靴等を購入する。
	図書館防火設備整備事業	教育委員会 教育部	図書館	図書館3階に設置している防火シャッターの不具合を解消し、新たに防火壁を設置することで、利用者が安全安心に利用できるようにすることを目的とする。	既存の防火シャッターを撤廃し、新たに防火壁を設置する。
1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生					
1-2-a 警戒避難体制の整備等					
	火山防災対策関係経費	総務部	総務グループ (総務)	活火山のうち常時観測火山である倶多楽について、火山防災協議会を設置し、防災関係機関等と連携協力して避難計画を作成する等により、適切な防災対応を図り、住民等の安全を確保することを目的とする。	火山専門家を含む防災関係機関等で構成する協議会を運営するほか、火山防災に係る情報共有と火山防災知識の習得等のため、関係会議等や研修会へ参加する。

施策体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	大規模盛土造成地変動予測調査事業	都市整備部	建築住宅グループ	大地震等が発生した場合に、大きな被害が生ずるおそれがある大規模盛土造成地において、安全性を確認し、市民が安全安心に暮らせるまちづくりを進める。	国の「大規模盛土造成地変動予測調査（第一次スクリーニング）」により抽出された大規模盛土造成地について、基礎資料整理や現地踏査等の第二次スクリーニング計画の作成（優先度の評価）及び必要に応じて第二次スクリーニング（地盤調査等）を実施するとともに、調査結果の住民への情報提供などを行う。

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

1-4-b 河川改修等の治水対策

公共下水道雨水管渠整備事業	都市整備部	下水道グループ	公共下水道の計画区域内において、雨水管渠の整備を行うことにより、雨水排除による浸水の防除を図ることを目的とする。	雨水管渠の新設を行う。
ポンヤンケシ川改修事業	都市整備部	土木・公園グループ	適切な河川整備を行うことにより、治水対策の推進を図ることを目的とする。	ポンヤンケシ川の未改修区間において護岸整備を実施する。
河川維持補修事業	都市整備部	土木・公園グループ	河川の適切な維持管理を行うことにより、治水対策の推進及び環境維持・安全性の向上を図ることを目的とする。	河川施設の修繕、河川敷地の草刈及び現況調査等を実施する。
道路排水対策（雨水対策）事業	都市整備部	土木・公園グループ	大雨による道路冠水に起因する交通障害、宅面浸水等の被害防除を目的とする。	道路冠水箇所等の排水能力が脆弱な箇所において、測量、調査、設計等を実施し、効果的な対策を講じる。また、道路排水及び柵の清掃を行い排水能力を回復させる。 治水対策として、河川の浚渫を計画的に実施する。

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

1-5-a 暴風雪時における道路管理体制の強化

冬道対策事業	都市整備部	土木・公園グループ	冬期間の市道管理を適切に行うことにより、冬期間における歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	凍結防止剤及び滑り止め砂等の購入やロードヒーティング及び砂箱等の補修を行う。
--------	-------	-----------	---	--

1-5-b 除雪体制の確保

雇用対策救援事業	観光経済部	商工労政グループ	季節労働者の通年雇用化を促進するとともに、冬期就業の機会を確保し、就労の安定を図ることを目的とする。	公共施設の清掃（通年）及び除雪等（冬期）の業務を季節労働者等で組織する企業組合に委託することにより、季節労働者等の安定した就労に取り組む。
除雪機械更新事業	都市整備部	土木・公園グループ	市道の円滑な除雪作業を行うために必要な除雪機械を確保し、冬期間における歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	老朽化した除雪機械の更新及び体制強化を図るため、除雪機械を購入する。

施策体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	除雪委託事業	都市整備部	土木・公園グループ	冬期間の市道管理を適切に行うことにより、冬期間における歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	冬道交通の確保のため、除雪及び凍結防止剤の散布等を行う。
	新しい除雪体制	都市整備部	土木・公園グループ	今後の除雪は、市民・町内会の理解と協力やNPO等団体、企業の協力が不可欠であることから、役割分担や責任の明確化を図りながら、既存の取組の拡充やそれに伴う支援、また、新たな体制の構築による取組みを模索し、市民全体が平等な除雪サービスを受けられることを目的とする。	地域と協働で冬道の安全対策や啓蒙活動を行う。
1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大					
1-7-b 住民等への情報伝達体制の強化					
	防災情報の伝達装置に係る維持管理経費	総務部	総務グループ(総務)	防災行政無線(同報系)やJアラート自動起動装置などの情報伝達装置を適切に維持管理し、常に正常に運用することを目的とする。	防災行政無線(同報系)やJアラート受信機などの機能を保全するために定期的に保守点検を実施するとともに、設備の適切な維持管理を行う。
	広報広聴経費	総務部	秘書広報グループ	市民や地域の声・ニーズを的確にとらえ、市政に反映させるよう努めるとともに、市政情報を総合的に提供することにより、市民参加のまちづくりを推進することを目的とする。	市政情報の提供を行うため、広報紙の発行(毎月)等を行うほか、市民の声を把握するため、意見箱の設置や手紙、来庁、電話、電子メール、市長室フリータイム等による聴取などを行う。
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止					
2-1-b 非常用物資の備蓄促進					
	防災対策強化事業	総務部	総務グループ(総務)	東日本大震災を教訓に、災害の備えとして備蓄品等を整備し、防災対策の強化を図ることを目的とする。	自然災害等に備え、非常用食糧等を備蓄する。 【主な備蓄品】 非常用食糧、燃料、乾電池、発電機
2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞					
2-2-a 防災訓練等による救助・救急体制の強化					
	救急救命士養成事業	消防本部	総務グループ(消防)	救急救命士を養成し、救急救命体制の強化を図ることを目的とする。	職員を年1名(派遣期間は6か月程度)東京又は札幌の救急救命士養成所へ派遣し、有資格者の養成を図る。
	応急手当普及啓発活動資器材整備事業	消防本部	警備グループ	各種救命講習会に使用する資器材を整備することにより、市民に一次救命処置の知識・技術を普及することを目的とする。	各種救命講習会(一般救急講習会、普通救命講習会Ⅰ、普通救命講習会Ⅱ、普通救命講習会Ⅲ、上級救命講習会)で使用する心肺蘇生訓練人形及びAEDトレーナーを整備する。
	消防学校派遣事業	消防本部	総務グループ(消防)	消防業務及び救急業務等の専門知識を修得し、多種多様な現場活動に対応する人材の育成を行い、消防体制の強化を図ることを目的とする。	北海道消防学校(江別市)へ入校し、初任教育5か月間、救急科2か月間など各課程定められた期間受講する。

施策体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
2-2-b 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備					
	消防車両更新事業	消防本部	総務グループ(消防)	消防体制維持のため消防車両の計画的な更新を実施し、機能強化を図ることを目的とする。	老朽化した消防車両を更新する。
	消防車両等維持改修事業	消防本部	総務グループ(消防)	消防車両等の配置及び更新に関する方針に基づき、購入から10年を経過した消防車両の改修を行い延命を図ることを目的とする。	購入から10年を経過した消防車両は、ボディ及びフレームに腐食が進んでおり、改修することにより車体強度の維持及び安全性の確保を図る。
	空気呼吸器及びFRPボンベ更新事業	消防本部	総務グループ(消防)	空気呼吸器及び空気呼吸器用ボンベを計画的に更新することにより、現場活動時の隊員の安全を確保することを目的とする。	高圧ガス法に基づき製造から15年経過で廃棄となるため更新を図る。
	外国人対応三者間通訳整備事業	消防本部	総務グループ(消防)	外国人からの119番通報時、及び外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、119番通報時等における多言語対応の推進を図ることを目的とする。	三者間通訳環境を整備し、外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応する。
2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺					
2-3-a 被災時の保健医療支援体制の強化					
	救急医療対策事業(初期救急医療対策事業)	保健福祉部	健康推進グループ	一次救急医療を要する患者(かぜによる高熱や家庭では処置できない切り傷等の症状で診察・治療を必要とする患者)に対する医療を確保することにより、地域医療の充実を図ることを目的とする。	登別・室蘭市内の5病院の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を整え、一次救急医療を要する患者の診療を確保するための事業に対して費用の一部を負担する。 【対象範囲】登別市・室蘭市 【対応病院】市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院、JCH O登別病院、大川原脳神経外科病院
	救急医療対策事業(広域救急医療対策事業)	保健福祉部	健康推進グループ	二次救急医療を要する患者(入院や手術を必要とする患者)に対する医療を確保することにより、地域医療の充実を図ることを目的とする。	西胆振医療圏7病院の輪番制により、休日及び夜間の診療体制を整え、二次救急医療を要する患者の診療を確保するための事業に対して費用の一部を負担する。 【対象範囲】西胆振6市町 【対応病院】市立室蘭総合病院、日鋼記念病院、製鉄記念室蘭病院、JCH O登別病院、大川原脳神経外科病院、伊達赤十字病院、洞爺協会病院

施策体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
2-3-b 災害時における福祉的支援					
	社会福祉協議会補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	登別市社会福祉協議会が行う各種福祉事業の積極的な推進を図ることを目的とする。	登別市社会福祉協議会が行う地域福祉活動や各種福祉活動を積極的に推進するため、補助金を交付し支援する。 【社会福祉協議会の主な事業】 法人運営事業、地域福祉推進事業、ボランティアセンター事業、在宅福祉事業、生活支援事業
	福祉啓発事業	保健福祉部	社会福祉グループ	「福祉のしおり」を配付し、福祉の啓発を図ることを目的とする。	「福祉のしおり」を関係部署や来庁者等に必要に応じて配付する。
	登別市民生委員児童委員協議会補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	民生委員・児童委員の活動の充実や連携を図り、市内各地区の社会福祉の充実を目指すことを目的とする。	市内各地区の民生委員・児童委員の相互連携と活動の充実を図るため、補助金を交付し支援する。 【主な活動】 ・地区民協（市内6地区民生委員・児童委員）地区会長会議 ・研修（地区民協、社協・民児協合同研修等） ・民生委員・児童委員：市内担当区域の家庭調査及び訪問、相談、関係機関との連絡調整
	安心キット配付事業補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	登別市社会福祉協議会が実施する地域支え合い活動である小地域ネットワーク活動を支援することにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする。	登別市社会福祉協議会が推進する小地域ネットワーク活動に関し、支援対象者の的確な状況把握手段として実施するきずな安心キット配付に要する経費について補助を行う。
	登別市老人クラブ連合会補助金	保健福祉部	社会福祉グループ	登別市老人クラブ連合会の安定的な運営を図ることを目的とする。	老人クラブ連合会に対して、運営費の一部を補助する。 【老人クラブ連合会の主な事業】 市内各老人クラブとの相互連携、高齢者相互支援事業、社会奉仕活動の推進、交通安全・防災対策の推進、女性リーダー育成推進
	高齢者等緊急通報機器設置	保健福祉部	高齢・介護グループ	一人暮らし高齢者等の日常生活の不安解消や人命の安全を確保することを目的とする。	慢性疾患等により常時注意が必要な一人暮らし高齢者等に緊急通報機器を貸与し、急病等の緊急事態に迅速かつ正確な救援体制をとる。
	高齢者見守り支援事業費	保健福祉部	高齢・介護グループ	認知症高齢者等が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、安全で自立した日常生活を営むことができるよう、地域住民や団体、学生などに対し正しい知識を普及・啓発するとともに、地域のネットワークによりはいかひ高齢者等の早期発見・早期対応する等、地域における見守り体制を構築することを目的とする。	地域住民や団体、学生などに対して認知症の正しい知識を取得するための講座の開催を積極的に呼びかけ、認知症の理解者・支援者となる認知症サポーターを養成するとともに、認知症高齢者等の徘徊に対応し警察の捜索に協力するため、介護事業所、医療機関、民生委員等からの協力を得て、行方不明高齢者を早期に発見するためのネットワーク（仕組み）の充実に努める。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	地域生活支援 拠点整備事業	保健福祉 部	障がい福 祉グルー プ	障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していくことにより、障がい者等の地域生活を支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とする。	地域生活支援拠点に必要な次の機能の整備を実施する。 ・居住支援機能 ・地域支援機能（相談支援機能、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）
	災害見舞金	保健福祉 部	社会福祉 グループ	災害で被害を受けた市民の早期復旧等を支援し、福祉の増進を図ることを目的とする。	市民が火災や自然災害により次の被害を受けた際、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 ・住居の被害：全壊、流失、埋没、半壊、半流失、半埋没、全焼、半焼 ・人身の被害：死亡、負傷
	災害遺児手当	保健福祉 部	こども家 庭グルー プ	災害遺児を養育する保護者の負担軽減を図り、子どもの健全な育成を支援することを目的とする。	自然災害、交通事故により父母又は父母のいずれかが死亡若しくは重度の障がいとなった子ども(遺児)を養育する保護者に対し、手当 (遺児が中学校修了まで月額10,000円)を支給する。
2-4 被災地における新型コロナウイルス等感染症の感染拡大					
2-4-a 市域での感染症対策					
	エキノコックス症予防対策	保健福祉 部	健康推進 グループ	エキノコックス症の感染予防及び予防啓発を促進することにより、保健予防活動の充実を図ることを目的とする。	北海道エキノコックス症対策実施要領に基づき、採血による第1次検診を実施する。また、広報紙による検診の周知や立て看板を設置する等、感染予防啓発を行う。
	予防接種事業	保健福祉 部	健康推進 グループ	各種予防接種を実施して免疫をつけることで、感染症による病気の発生を未然に防ぎ、保健予防活動の充実を図ることを目的とする。	予防接種法に基づき、各種感染症にかかる定期予防接種を実施する。

施策体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
3-1 市の行政機能の大幅な低下					
3-1-a 防災拠点施設の整備					
	クリンクルセンター中間改修事業	市民生活部	環境対策グループ	クリンクルセンター長寿命化のための計画的な改修を行うことにより、効率的なごみ処理を推進することを目的とする。	一般廃棄物処理施設（クリンクルセンター）長寿命化計画書に基づき、年次的に改修を行う。
	葬斎場中間改修事業	市民生活部	市民サービスグループ	葬斎場の計画的な設備改修を行い、設備の機能維持を図ることを目的とする。	葬斎場の長寿命化を図るため、施設・設備の計画的な改修を行う。
	消防分団施設整備事業	消防本部	総務グループ（消防）	消防分団施設の整備を行い、消防団活動の充実強化を図ることを目的とする。	各消防団施設を総合的に維持管理、新たな消防分団施設を計画的に整備を行う。
	消防本部新庁舎建設事業	消防本部	総務グループ（消防）	消防本署・鷺別支署を統合した消防本部新庁舎を高台に建設することにより、消防防災力の強化を図ることを目的とする。	平成30年11月策定した「幌別地区と鷺別地区の消防体制について」に基づき、両地区のほぼ中央の高台に消防本署と鷺別支署を統合した新消防本署庁舎を設置するため、基本設計・実施設計及び用地を取得し、敷地造成工事を行い、令和7年4月運用開始に向けて事業を進める。
	教育施設長寿命化事業	教育委員会教育部	総務グループ（教育）	教育施設長寿命化計画を策定し、学校施設及び社会教育施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、その機能・性能を確保することを目的とする。	学校施設及び社会教育施設の長寿命化計画（個別施設計画）を策定する。
	庁舎整備基金の積立	総務部	総務グループ（総務）	今後見込まれる市役所庁舎の改築又は大規模改修に要する経費の財源を確保することを目的とする。	登別市庁舎整備基金に計画的に積立を行う。
	市役所本庁舎建設事業	総務部	総務グループ（総務）	市民の安全安心な暮らしを守り、市民生活を支え、頼りになる行政活動を将来にわたり展開するため、真に防災の要となり、市民に親しまれる本庁舎を建設することを目的とする。	市役所本庁舎の建設に向けて、基本計画の策定や基本設計を実施する。
3-1-b 災害対策本部機能等の強化					
	防災会議経費	総務部	総務グループ（総務）	登別市地域防災計画による防災対応の実施を推進するほか、地域に係る防災に関する重要事項を審議し、登別市地域防災計画の適正な見直しを行うことを目的とする。	登別市地域防災計画を変更するにあたり、諮問機関である登別市防災会議を開催する。 ・委員数 29人 ・会議の開催数 2回
	登別市国民保護協議会開催経費	総務部	総務グループ（総務）	登別市国民保護計画による市民の保護のための措置の実施を推進するほか、市民の保護のための措置に関する重要事項を審議し、登別市国民保護計画の適正な見直しを行うことを目的とする。	登別市国民保護計画を変更する場合、登別市国民保護協議会条例に基づき、諮問機関である同協議会を開催する。 ・委員数 20人 ・協議会開催数 2回
3-1-c 行政の業務継続体制の整備					

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	情報セキュリティ強化事業	総務部	行政経営グループ	庁内のパソコンへのセキュリティアップデートのプログラム配信やUSBメモリ等のリムーバブルメディアを制御することにより、庁内の情報セキュリティの強化及び情報漏洩等への対策を目的とする。	セキュリティ対策に用いるソフトウェアを導入し、庁内における業務用パソコンのセキュリティ確保のため、セキュリティアップデートのプログラム配信やリムーバブルメディア等の制御を行い、情報漏洩対策やセキュリティの強化を図る。
	北海道電子自治体共同システム運用事業	総務部	行政経営グループ	国が進める電子自治体（政府）実現の為に基盤となる電子申請について開発運用を行い、電子申請の利用拡大による市民の利便性向上を図ることを目的とする。	電子自治体の実現にあたって必要となる各種システムの共通基盤及び市町村電子申請システムを北海道と道内市町村が共同で運用する。
	西いぶり広域連合共同電算化事業負担金	総務部	行政経営グループ	これまで各市において、独自に保有、運用をしていた業務システムについて、3市1町により共同運用を行い、業務システムに係る費用圧縮、障害耐性向上及び事務水準を統一することによる事務改善を図ることを目的とする。	行政サービスを提供するために必要となるほぼすべての業務システムについて、西いぶり広域連合で共同開発、共同運用を行うため、負担金を支出する。
	ネットワークセキュリティ強化事業	総務部	行政経営グループ	マイナンバー制度の施行に伴い総務省から示された「自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化案（自治体情報システム強靱性向上モデル）」に適合するよう本市の庁内ネットワーク環境を「個人番号利用事務系」「個人番号関係事務系」「インターネット接続系」の3つの環境に分離するとともに、ネットワークセキュリティの更なる強化を図ることを目的とする。	「自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化案（自治体情報システム強靱性向上モデル）」に適合するよう、次のとおり庁内ネットワーク環境の変更及びシステムの導入を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用事務の分離（シンクライアントシステム環境の構築） ・個人番号利用事務系PCにおける2要素認証機能の導入 ・メール環境の分離（メール無害化システムの導入）
3-1-d 応援・受援体制の整備					
	姉妹都市等交流事業費	総務部	総務グループ（総務）	姉妹都市等との友好交流を図ることを目的とする。	白石市、海老名市及び札幌市白石区との友好交流を図るため、各地で開催される物産展や祭事への参加、支援を行うとともに、民間交流事業を行っている登別市姉妹都市等都市間交流協会を支援する。
	四五都市連絡協議会総会開催経費	総務部	総務グループ（総務）	東京都福生市、滋賀県守山市及び登別市の更なる発展及び相互交流について協議を行う総会を開催し、連携を強固にすることを目的とする。	3市の市長、市議会議長及び副議長が、各市の更なる発展と交流の推進について協議を行うため、隔年で各市輪番で総会を開催することとしており、令和元年度は本市で開催する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止					
4-1-a 再生可能エネルギー等の多様なエネルギー資源の導入拡大					
	電気自動車普及促進事業	市民生活 部	環境対策 グループ	地球温暖化対策に向け、電気自動車の活用と普及を促進することにより、温室効果ガスの排出抑制等を図ることを目的とする。	電気自動車の普及促進を図るため、市ホームページや市の広報紙で周知を図る。また、市役所本庁舎に設置した急速充電器及び電気自動車の適正な維持管理を行う。
	再生可能エネルギー普及促進事業	観光経済 部	商工労政 グループ	市民や事業者等の再生可能エネルギーに対する理解促進を図るとともに、市内における未利用エネルギーの活用に向けた可能性を探ることにより、新たな産業として市内経済の活性化を図ることを目的とする。	西いぶり定住自立圏形成協議会と連携し、講演会を開催するほか、市内小学校でのパネル展の開催や、小水力発電装置を活用した環境学習の実施など、再生可能エネルギーに関する各種事業を行う。
4-2 食料の安定供給の停滞					
4-2-a 食料生産基盤の整備					
	胆振西部乳牛検定組合補助金	観光経済 部	農林水産 グループ	乳質改善に取り組む団体の活動を支援することにより、乳質及び生産乳量の向上を図ることを目的とする。	乳牛能力検定事業を実施する胆振西部乳牛検定組合に対して、運営費の一部を補助する。
	農業次世代人材投資事業（経営開始型）	観光経済 部	農林水産 グループ	条件を満たす新規青年就農者に対し、就農直後の所得を確保する給付金を給付することにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とする。	地域の農業者が策定した「人・農地プラン」において中心経営体と位置付けられた新規青年就農者に対して、国の制度を活用し給付金を給付する。【農業人材力強化総合支援事業、北海道農業次世代人材投資事業】
	市牧場管理事業	観光経済 部	農林水産 グループ	市内畜産家の育成牛等の預託を受け入れることにより、乳牛の飼養管理、畜産農家の労働の省力化を図り、もって、乳牛品質の向上及び畜産農家の生活環境の改善を図ることを目的とする。	指定管理制度により、市牧場（鉦山町）の草地の維持管理などを行うとともに、草地不足の酪農家の育成牛などの受け入れを行う。
	農業経営基盤強化資金利子助成事業	観光経済 部	農林水産 グループ	設備投資等に要する借入に係る金利の一部を助成することにより、農業者の経済的負担を軽減し、農業経営の安定化を図ることを目的とする。	認定農業者が借り受ける農業経営基盤強化資金の利子の一部を助成する。【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、北海道農業経営基盤強化資金利子補給費補助金交付事業】
	ホッキ空貝処分事業補助金	観光経済 部	農林水産 グループ	いぶり中央漁業協同組合が行う漁場整備の取組を支援することにより、「資源管理型漁業」を推進することを目的とする。	いぶり中央漁業協同組合に対して、ホッキ貝の漁場に高密度で分布するホッキ空貝（死殻）の処分に要する経費の一部を補助する。
	漁業近代化資金利子補給金	観光経済 部	農林水産 グループ	漁船の購入等に係る漁業者の経済的負担を軽減することにより、漁業資本装備の近代化を促進することを目的とする。	漁業近代化資金金融通法に基づく漁業者等の漁業資本装備資金を融資した金融機関に対し、借入金利子の1%（上限）を補給する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	環境保全型農業直接支払交付金	観光経済部	農林水産グループ	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者団体等を支援することにより、環境保全型農業の推進・普及を図ることを目的とする。	自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する農業者団体等に対して交付金を交付する。交付金は、支援対象となる取組の交付単価に基づき、取組面積に応じて交付する。
4-2-b 道産食料品の販路拡大					
	登別産一次産品普及促進事業	観光経済部	農林水産グループ	市内で生産される農水産物の地域内における流通や消費の促進を図り、地域の食材としての認知度を高め、一次産品の価値を高めることを目的とする。	市内で生産される牛乳や乳製品、登別牛、のぼりべつ豚、水産物などの一次産品を対象に、生産者等と協力して、市内で実施されるイベント等でPRするほか、市内の宿泊施設や飲食店での利用促進を図る。
4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止					
4-3-a 水道施設等の防災対策					
	送配水施設整備事業	都市整備部	水道グループ	水道施設の健全性を維持するため、中長期的な視点で施設全体の予防保全的な調査や補修、更新等の整備を行い、「安全な水道水の供給」「確実な給水の確保」さらに「安定した水道事業の運営の持続」を図ることを目的とする。	水道施設の経年化及び老朽化対策や機能改善のため施設整備を計画的に進め、安定給水を図るとともに耐震化率の向上や漏水調査を実施し、計画的かつ効率的な水道事業運営を図る。
	簡易水道施設送配水施設整備事業	都市整備部	簡易水道グループ	簡易水道施設の健全性を維持するため、中長期的な視点で施設全体の更新等の整備を行い、「安全な水道水の供給」「確実な給水の確保」さらに「安定した簡易水道事業の運営の持続」を図ることを目的とする。	簡易水道施設の経年化及び老朽化対策や機能改善のため施設整備を計画的に進め、安定給水を図るとともに、計画的かつ効率的な簡易水道事業運営を図る。
4-3-b 下水道施設等の防災対策					
	公共下水道汚水整備事業	都市整備部	下水道グループ	公共下水道の計画区域内において、汚水管渠、処理場の整備を行うことにより、汚水排除による生活環境の改善、公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。	汚水管渠や終末処理場（若山浄化センター）の改築更新を行う。
4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止					
4-4-a 交通ネットワークの整備					
	道道上登別室蘭線3・4・313東通改良受託事業	都市整備部	都市政策グループ	市の総合的な交通網整備を推進することで、道路交通の円滑化や道路利用者の安全確保を図ることを目的とする。	北海道により進められている道道上登別室蘭線東通の拡幅改良事業のうち、第1工区について用地補償業務を北海道から委託を受けて実施する。 ・用地買収 一式 ・物件移転補償 一式

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
4-4-b 道路施設の防災対策等					
	照明灯設置事業	都市整備部	土木・公園グループ	歩行者及び通行車両の夜間における安全を確保し、市内の交通危険箇所の解消と交通事故防止を図ることを目的とする。	交通量の多い交差点等で、道路施設として必要な箇所に照明灯を設置する。
	ロードマーク設置事業	都市整備部	土木・公園グループ	道路の中心線及び外側線等の復旧又は新設を行うことにより、通行車両の安全確保を図ることを目的とする。	概ね6m以上の幅員を有する市道の路面上で、摩擦や除雪が原因で著しく消耗している箇所等について、センターラインやドット線などを施工する。
	市道舗装排水整備事業	都市整備部	土木・公園グループ	市内の幹線道路及び生活道路の改良等を行うことにより、総合的な道路交通網の整備や歩行者及び通行車両の安全を確保することを目的とする。	要望、パトロール等により整備を要する市道路線を抽出し、優先度の高いものから順に、測量、設計等を実施し、舗装面、路盤、排水の改良を行う。
	道路維持補修・市道常時補修事業	都市整備部	土木・公園グループ	市道の適切な維持管理を行うことにより、歩行者及び通行車両の安全確保を図ることを目的とする。	市道の維持補修を行う。 道路施設の補修（舗装、排水、街路灯、付帯施設等） 道路施設の維持（道路沿線草刈り、路面及び排水清掃、道路パトロール委託等）
	橋梁維持補修事業	都市整備部	土木・公園グループ	橋梁の維持管理を行うことにより、歩行者及び通行車両の安全確保を図ることを目的とする。	道路橋の維持管理及び補修を行う。
	橋梁長寿命化事業	都市整備部	土木・公園グループ	橋梁の延命化によるライフサイクルコストの縮減と事業費の平準化を行うために策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の修繕を実施することにより、安全・安心な道路網整備を図る。	市が管理する橋梁は市道105橋、認定外道路15橋を橋梁長寿命化修繕計画に基づき、5年毎の定期点検及び、予防保全型の修繕を計画的に実施する。
	道路付属施設整備事業	都市整備部	土木・公園グループ	道路付属施設を計画的に点検及び修繕をし、安全・安心な道路網整備を図る。	道路の付属施設である舗装、街路灯、道路標識、法面、落石防護ネット、擁壁、トンネル等を定期的に点検をし、危険性が高いと判断された施設は適切に修繕を行う。 道路の防災・減災対策として、幹線道路である登別温泉中央通りにおける法面・土工構造物修繕及び、鷺別学田路線における凍雪害防止の路盤改良は、社会資本整備総合交付金を活用し優先的に実施する。
	幌別駅自由通路西口東側階段耐震化事業	総務部	契約・管財グループ	耐震性のない幌別駅自由通路西口東側階段の取替工事を行うとともに、老朽化した幌別駅自由通路外灯の取替工事を行い、幌別駅利用者並びに幌別駅自由通路利用者の安全性等を確保することを目的とする。	JR幌別駅西口東側の階段の取替え及び外灯取替の実施設計及び取替工事を行う。 ・階段取替 幅：2.85m 長さ：10.02m ・外灯取替 3基
	片倉10号線法面整備事業	都市整備部	土木・公園グループ	道路付属施設である市道片倉10号線の法面の崩壊が進行していることから対策工事を実施し、地域の安全を確保することを目的とする。	令和2年度より社会資本整備総合交付金事業として事業を開始し、測量、地質調査、実施設計を行う。令和3年度から対策工事を実施する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
4-4-c 災害時における新たな交通手段の活用					
	地方生活バス 路線維持費補 助金	市民生活 部	市民サー ビスグ ループ	市民の生活に必要なバス路線を維持す ることにより、地域生活における交通 手段を確保することを目的とする。	国及び北海道と役割分担を図りなが ら、乗合バス事業者に対して、生活交 通路線運行に係る経費を対象に、市単 独補助金を交付する。
	市バス運行業 務	総務部	総務グ ループ (総務)	市バスを効率的に運行することによ り、市民サービスの向上を図ることを 目的とする。	平成28年度から市バス2台を購入し、市 バス運転手として嘱託員を雇用し、直 営方式にて運用を行う。
5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞					
5-1-a リスク分散を重視した企業立地等の促進					
	創業支援事業 費	観光経済 部	商工労政 グループ	市内での創業を考えている者及び創業 間もない者を支援することにより、市 内における創業を促進するとともに、 創業後の経営基盤を安定させ、市内経 済の活性化を図ることを目的とする。	事業所開設費補助金は、新たな事業所 の開設に伴う建物の新築・改装等に係 る経費の一部を補助する。空き店舗活 用事業補助金は、空き店舗になってか ら3カ月以上経過している店舗を利用し て事業を行う者に対し、店舗賃借料の 一部を補助する。特定創業支援事業等 負担金は、「創業支援事業計画」に基 づき、登別商工会議所が実施する特定 創業支援事業等（創業スクール等）に 要する経費の一部を負担する。
	企業立地振興 補助金	観光経済 部	商工労政 グループ	市内における企業の立地を促進し、地 域経済の活性化と雇用機会の拡大を図 ることを目的とする。	市内に施設を新設又は増設する者に対 し、一定要件を満たす場合に、新たな 雇用者数に応じて補助金を交付する。 要件は施設の新設又は増設のために投 下する固定資産の総額が、 3,000万円を超えること、及び新たに雇 用される常用従業員が、新設にあつて は4人以上、増設にあつては2人以上で あること。
	企業誘致等経 費	観光経済 部	商工労政 グループ	効果的な雇用創出等が期待できる企業 を呼び込むほか、市内をフィールドと した企業活動を誘致することにより、 市内経済や雇用の維持・向上を図ると ともに、個性ある地域の産業集積の形 成、活性化を図ることを目的とする。	北海道に進出計画のある企業やこれま で訪問してきた企業を訪問し、市内遊 休地や立地に関する優遇制度の紹介を 行う。
5-1-c 被災企業等への支援体制の整備					
	中小企業相談 事業補助金	観光経済 部	商工労政 グループ	登別商工会議所中小企業相談所が行う 中小企業相談事業を支援することによ り、市内中小企業者の経営の安定と発 展を図ることを目的とする。	登別商工会議所中小企業相談所が行 う、金融や税務等を中心とした中小企 業相談事業に対して補助する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	中小企業者事業資金利子補給金	観光経済部	商工労政グループ	中小企業者等の資金調達に係る負担を軽減することにより、その事業活動を支援し、中小企業者等の経営の安定と発展を図ることを目的とする。	中小企業特別融資制度の事業資金の貸付を受けた事業者に対し、利子補給を行う。 【補給率】小口事業資金 年0.40% 団体事業資金 年1.50% 新分野進出支援資金 年0.70%
	中小企業特別融資積立金	観光経済部	商工労政グループ	中小企業者等に低利の融資を行い、円滑かつ積極的な事業活動を支援することにより、経営の安定と発展を図ることを目的とする。	中小企業者等が低利の融資を受けられるよう、市が融資の原資となる積立金を金融機関に預託する。 【融資の種類】一般事業資金、団体事業資金、小口事業資金、事業所開設資金、小規模商工業近代化資金、新分野進出支援資金

5-2 物流機能等の大幅な低下

5-2-a 流通拠点としての漁港の機能強化

登別漁港維持管理事業補助金	観光経済部	農林水産グループ	漁港の適切な維持管理を行うことにより、快適で安全な漁業活動の場や地域住民の交流の場を確保することを目的とする。	いぶり中央漁業協同組合に対して、登別漁港の軽易な維持管理に要する費用と港内照明灯電気料の一部を補助する。【直轄特定漁港漁場整備事業（登別漁港）】
鶯別漁港維持管理事業補助金	観光経済部	農林水産グループ	漁港の適切な維持管理を行うことにより、快適で安全な漁業活動の場や地域住民の交流の場を確保することを目的とする。	いぶり中央漁業協同組合に対して、鶯別漁港内の照明灯電気料の一部を補助する。【水産物供給基盤機能保全事業（鶯別漁港）】
鶯別漁港機能保全事業負担金	観光経済部	農林水産グループ	漁港管理者である北海道が実施する鶯別漁港（鶯別地区）の機能保全事業費の一部を負担することにより、安全で安心な漁港利用の推進を図ることを目的とする。	北海道が作成した「鶯別漁港機能保全計画」に基づき、北海道が国の補助事業を活用して実施する鶯別漁港（鶯別地区）の機能保全工事等に係る費用の一部を負担する。【水産物供給基盤機能保全事業（鶯別漁港）】

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

6-1-a 森林の整備・保全

民有林造林推進事業	観光経済部	農林水産グループ	民有林の植栽、下刈等の活動を支援することにより、森林の荒廃防止や多面的機能の維持、森林資源の充実に図ることを目的とする。	民有林造林事業のうち、国、道から補助を受けた植栽、下刈、間伐等事業を対象に、事業費の一部を補助する。【未来につなぐ森づくり推進事業】
森林愛護啓蒙事業補助金	観光経済部	農林水産グループ	山火事及び遭難防止、入山者のマナー啓発等の活動を行う団体を支援することにより、森林の保護及び森林に関連した事故の防止を図ることを目的とする。	森林愛護組合連合会が行う、山火事及び遭難防止の巡視活動、啓発チラシの配布、看板設置等の事業に対し、その経費の一部を補助する。
林業振興経費	観光経済部	農林水産グループ	急傾斜地の保護などを行うことにより、地域住民の安全を確保するとともに、生活環境の向上を図ることを目的とする。	森林の保護や治山施設の効果を高めるため、治山施設の点検と維持補修、保安林の保護等を行う。【緊急予防治山事業、山村地域の防災・減災対策】

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	森林経営管理 事業費	観光経済 部	農林水産 グループ	適切な経営管理が行われていない森林 について、平成31年4月1日に施行 された「森林経営管理法」に基づき、意 欲と能力のある森林経営者への集積・ 集約化の推進や市より直接経営管理を 行うことで、林業の成長産業化と森林 の適切な管理の両立を図ることを目的 とする。	意向調査の事前準備（森林所有者の特 定・林況の確認等）・意向調査の実施 （一定の地域の森林所有者が特定され た時点で随時実施）・森林情報管理シ ステム（GIS）の導入
6-1-b 農地・農業水利施設等の保安全管理					
	中山間地域等 直接支払交付 金	観光経済 部	農林水産 グループ	農業生産条件が不利な中山間地域の耕 作放棄地の発生を防止し、農地の多面 的機能を確保することを目的とする。	中山間地域等直接支払交付金事業を実 施し、市牧場を利用する農業者で構成 する集落（団体）に対して交付金を交 付する。【中山間地域等直接支払交付 金 、北海道中山間地域等直接支払交付 金】
	農業用施設等 管理経費	観光経済 部	農林水産 グループ	農業用施設を適切に維持管理すること により、農業者や地域住民の生活環境 の改善、農業基盤の充実を図ることを 目的とする。	農業用通路、農業用排水路などの補修 等を行う。【海岸保全施設整備事業】
	農地有効利用 システム更新 事業	観光経済 部	農林水産 グループ	農地有効利用システム等のデータ更新 を行うことにより、情報の有効活用と 農用地等の適切な管理を推進すること を目的とする。	農地有効利用システム、森林資源情報 システム及び農業振興地理情報システ ムについて、オルソ画像データ・林班 図データ・地番図形データ・地番属性 データの更新を行う。
	有害鳥獣駆除 経費	観光経済 部	農林水産 グループ	有害鳥獣による農林業及び生活環境被 害を最小限に食い止め、農林業の振興 及び市民生活の維持を図ることを目的 とする。	市民からの被害及び苦情相談に基づ き、エゾシカ・アライグマ・キツネ・ カラス・タヌキ・ヒグマなどの有害鳥 獣を駆除する。【鳥獣被害防止総合対 策交付金、鳥獣被害防止総合支援事 業】
7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ					
7-1-a 災害廃棄物の処理体制の整備					
	ごみ減量化推 進事業（資源 ごみの回収）	市民生活 部	環境対策 グループ	環境への負荷を軽減することにより、 ごみの減量化及び循環型社会の構築を 図ることを目的とする。	新聞紙や金属類、びんなど、再商品化 や再利用が可能な資源の回収を行う町 内会や子ども会などの登録団体に対し て、回収量に応じて奨励金を支給す る。
	リサイクルま つり	市民生活 部	環境対策 グループ	ごみの減量化やリサイクルに関する普 及啓発を行うことにより、循環型社会 の構築を図ることを目的とする。	再生品の有効利用、不用品の再利用や 生ごみの資源化等の普及啓発を図る。
	ごみ収集運搬 業務委託事業	市民生活 部	環境対策 グループ	家庭ごみの安全かつ安定的な収集を推 進することにより、良好な生活環境の 維持に努めることを目的とする。	家庭から排出される「燃やせるごみ」 「燃やせないごみ」「資源ごみ」「粗 大ごみ」「有害ごみ」の収集・運搬業 務を委託する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	クリンクルセンター運営管理経費及び最終処分場運営管理経費	市民生活 部	環境対策 グループ	クリンクルセンター及び廃棄物管理型最終処分場等で廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び循環型社会の構築を図ることを目的とする。	クリンクルセンターの安定稼働を図るとともに、最終処分場の安全かつ安定的な運営管理を図る。
7-1-c 仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保					
	のぼりべつ文化交流館整備事業	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	施設の改修を図ることにより、埋蔵文化財の展示・体験や絵画などの展示、及び集会施設として安全・安心に市民が利用できるよう、環境の整備を図ることを目的とする。	日常点検の結果や施設の老朽化等に対応するために改修等を実施する。
	のぼりべつ文化交流館運営管理経費	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	埋蔵文化財に接する機会を設けることにより、郷土に対する理解を深めるとともに、作品展示の場を設けることで市民の文化活動を推進することを目的とする。	市内で発掘・出土した埋蔵文化財の保管・展示、体験学習、市民の作品展示などを行う。
7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足					
7-2-a 災害対応に不可欠な復旧・復興等を担う人材の確保					
	仕事と家庭両立支援（ファミリーサポートセンター）事業	保健福祉 部	こども家 庭グルー プ	育児の援助を受けたい人と、提供したい人が相互に支援を行い、仕事と育児の両立を図ることを目的とする。	子どもの預かりの相互援助組織である登別市ファミリーサポートセンターを設置し、委託により、預かりの調整や預かりのための研修等を行う。
	事業内職業訓練助成金	観光経済 部	商工労政 グループ	登別職業訓練協会が実施する事業内職業訓練の運営を支援することにより、市内企業で働く技能労働者の育成を図ることを目的とする。	職業能力開発促進法に基づく事業内職業訓練事業を実施している登別職業訓練協会に助成金を交付する。
7-3 貴重な観光資源の被災や、風評被害の発生による観光産業復興の遅れ					
7-3-a 観光都市としての情報発信力とブランドイメージの確立					
	観光ホスピタリティ推進事業補助金	観光経済 部	観光振興 グループ	登別市観光ホスピタリティ推進協会が行う事業を支援することにより、地域ぐるみで観光客をもてなす魅力ある観光地づくりの推進を図ることを目的とする。	登別市観光ホスピタリティ推進協会が行う観光ボランティアガイド活動などの観光ホスピタリティ事業等に対して、その要する経費の一部を補助する。
	「市民が育む登別観光」事業	観光経済 部	観光振興 グループ	市民に登別地獄まつり鬼踊りへの参加や日帰り入浴を促すことにより、「観光都市のぼりべつ」の一員として意識や一体感を高めることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・登別地獄まつり「鬼踊り」参加促進事業 各町内会で登別地獄まつり鬼踊りに参加した市民に日帰り入浴券1,000円分を交付するとともに無料送迎バスを運行する。 ・登別市内温泉ホテル、旅館等の利用促進事業 各町内会行事において、登別市内の温泉ホテル・旅館等を利用する場合に利用人数に応じて一定額の利用券を交付する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	登別国際観光 コンベンシ ョン協会助成金	観光経済 部	観光振興 グループ	観光振興に重要な役割を担う登別国際 観光コンベンション協会の運営を支援 することにより、新しい時代のニーズ に対応した観光地づくりを推進するこ とを目的とする。	登別国際観光コンベンション協会に対 して、運営管理に係る経費の一部の補 助を行う。
	観光振興特別 対策事業補助 金	観光経済 部	観光振興 グループ	登別国際観光コンベンション協会が行 う誘客宣伝事業等を支援することによ り、市の基幹産業である観光産業の振 興を図ることを目的とする。	登別国際観光コンベンション協会が行 う誘客宣伝事業等に要する経費の一部 を補助する。
	観光客誘客促 進事業	観光経済 部	観光振興 グループ	観光PRに必要なツールの整備や誘客事 業の参加を通して、観光客入込の増加 を図ることを目的とする。	観光PRイベントへの参加など、観光客 誘致に資する事業に取組む。
7-3-b 外国人を含む観光客等への対応					
	インフォメー ションプラザ 事業補助金	観光経済 部	観光振興 グループ	外国人を含む登別市を訪れる観光客へ の観光案内や、さまざまな観光情報の 発信を通じて、観光客の満足度を向上 させることで、魅力ある観光地づくり を推進することを目的とする。	外国人を含む登別市を訪れる観光客に 安心して楽しく旅行してもらうため、 登別国際観光コンベンション協会が行 うインフォメーションプラザ事業に要 する経費の一部を補助する。
7-3-c 文化財、観光資源の保全・耐震化					
	観光施設維持 管理経費	観光経済 部	観光振興 グループ	国立公園内にある各観光施設の安全確 保や美化清掃を行うことにより、観光 客に快適に利用していただくことを目 的とする。	観光施設に関連する土地の賃借、カル ルス温泉駐車場の清掃業務委託、一般 財団法人自然公園財団登別支部への国 立公園内清掃活動費補助金の交付等 を行う。
	フラワーファン タジーロード 事業補助金	観光経済 部	観光振興 グループ	主要道路の緑化風景を創出すること により、景観を高め、誘客に繋げるこ とを目的とする。	登別市観光ホスピタリティ推進協議会 が行うフラワーファンタジーロード事 業に要する経費の一部を補助する。 【事業内容】 ・桜坂駐車公園及び中央分離帯の草刈 り及び草取り ・桜坂駐車公園「おもてなし花壇」 への植栽 ・中央分離帯への花植栽、一年草の植 栽
	観光施設維持 管理委託料	観光経済 部	観光振興 グループ	国立公園内にある各観光施設の安全・ 安心な利用の提供を目的とする。	登別温泉地区内の国立公園内にある各 観光施設の小破修繕等により迅速に対 応するため、登別国際観光コンベン ション協会に施設維持管理を委託し、 観光客が快適に観光施設を利用でき るよう取組む。
	文化財保護経 費	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	郷土を形作る文化財の保護と活用を 図ることにより、ふるさと登別に対す る理解を深め、大切にすることを 目的とする。	市民に対して指定文化財等の周知を 図るほか、文化財に関する調査・研究 や保護活動を実施するとともに、文 化財の活用等を図る。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
8-1 地域コミュニティの防災活動や、防災教育・訓練の不足による被害の拡大					
8-1-a 平時からの地域コミュニティの活性化					
	地域学校協働本部事業	教育委員会教育部	社会教育グループ	地域と学校がパートナーとして連携・協働し、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、「学校を軸とした地域づくり」を推進することを目的とする。	学校・家庭・地域が連携して各中学校区で地域の特色を生かした地域学校協働活動を実施する。
	コミュニティ助成事業補助金	市民生活部	市民協働グループ	市民団体に対して、活動に必要な経費の一部を補助することにより、市民によるコミュニティ活動を促進することを目的とする。	一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、市民団体に対して活動に必要な経費の一部を補助する。
	登別市連合町内会助成事業	市民生活部	市民協働グループ	単位町内会などの意見・意思を集約する連合町内会の安定的な運営、活動を支援することを目的とする。	単位町内会及び11地区連合町内会を取りまとめる統括組織として、次の各種事業にかかる活動資金を助成金として支給する。 【連合町内会の事業内容】 各種会議の開催、町内会等活動保険の加入、地区懇談会の運営協力、各種回覧板を単位町内会に配布、各種団体主催の行事等への参加、花いっぱい運動・クリーン作戦の実施、防災・防犯及び交通安全の啓発運動の推進等
	町内会運営費助成事業	市民生活部	市民協働グループ	町内会等の運営や行政に協力するための活動支援を目的とする。	町内会等の運営や市行政に協力するための活動費として、加入戸数や防犯灯に係る経費等の基準に基づいて助成金を支給する。 【助成対象町内会等】 9 4 町内会等（単位町内会 9 3 町内会、地区連合町内会 1）
	市民活動センター運営管理経費	市民生活部	市民協働グループ	指定管理者による市民活動センターの運営を通じ、市民活動の総合的な促進を図ることを目的とする。	指定管理者による施設の管理運営により、市民活動団体のニーズ等の把握に努めるなど、民間の活力を最大限生かしながら市民活動の促進を図る。 【指定管理者が行う業務内容】 ・市民活動の支援に関すること ・市民活動の活動情報の収集及び発信に関すること ・市民活動の人材の育成及び発掘に関すること ・市民活動の交流促進に関すること 等

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	まちづくり意識調査事業	総務部	企画調整グループ	平成28年度を初年度とする第3期基本計画の政策・施策・事務事業などに対する市民の満足度や重要度などの評価を調査するとともに、今後、市が行う事業の検証や新たなニーズに応える施策立案のための資料として、網羅的に把握することを目的とする。	協働のまちづくりを推進するためには、総合計画・基本計画で掲げた市の政策・施策について、達成状況や満足度等を的確に把握し、市政へ反映することが重要であるため、市民の意識を原則3年ごとに調査する。
	定住自立圏の形成	総務部	企画調整グループ	中心市と近隣市町村が連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進するため、定住自立圏形成協定を締結した室蘭市や定住自立圏構成市町と役割分担を図りながら、都市機能の構築・充実に努めることを目的とする。	都市機能のさらなる充実に図るため、定住自立圏における取組内容や実施スケジュール、事業費見込額等を記載した「西いぶり定住自立圏共生ビジョン」に基づき、連携市町との協議を行いながら事業に取り組む。
8-1-b 地域防災組織による共助体制の構築					
	地域防災組織の構築	総務部	総務グループ (総務)	災害時に地域の安全を確保するため、住民間の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害発生時の被害の防止及び軽減を目的とした自主防災組織の結成を推進することを目的とする。	未結成の町内会等に対し、地域防災組織の構築の必要性等を説明し、組織結成の推進を図る。 また、自主防災組織が整備する資機材について、登別市防災資機材購入整備費補助事業実施要綱に基づき、その購入費に対して補助金を交付する。
	防犯灯設置費補助事業	市民生活部	市民協働グループ	各町内会が設置して維持管理を行っている防犯灯の新設・改修・補修工事費の一部を補助することを目的とする。	各町内会が新設・改修・補修する防犯灯の費用について、1基に係る工事費の3分の2以内（上限額3万円）を補助する。

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
8-1-c 市民防災教育・訓練の推進					
	老人憩の家維持経費	市民生活 部	市民協働 グループ	高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るとともに、地域住民の活動拠点として住民同士の連携を図ることを目的とする。	指定管理者への委託により老人憩の家の運営管理を行う。 【指定管理者の業務内容】 ・施設の使用許可に関すること ・施設の維持管理に関すること ・施設及び付属設備の清掃及び補修に関すること ・備品の管理に関すること ・小規模な修繕に関すること ・災害時の避難所としての協力
	総合防災訓練経費	総務部	総務グ ループ (総務)	地域住民及び防災関係機関等の参加による総合防災訓練を実施し、防災関係機関の災害発生時の応急対策を確認するとともに、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。	地域住民をはじめ、防災関係機関等の参加により総合防災訓練を実施する。 (隔年実施)
	防災意識普及啓発活動事務	総務部	総務グ ループ (総務)	防災に関する研修会の開催、市ホームページで防災情報の掲載及び冊子の配布等を行うことにより、市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。	希望する各町内会等を対象とし、災害発生時の被害を最小限にとどめるための備え及び災害が発生した際の対応等を説明する研修会を開催するほか、市ホームページに防災情報を掲載すること及び防災マップ等の冊子を配布することにより、市民の防災意識を向上させる。
	公民館運営管理経費	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	地域住民に交流・研修の場を提供することにより、生涯学習の環境の充実を図ることを目的とする。	登別公民館、登別温泉公民館の運営管理及び鷺別公民館も含めた各公民館の老朽箇所の補修や備品の整備を実施する。
	教育施設運営管理経費	教育委員 会教育部	社会教育 グループ	市民が活発に文化・スポーツ活動を行うことができる環境を整えることにより、市民の健全な心身の育成を図ることを目的とする。	指定管理者への委託により社会教育施設の運営管理を行う。 (対象施設：市民会館、鷺別公民館、総合体育館、陸上競技場)
	婦人研修の家維持管理経費	市民生活 部	市民協働 グループ	婦人の生活文化や教養の向上を図ることにより、地域における婦人間の連携を深めることを目的とする。	指定管理者への委託により婦人研修の家の運営管理を行う。 【指定管理者の業務内容】 ・施設の使用許可に関すること ・施設の維持管理に関すること ・施設及び付属設備の清掃及び補修に関すること ・備品の管理に関すること ・小規模な修繕に関すること ・災害時の避難所としての協力

施策 体系	事業情報			事業概要	
	事業名	所管		事業の目的	事業の概要
		部・局	グループ		
	若草つどいセンター・富浦会館等運営管理経費	市民生活 部	市民協働 グループ	指定管理者による施設の管理運営により、地域住民の生活文化の振興と住民福祉の増進を図ることを目的とする。	指定管理者への委託により施設の運営管理を行う。 【指定管理者の業務内容】 ・施設の使用許可に関すること ・施設の維持管理に関すること ・施設及び付属設備の清掃及び補修に関すること ・備品の管理に関すること ・小規模な修繕に関すること ・災害時の避難所としての協力
	登別温泉ふれあいセンター運営管理経費	市民生活 部	温泉支所	市民の福祉の増進及び健康で文化的な地域社会の形成と発展を図ることを目的とする。	支所や図書館機能、情報コーナーのインフォメーション機能などを備えた、多目的な公共施設として設置した登別温泉ふれあいセンターの運営及び維持管理を行う。
	8-1-d 避難行動要支援者等の要配慮者対策				
	生活支援体制整備事業	保健福祉 部	高齢・介護グループ	地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置のほか、情報共有や連携のネットワークを目的とする協議体により、高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的とする。	地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と協議体による一体的な取組みにより、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人などの多様な事業主体による生活支援サービスの提供体制の構築を進めるとともに、地域の支え合いの機運醸成を図る。